

田儀櫻井家

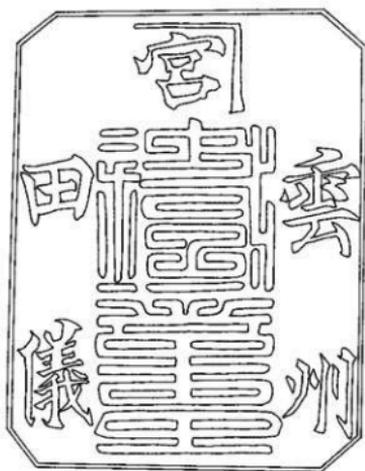
田儀櫻井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書



平成16(2004)年8月
島根県多伎町教育委員会

田儀櫻井家

田儀櫻井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書



平成16(2004)年8月

島根県多伎町教育委員会



山内集落跡の石垣群（宮本鍛冶屋跡）



金屋子神社本殿



金屋子神社境内

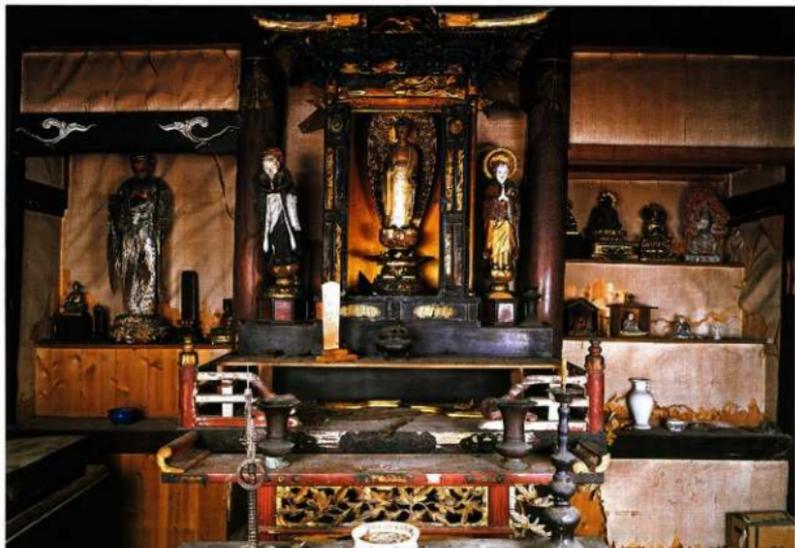


櫻井家墓地・智光院墓地

卷頭図版 4



智光院本堂 格天井板絵



智光院本堂 内陣

序

多伎町奥田儀宮本の地に、田儀櫻井家によるたたら製鉄の生産遺跡が極めて良好な状態で残されていることはすでに知られているところです。この田儀櫻井家の営んだ製鉄業は、江戸時代初期から明治23(1890)年まで約250年の間、松江藩松平氏の庇護のもとに神門郡の大工業として発展し、同時に公共事業面でも田畑の開墾、道路の開削など大きな足跡を残しました。その本拠地であった宮本の地には、金屋子神社、櫻井家の菩提寺「智光院」また櫻井家歴代当主の墓、鍛冶に関わる山内集落跡が、時の流れを止めたごとく静かに、ひっそりと残されています。

これらに光を当てる試みを「第4次多伎町総合振興計画」また「過疎地域自立促進計画」の中に「宮本史跡公園整備事業」として位置づけました。ふるさとの一大産業を経営した田儀櫻井家の足跡を史跡公園として保存活用していきたい、ということに端を発したのが「宮本櫻井家のたたら製鉄に関する調査委員会」を立ちあげた理由です。実態がほとんど知られなかったこの遺跡について、このたび初めて学術調査体制を組織し、各分野からなる総合的な基礎調査をおこなうことができました。

本書は現時点での成果報告にあわせ、将来への方向性をまとめたものです。これが田儀櫻井家製鉄遺跡の保護と活用に寄与し、ひいては地域の活性化の一助になることを祈念しております。

平成15年11月から平成16年3月までの非常に短い調査期間ではありましたが、委員の皆様方のご指導とご協力により所期の目的を果たし、本書を刊行することが出来ましたことに厚くお礼を申し上げますとともに、労を惜しまず多大なるご支援をいただいた宮本史跡保存会、島根県教育庁文化財課、島根県埋蔵文化財調査センターその他関係の皆様に対し心から厚くお礼申し上げます。

平成16年8月

多伎町長 伊藤 裕

発刊にあたって

奥田儀宮本の里から鉄づくりの火が消えてより100余年、人々が去り無住の地になって7年が過ぎました。往時の賑わいも夢のあととなり、今は残された遺跡だけが静かに息づいています。

江戸時代初め以来、奥田儀宮本の地にて代々製鉄業を営んだ田儀櫻井家は、250年に及ぶその経営の歴史のなかで幾多の苦境を経験し、乗り越えることに成功しました。そして奥出雲の三大鉄師として知られる田部家、絲原家、仁多(可部屋)櫻井家に次ぐ家格を得て、安定した鉄産出量を保ち、地域の経済や人々の暮らしに大きな影響を与えました。その経営は多伎町内にとどまらず、佐田町や大田市に点在するたたら場の運営に深く関わったことはすでに知られているとおりです。また、交易圏は出雲国外に広く展開し、産出された鉄は大坂市場はもちろんのこと、廻船業者により遠く北陸にいたるまで出荷され、その帰り荷として多くの文物がこの多伎の地にもたらされました。

そうした田儀櫻井家による製鉄業の実態について、今回初めて、待望の総合調査が実施されました。極めて限られた期間でしたが、参加いただいたスタッフの熱くたぎる情熱によって遂げられた調査の成果を、このたび報告書として刊行するはこびとなりました。郷土の歴史、文化を正しく評価し後世へと引き継ぐ責務を、微力ながらこうして果たせたことは無上のよろこびとするところです。

ご指導ご協力いただいた島根県教育庁文化財課、島根県埋蔵文化財調査センター、関係の皆様に対し心より謝意を表するとともに、遺跡に対する深い愛情を持ち、かねてより地道な保存活動に尽力された宮本史跡保存会の皆様に対し、心より敬意を表するところであります。その熱意が今回の刊行へとつながったことを記し、ごあいさつといたします。

平成16年8月

多伎町教育委員会 教育長 鳥屋原 敏 夫

例言

1. 本書は多伎町教育委員会が平成15年度に実施した『田儀櫻井家のたたら製鉄に関する基礎調査』の記録である。
2. 本書で扱う「宮本鍛冶屋跡」の所在地は次のとおりである。
島根県簸川郡多伎町大字奥田儀字宮本
3. 櫻井家の呼称については、「宮木（屋）櫻井家」「田儀櫻井家」「田儀宮本櫻井家」などあるが、本書では「田儀櫻井家」に統一した。
4. 調査組織は次のとおりである。（平成15年度）
〈宮本櫻井家のたたら製鉄に関する調査委員会〉
会長 田中義昭（島根県文化財保護審議委員会委員、元島根大学教授）
アドバイザー 河瀬正利（広島大学大学院文学研究科教授）
副会長 石飛 友治（多伎町助役）
委員 相良 英輔（島根大学教育学部教授）
和田 嘉宥（国立米子工業高等専門学校教授）
浅沼 政誌（島根県立博物館主任学芸員）
松尾 充晶（島根県埋蔵文化財調査センター主事）
鳥屋原敏夫（多伎町教育委員会教育長）
田中 正實（町文化財専門委員）
石飛 赳（町文化財専門委員）
事務局 多伎町教育委員会 柳來仁司（教育課長）、三原順子（生涯学習係長）
多伎町地域振興課 森脇悦朗（地域振興課長）、内藤雅超（企画振興係長）
指導機関 島根県教育庁文化財課、島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
5. 本書の執筆は、調査委員会各委員と事務局職員のほか、下記の調査担当者がおこなった。執筆分は目次および各文末に記した。なお、第2章～第10章はそれぞれに独立した形の報文・論文となっている。従って、それぞれの間の記述事項と内容の相互調整は行っていないことを断っておきたい。（肩書は平成15年時）
西尾 克己（島根県埋蔵文化財調査センター調査第一課長）
原田 敏照（島根県教育庁文化財課文化財保護主事）
仲野 義文（石見銀山資料館学芸員）
鳥谷 智文（国立松江工業高等専門学校助教授）
阿部 智子、江角ひろみ（多伎町教育委員会臨時職員）
6. 石造物調査の現地作業には、宮本徳昭、湯川登、岩谷和樹、松尾澄美が参加した。
7. 調査および報告書作成にあたって、下記の方々及び諸機関から有益な御指導・助言と御協力をいただいた。芳名を記して深甚の謝意を表する。（敬称略、肩書は平成15年時）
◇調査指導◇ 穴沢義功（たたら研究会委員）、田中迪亮（島根県文化財保護指導委員）
◇調査協力◇ 櫻井尚（仁多櫻井家13代当主）、堀江正人（可部屋集成館）、宮本史跡保存会（河上清、永井秋夫、石飛信高、川上昭、木村文一、森山利美、和田森恒雄、伊藤義明、森山確夫、栗原悦夫）、太田美晴、浜村春枝、小村俊美、井原建幸、森山幸恵、長吉強司、森山浩子、伊藤博人、長福寺岩谷泰介、山崎久和、山崎敏江、山崎順子、佐々木幸男、佐々木智恵子
8. 巻末の英文要旨はPaul Irwin（多伎町教育委員会外国語指導助手）の英訳による。
9. 本書の編集は各委員および事務局の協力を得て松尾充晶がおこなった。
10. 中表紙のデザインは田儀櫻井家の印章を使用した。但し、製作年代や使用時期など詳細は現段階では不明である。

調査の経過

今は無住の地となっている奥田儀宮本地区は、かつてたたら製鉄事業で栄えた地である。「宮本鍛冶屋跡」として以前から周知の遺跡であり、文献史料に関する若干の研究があったものの、体系的な調査は現在までおこなわれていない。現地には山内集落の建物が立ち並んでいたことを示す石垣群、金屋子神社、経営を担った田儀櫻井家の邸宅跡や菩提寺、そして数多くの墓塔などが、きわめて良好な状態で保存されているが、そのことを知る人は少ない。平成6年に地元有志により結成された「宮本史跡保存会」の献身的な維持管理活動により、遺跡はかろうじて荒廃から守られ、その歴史的価値を保ち続けている状態であった。

そうしたなかで、平成12年4月「第4次多伎町総合振興計画」に「宮本史跡公園整備事業」として遺跡の活用が計画されることとなった。その前段階として、平成15年度に「宮本櫻井家のたたら製鉄に関する調査事業」として基礎的な調査事業が実施された。田儀櫻井家が経営したふるさとの一大産業の歴史的・文化的価値を明らかにし、この貴重な遺跡を次世代へ伝えていくうえでの基礎資料を得ることが目的である。

調査をおこなうにあたり、平成15年11月、「宮本櫻井家のたたら製鉄事業に関する調査委員会」が組織された。委員は文献史学、考古学、民俗学の研究者および地元有識者、行政関係者からなり、さらにアドバイザーとして製鉄遺跡の専門研究者に加わっていただいた。調査は11月の第1回調査委員会開催後に着手され、遺跡踏査・文献調査・建造物調査・民俗調査・石造物調査などの各分野に分担しておこなわれた。きわめて限られた期間で、雪深い現地では厳しい条件であったが、休日、余暇を返上して参加した調査指導者、各委員および事務局職員により集中的に調査がおこなわれ、成果は着実に重ねられていった。その中間結果は平成16年1月、3月に開かれた調査委員会席上で随時報告され、総合的に検討が加えられ、調査方針が議論された。

平成15年度の調査はわずか3ヶ月あまりの短い期間であったが、各分野で一定の成果が得られた。平成16年度にはこうした調査成果を報告書としてまとめ、広く公開するための執筆、編集作業が進められた。4月以降、各分野ごとに担当者が意見を交わしながら作業を進め、8月には本書発刊のはこびとなった。

本文目次

序／発刊にあたって

例言

調査の経過

第1章 田儀櫻井家の歴史的環境	…………… (三原順子・阿部智子)	1
第2章 宮本鍛冶屋跡と山内集落跡	…………… (田中義昭・西尾克己)	7
第3章 田儀櫻井家の沿革	…………… (鳥谷智文)	19
第4章 田儀櫻井家のたたら製鉄業経営	…………… (相良英輔)	39
第5章 田儀櫻井家の産鉄流通について	…………… (仲野義文)	49
第6章 建造物調査の結果	…………… (和田嘉有)	61
第7章 民俗資料の調査	…………… (浅沼政誌)	73
第8章 石造物からみた田儀櫻井家	…………… (松尾充品)	85
第9章 周辺製鉄関連遺跡の踏査	…………… (田中義昭・西尾克己・原田敏照・阿部智子)	125
第10章 田儀櫻井家に関する基礎調査の意義	…………… (河瀬正利)	143
第11章 成果の総括と今後への課題	…………… (田中義昭)	149

SUMMARY (英文要旨)

報告書抄録

挿図目次

第1図 多伎町内の主要遺跡位置図(1/55,000)	……………	2
第2図 宮本鍛冶屋跡周辺施設配置図(1/1,500)	……………	8
第3図 大正時代の宮本地区住宅図	……………	10
第4図 宮本鍛冶屋跡 周辺地形測量図(1/1,000)	……………	11~12
第5図 鳥屋尾家廻船の交易地	……………	56
第6図 北国3ヶ国のおもな寄港地	……………	56
第7図 田儀櫻井家邸宅の建物配置図	……………	61
第8図 宮本金屋子神社 配置図(1/200)・本殿平面図(1/30)	……………	64
第9図 加賀谷金屋子神社 本殿・拝殿平面図(1/30)	……………	66
第10図 智光院平面図(1/125)	……………	68
第11図 宮本地区の石造物位置図(1/3,000)	……………	86
第12図 櫻井家墓地 墓塔配置図	……………	87
第13図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図①(1/30)	……………	88
第14図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図②(1/30)	……………	89
第15図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図③(1/30)	……………	90

第16図	田儀櫻井家 当主の墓塔規模比較	93
第17図	11代運右衛門直順墓塔 墓碑銘文拓影	96
第18図	智光院と櫻井家墓地・智光院墓地(1/300)	101
第19図	櫻井家墓地・智光院墓地 墓塔配置図(1/150)	102
第20図	水九子山 墓塔配置図(1/300)	103
第21図	山内墓地 時期別死没者数の変化	109
第22図	時期別墓塔造立経過①(左:水九子山墓地、右:智光院墓地)	110
第23図	時期別墓塔造立経過②	111
第24図	居住地別 智光院檀家死没者数	113
第25図	金屋子神社 石造物配置図(1/300)	118
第26図	神社・寺院の灯籠(1/30)	119
第27図	聖谷たたら跡 地蔵石龕実測図(1/30)	122
第28図	地蔵実測図(1/4)	123
第29図	製鉄関連遺跡位置図(1/20,000)	126
第30図	越堂たたら跡 建物配置図	127
第31図	屋形遺跡周辺地形図(1/1,500)	130
第32図	屋形遺跡 石垣実測図(1/60)	130
第33図	掛樋たたら跡略測図(1/1,000)	131
第34図	屋敷谷Ⅱ・Ⅲ遺跡略測図(1/1,500)	132
第35図	西明原の前たたら跡略測図(1/1,000)	134
第36図	西明原たたら跡略測図(1/1,000)	134
第37図	堂のそねたたら跡略測図(1/600)	136
第38図	聖谷たたら跡略測図(1/1,000)	137
第39図	道ヶ崎たたら跡略測図(1/1,500)	138
第40図	田儀櫻井家系譜	153

表 目 次

第1表	多伎町内遺跡一覧表	3
第2表	宮本鍛冶屋跡山内採取陶器一覧	16
第3表	宮本鍛冶屋跡山内採取磁器一覧	16
第4表	田儀櫻井家と関係のある主なたたら・鍛冶場	19
第5表	田儀櫻井家天保2～6年の平均鉄生産高	24
第6表	櫻井運右衛門の藩からの待遇	25
第7表	田儀櫻井家嘉永3～安政元年の平均1ヵ年鉄生産高	25
第8表	仁多・飯石・神門・大原郡鉄師別たたら・鍛冶屋の嘉永3～安永元年の平均1ヵ年の操業による代銀	26
第9表	櫻井運右衛門の長州戦争での働き及び褒章	26

第10表	櫻井勝之助の災害援助及び褒章	26
第11表	田儀櫻井家たたら製鉄関係年表	30
第12表	安政5(1858)年奥原御たたら所年間操業収支	42
第13表	鉄・銅価格一覧	43
第14表	安政5(1858)年奥原御鍛冶屋製鉄収支	44
第15表	明治4年加賀谷たたら所 正月から盆までの操業収支	44
第16表	明治4年加賀谷たたら所 鍛冶屋収支	45
第17表	明治6年加賀谷鍛冶屋年間収支	45
第18表	明治6年宮本鍛冶場経営収支	46
第19表	加賀谷たたら所の出鉄状況	49
第20表	宮本鍛冶場の製品と販売状況	51
第21表	加賀谷たたら所 割鉄販売状況	51
第22表	加賀谷たたら所 割鉄販売状況	51
第23表	田儀浦廻船の出雲崎入津状況	54
第24表	烏屋尾家の購入状況	56
第25表	烏屋尾家の販売状況	57
第26表	能登国への販売状況	58
第27表	烏屋尾家による櫻井産鉄の販売状況	59
第28表	櫻井家墓地 墓塔一覧表	95
第29表	智光院墓地 墓塔一覧表①(僧侶ほか)	104
第30表	智光院墓地 墓塔一覧表	104
第31表	水丸子山墓地 墓塔一覧表	107
第32表	智光院・金屋子神社境内石造物一覧表	120

写真目次

巻頭図版 1	山内集落跡の石垣群(宮本鍛冶屋跡)	
巻頭図版 2	金屋子神社本殿	
巻頭図版 3	金屋子神社境内/櫻井家墓地・智光院墓地	
巻頭図版 4	智光院本堂 格天井板絵/内陣	
写真 1	遺跡周辺航空写真	4
写真 2	智光院本堂	7
写真 3	櫻井家墓地と智光院墓地	7
写真 4	邸宅跡背後の石垣	9
写真 5	邸宅跡の手水鉢	9
写真 6	大正10年頃の櫻井家邸宅跡	10
写真 7	「大鍛冶場跡」付近の平坦面(左岸から望む)	14
写真 8	山内の石垣群	14

写真9	石組みの貯水池	14
写真10	水丸子山墓地	15
写真11	金屋子神社境内	15
写真12	金屋子神社の参道石段	15
写真13	肥前系磁器(18世紀)	17
写真14	肥前系磁器(19世紀前半)	17
写真15	肥前系磁器(19世紀中葉)	17
写真16	地元産陶器(19世紀)	17
写真17	櫻井家邸宅跡と宮本川	61
写真18	宮本金屋子神社への石段	62
写真19	宮本金屋子神社本殿	63
写真20	本殿柱上の組物及び軒回り	63
写真21	拝殿正面より	63
写真22	拝殿と本殿	63
写真23	加賀谷金屋子神社全景	65
写真24	本殿見上げ	65
写真25	拝殿より本殿を見る	66
写真26	智光院前景	67
写真27	本堂内陣横板戸の墨書	67
写真28	欄間とその周辺	68
写真29	厨子と阿弥陀如来像	68
写真30	西比田の金屋子神社	69
写真31	西比田金屋子神社本殿	69
写真32	宮本金屋子神社棟札	71
写真33	加賀谷金屋子神社棟札	71
写真34	太刀	73
写真35	薙刀	74
写真36	弓	74
写真37	十字槍	74
写真38	鑼太鼓	74
写真39	鉄製亀1	75
写真40	鉄製亀2	75
写真41	鉄棒	75
写真42	釘類	76
写真43	釘抜き	76
写真44	かすがい	76
写真45	かんぬき金具類	76
写真46	額受け金具類	76

写真47	書類箱	77
写真48	行灯台 1	77
写真49	行灯台 2	77
写真50	千歯抜き 1	77
写真51	千歯抜き 2	77
写真52	神 輿	78
写真53	獅子頭	78
写真54	磬子 1	79
写真55	磬子 2	79
写真56	鏡 鉦	79
写真57	鉦 鼓	79
写真58	伏 鉦	79
写真59	陶磁器類	80
写真60	金屋子神社祭礼の花馬	80
写真61	金屋子神社神楽の様子	81
写真62	幟(大)(小)	82
写真63	大幣(表)(裏)	83
写真64	五色幣(表)(裏)	83
写真65	数珠玉	83
写真66	広島県高野町本誓寺墓地	97
写真67	仁多櫻井家墓地	97
写真68	櫻井家墓地全景	98
写真69		98
写真70		98
写真71		98
写真72		99
写真73		99
写真74		99
写真75		99
写真76		99
写真77		100
写真78		100
写真79	智光院墓地A (右から順に32~39)	114
写真80	34. 地蔵	114
写真81	35. 無縫塔	114
写真82	38. 伊秩甲斐守角塔	114
写真83	智光院墓地 全景(櫻井家墓地の奥がB~G群)	115
写真84	智光院墓地C群(西から)	115

写真85	水丸子山墓地 A群 (西から)	116
写真86	水丸子山墓地 B群 (東から)	116
写真87	水丸子山陵線上の集石遺構	116
写真88	155. 形態A	117
写真89	195. 形態B	117
写真90	190. 形態C 戒名「鐘屋了鉄信上」	117
写真91	208. 形態D	117
写真92	金屋子神社 227	120
写真93	同上 228	120
写真94	聖谷たたら跡の地蔵	123
写真95	聖谷たたら跡の地蔵石龕	123
写真96	越堂たたら周辺	128
写真97	権現山の石造物	128
写真98	屋形遺跡調査風景 (南から)	129
写真99	屋形遺跡石垣 (西から)	129
写真100	屋形遺跡石垣断面 (南から)	129
写真101	掛桶たたら跡の石垣	131
写真102	屋敷谷 I 遺跡	133
写真103	屋敷谷 II 遺跡	133
写真104	屋敷谷 III 遺跡	134
写真105	西明原の前たたら跡	135
写真106	西明原たたら跡	135
写真107	西明原たたら跡	135
写真108	堂のそねたたら跡	135
写真109	茗ヶ原奥たたら跡	136
写真110	茗ヶ原奥たたら跡	136
写真111	道ヶ崎たたら跡	139
写真112	道ヶ崎たたら跡	139

第1章 田儀櫻井家の歴史的環境

三原順子・阿部智子



第一章 田儀櫻井家の歴史的環境

第1節 調査の対象

多伎町は高根県の中央部、出雲圏域海岸部の西端にあり、北緯35度15分、東経132度37分付近に位置している。町域は東西約8.2km、南北約10.8kmに及び、面積は55.04km²である。北は日本海に面し、東は湖陵町を経て出雲市に、南は佐田町、西は大田市に接している。また、山系は概ね南北に走り山容は東より西に至るに従い急峻となり海岸近くまで迫っている。この山系に沿い田儀川、小田川、久村川の3河川が日本海に注いでいる¹⁾。

田儀地区を流れる田儀川は、大須川、宮本川、草井谷川、大年谷川、仙山川、塚之尾谷川などを合して田儀湾の西部で日本海に注いでいる。神戸川の支流、佐津目川と、田儀川との分水嶺付近は400m内外で最も高い。この分水嶺は、下佐津目の西方から、小田川との分水嶺となり、要害山、亀山と比較的高度を保ちながら海岸に達している。南東部の聖谷は小田川の上流である²⁾。

また、多伎町における土地利用の状況は、宅地1.16km²(2.1%)、農用地2.86km²(5.2%)、林野37.91km²(68.9%)と大部分を山林が占めている³⁾。

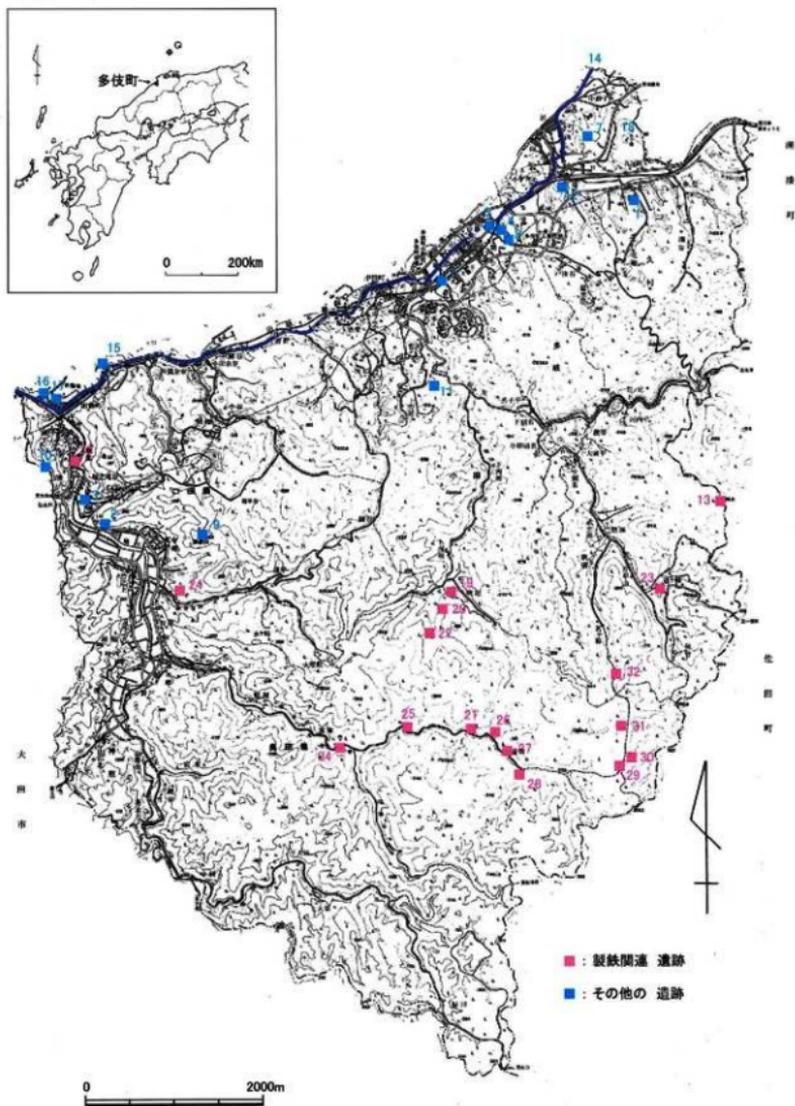
宮本鍛冶屋跡のあたりは、ひときわ山が険しい。田儀川を河口から5kmほど上ると、宮本川との合流地に至る。ここから宮本川に沿ってさらに約2km、狭く険しい谷筋を上流へと進むと宮本集落跡が見えてくる。屋敷谷と福羅谷が交わる一帯が、宮本鍛冶屋跡である。川に面する緩斜面に平坦地がいくつも連なるが、現在は住む人も無くわずかな廃屋が残るのみである。

第2節 遺跡の歴史的環境

多伎町内で知られている遺跡はそれほど多くはない。初付着痕跡をのこした弥生土器が発見された矢谷遺跡があるほか、石蔵や土鏝、石斧などの遺物が町内各地で採集されているが、明確な集落跡などは知られていない。古墳時代にはわずかながら小規模な古墳や横穴墓が築かれており、島根大学の山本清氏によって調査された経塚山古墳群などは著名な例である。奈良時代の天平5(733)年に撰上された『出雲国風土記神門郡条』には「多伎郷。郡家の西南二十里なり。天下造らしし大神の御子、阿陀加夜努志多伎古比売命産しき。故、多言と云ふ。神亀三年に、字を多伎と改む。」と記され、遺跡を含むほぼ現在の町域が律令期における「多伎郷」に相当していたと考えられている。多伎町は出雲国と石見国と境を接し、「多伎驛」「剱」「戌」があると記され、石見へと続く「正西道」の交通の要所、国境の要地となっていた。交通の要衝の地としての性格は中世にもひきつがれ、尼子氏、毛利氏攻防の舞台となった中世山城が町内に点在している。

やがて石州街道も通じたが、多伎町の西端にある田儀地区は、雲石の国境論争の場となり時には本願寺などがその談判場になったこともあった⁴⁾。

製鉄関連の遺跡は、越堂たたら跡などがわずかに海岸近い平地部にあるほか、宮本鍛冶屋跡を含めたほとんどが山林部の細い谷筋沿いに点在している。これらはいずれも川にそった道を介して結ばれている。なお、宮本鍛冶屋跡については第2章で、その他の製鉄



第1図 多伎町内の主要遺跡位置図(1/55,000)

第1表 多伎町内遺跡一覧表

番号	遺跡名	種別	所在地	概要	備考
1	矢谷遺跡	散布地	久村	弥生土器	
2	経塚山古墳群	古墳	口田儀 塚尾谷口	4基確認、箱式石棺、壱穴式石室、石枕、人骨、玉類、土器類、刀剣	消滅
3	経塚山横穴群	横穴	口田儀 塚尾谷口	3穴、家形妻入	消滅
4	砂原小山横穴群	横穴	多岐 砂原	家形妻入、須恵器	1基消滅
5	小田古墳	古墳	小田	土器	所在不明
6	砂原古墳	古墳	多岐 砂原	箱式石棺?、土師器、須恵器	消滅
7	正南横穴群	横穴	久村 正南谷	3穴、家形妻入、具、直刀他	崩壊
8	後谷横穴群	横穴	久村 後谷 蛇窪	3穴、妻入、丸天井	崩壊
9	要害山城跡	城跡	口田儀 中郷	山城(郭、帯郭、土塁)、古蔵	
10	鶴ヶ城跡	城跡	口田儀 清武山	山城(郭、帯郭、壱切、壱堀、土塁、石垣)	
11	富士ヶ城跡	城跡	小田 菅沢	山城(郭、帯郭、壱切、土塁、虎口、櫓台)、宝篋印塔	遺構一部破損
12	平畑城跡	城跡	久村 新道	山城	消滅
13	熊ヶ丸城跡	城跡	小田	祭祀跡、山城(郭、壱切)	
14	山陰道	街道跡		近世街道跡	
15	口田儀台場跡(1)	台場跡	口田儀 町向	近世	
16	口田儀台場跡(2)	台場跡	口田儀 上町 東笠取坂	近世	
17	口田儀番所跡	番所跡	口田儀	近世	推定地、消滅
18	雲州久呂長沢焼窯跡	窯跡	久村 長沢山	登り窯、石粉、窯道具、陶磁器、陶台	県指定(史跡)
19	西明原の前たたら跡	製鉄遺跡	小田 西明	鉄滓	本書所収
20	西明原たたら跡	製鉄遺跡	小田 西明	石垣、鉄滓	〃
21	掛樋たたら跡	製鉄遺跡	奥田儀 掛樋	石垣、	〃
22	堂のそねたたら跡	製鉄遺跡	小田 西明	鉄滓	〃
23	道ヶ崎たたら跡	製鉄遺跡	小田 道ヶ崎	石垣、鉄滓	〃
24	草井谷鍛冶屋跡	製鉄遺跡	口田儀		
25	屋形遺跡	製鉄遺跡	奥田儀	鉄滓、陶磁器、石垣、黒曜石	本書所収
26	屋敷谷Ⅰたたら跡	製鉄遺跡	奥田儀	石垣	〃
27	屋敷谷Ⅱたたら跡	製鉄遺跡	奥田儀	石垣	〃
28	屋敷谷Ⅲたたら跡	製鉄遺跡	奥田儀	石垣	〃
29	聖谷奥Ⅰ遺跡	製鉄遺跡	奥田儀	石垣	〃
30	聖谷奥Ⅱ遺跡	製鉄遺跡	奥田儀	石垣	〃
31	聖谷たたら跡	製鉄遺跡	奥田儀	石垣、鉄滓	〃
32	茗ヶ原奥たたら跡	製鉄遺跡	小田	鉄滓	〃
33	越堂たたら跡	製鉄遺跡	口田儀 越堂	たたら跡、鍛冶屋跡、鉄滓	〃
34	宮本鍛冶屋跡	製鉄遺跡	奥田儀 宮本	櫻井家による製鉄跡(屋敷跡、櫻井家の菩提寺、金屋子神社、石垣をともなう平地地群)	〃



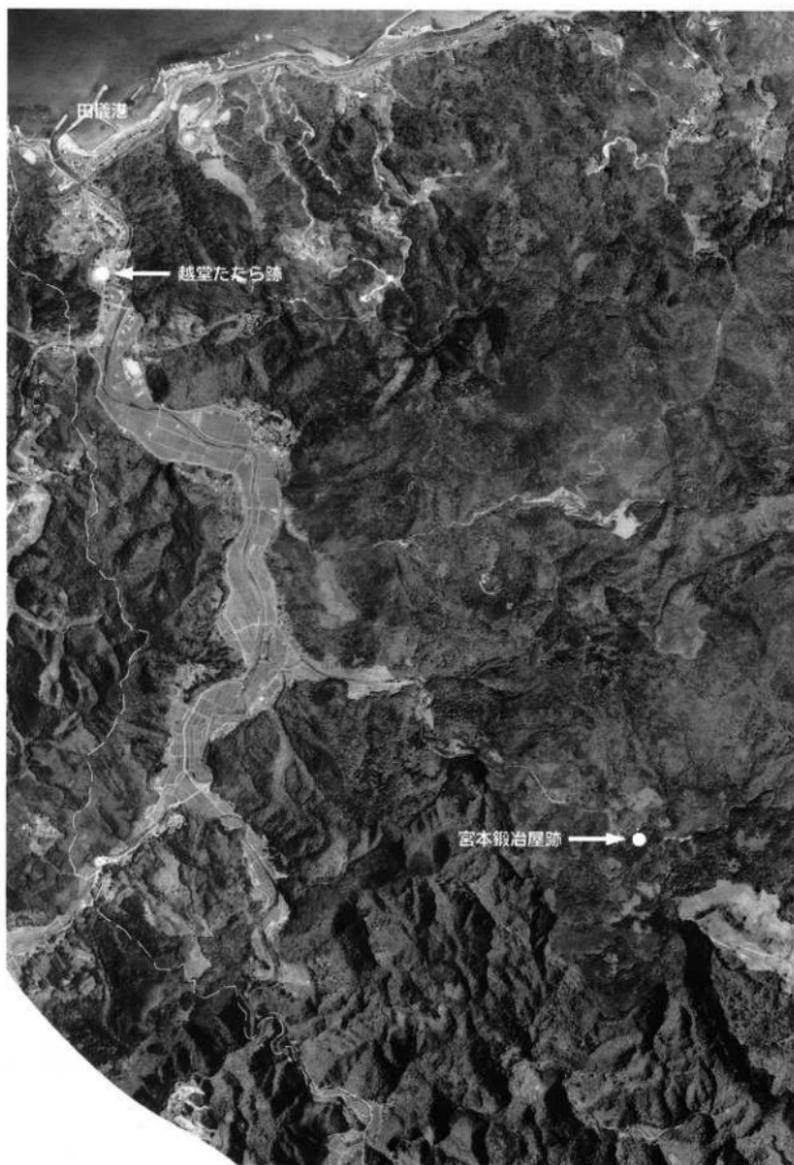


写真1 遺跡周辺航空写真（---は町境線）



関連遺跡については第9章で詳述されている。

第3節 田儀櫻井家の概要

江戸時代の初め、越堂たたら周辺の宮本地区はともに櫻井の鉄山によって発達した集落である。当時、石州街道から分かれた道は川に沿ってここを通り、宮本に通じていた。宮本の集落は、田儀川の支流宮本川の上流、川口から約7kmの狭い谷間にあって、四方は急傾斜の山に囲まれている。

田儀櫻井家初代直重がはじめてこの田儀村へ来住し製鉄業を起したのは、江戸時代初期徳川三代家光の頃で、松平直政が出雲の藩主として松江城へ入城したときから数年後のことである。櫻井直重は大坂夏の陣で有名な塙内右衛門の孫であり、父直種が櫻井の姓を名乗って安芸国(広島県)可部から仁多郡上阿井村に来てたたらを起し、直重がその家業を継いでいた。そこで仁多の櫻井は可部屋といった。

その頃、奥田儀村は人家が少なく、山野は立木が茂って猪や鹿などのすみかとなり、田畑はこれらの動物に荒らされて百姓たちは困っていた。この村の庄屋智吾の次郎右衛門は思案に余って、阿井の櫻井可部屋へ出かけ、直重にこの事情を訴えてたたらをはじめてもらふことを頼んだ。たたらは非常に多量の木炭を使う事業であるため、立木を切って製炭すれば獣の害を防ぐことが出来るからである。たたらに経験の深い直重はこれを引き受け、藩の許可を得て、単身奥田儀村へきてたたらをはじめ、10余年をかけて家族や多くの鉄山職人を連れてきた。

直重は宮本に住居をかまえ、屋号をやはり可部屋とって製鉄事業を行った。そうして、時に盛衰はあったが、明治23(1890)年13代直重が松江市に移住するまで約250年の間、たたら製鉄事業が宮本の地で櫻井家の経営の

もとに操業されたのである。当時、製鉄業は藩の保護奨励事業であって、製鉄生産利益のほかに、森林の整理・野獣の繁殖防止・農民の失業救済等を目的とし、経営者に対しては司法行政権の一部を与え、戸籍も取り扱わせた。そして、多額の飯米を貸し与えて、事業の運営を助けたものである。また、延宝3(1675)年には、奥田儀・小田両村の御立山(藩所有)の中を鉄山用として藩から与えられた⁽⁵⁾。

享和3(1803)年ころの記録によると⁽⁶⁾、たたらは口田儀越堂に、大鍛冶は宮本にあった。そして、砂鉄は伯耆国(鳥取県)の日野川や神戸川、久村の大川などで採取したものを船で田儀浦へ運び、越堂のたたらで銃とし、それを宮本の大鍛冶で小割鉄にし、同地の小鍛冶で稲扱千刃を作って再び田儀浦に運んで移出したものである。当時は山道で車が通わないからすべて馬の背につけて運んだ。また、銃や小割鉄のまま移出するものもあった。この事業は単なる製鉄作業だけでなく、これに付属して製炭・砂鉄採取・運送・海運・販売・飯米需給などを総合した一連の企業体をなしていて、その従業員もおびたしい数にのぼり、専業者のほかに作間稼ぎとって農業の副業として季節労働者も加わっていた。天保年間(1830~1843)の年間生産見込みは、銃約2万貫、和銃約4千貫となっている⁽⁷⁾。

このたたら製鉄工程はすべてが原始作業であるため膨大な手間を要し、これに従事する世帯数は明治初年の最盛期には170、家族を加えて700人という大世帯であった。生産量は明治6(1873)年宮本の大鍛冶だけでも和鉄年産7千7百貫以上に達している⁽⁸⁾。たたら・大鍛冶はこのほか村外にも数ヶ所あった。この売り上げ代金の大部分は生産費として砂鉄買入・従業員の給料・運送費等に支払う地方を潤したものである。田儀櫻井家は、



この村にとっては産業経済上、まことに重要な存在であり、また、製鉄のかたわら田畑を開墾して農耕に精出し、また山口村佐津目や一窪田村に通ずる道路を開いて交通の便を図るなどの公益事業でも大きい事績を残した。

藩政時代から明治にかけて田儀地区にはたくさんの帆船があったことが各地の客船帳からうかがえる。これらの船は田儀浦を本拠地として、鉄山の原料である砂鉄の搬入、銃や鉄や船板の販売を中心として櫻井の自家所有船に宮本谷之船印「宮をつけ、北は遠く北海道・北陸方面、西は九州と、日本海沿岸の全域にわたり、さらに瀬戸内海の諸港ときわめて広範囲に航海し、北海道においては、昆布・鮭のメ箱、敷の子を、新潟・秋田等の米の産地では米を、四国では砂糖・塩等その地の産物を大量に買い込み、これを他の地に運

んで販売するなど、陸上の交通の不便な時代において、物資の交流に活躍し、広く全国に飛雄し、盛んに商業を営んだものである¹⁵⁾。

明治になるとまもなく、櫻井家も不振となり、15(1882)年の宮本大火で中止することになった。一方、明治の中期から洋鉄の輸入や近代式の製鉄法が行われるようになったので、たたらは次第に振るわなくなった。鉄山の中止で関係者は四散したが、設備が残っていたので後を引き受けて再興し、経営者が数名代わって30年ごろまで継続した。

こうして急速に衰退した田儀櫻井家は、明治23(1890)年13代直藤洪造が松江市に移住することによりそのたたら経営は終息を迎えた。その後宮本は衰退の一途をたどり、平成9(1997)年ついに無住の地となったのである。

【注】

- (1) 多伎町役場1978『多伎町誌』
- (2) 多伎村役場1961『田儀村誌』
- (3) 「多伎町土地総括表」より、平成16年1月1日現在。その他雑種地など13.2km²(24.0%)
- (4) 角川書店1979『角川日本地名辞典 32島根県』
平凡社1995『日本歴史地名大系第33巻 島根県の地名』
- (5) 「田儀櫻井家文書」天明4辰9月鉄山困窮拝借願書付之写
- (6) 「田儀櫻井家文書」年々見合帳(文政7)
- (7) 渡辺勝治1996『田儀櫻井家年代記』(自費出版)
- (8) 「田儀櫻井家文書」明治6(1873)年 宮本鍛冶場・西暮切大勘定目録
- (9) 註(2)に同じ。

第2章 宮本鍛冶屋跡と山内集落跡

田中義昭・西尾克己

はじめに

宮本鍛冶屋跡は田儀川の支流宮本川の中流に位置する。田儀櫻井家の邸宅跡を中心とした製鉄にかかわる生産・山内集落・墓地跡と建造物からなる。田儀川河口より約5km、分流量からは約2km強。現地は川沿いに平坦面と山腹斜面（標高102.0m＝最北の民家敷地面～137.2m＝金屋子神社境内）が広がり、背後は急峻な山岳によって遮られた溪谷である。遺跡は川の両岸に展開しており、その範囲は凡そ東西約400m（川沿い）、南北20～100mにわたっている。以下、左岸と右岸に分けて遺跡の概要を記載する。

第1節 左岸の遺跡群

東西（長さ）約250m、南北（巾）約20～60mの川岸平坦面に、下流から上流に向かって民家とその屋敷跡群、寺院、墓地、田儀櫻井家邸宅跡が並ぶ。民家・民家屋敷跡は下流の東西約100m、南北約20～40m（標高102.0～109.3m）の範囲に分布している。故波部勝治氏等によれば、大正期には10数軒の民家が道路を挟んで立ち並んでいたとされるが、現存する民家は3棟。いずれも廃屋となっている。但し、1棟は田儀櫻井家のものとされる民具類の収蔵施設として利用されている。屋敷地として確認できる場所は6箇所ある。いずれの屋敷地も流れに沿って長方形に開かれ、長辺の川側や山側、あるいは短辺に石垣を築く。これらは、おそらく近世以来の鉄生産に関わった労働者とその後裔の住宅地とみなされる。さらに、大正期の集落復元図によると集落の南端部、現存する寺院「智光院」

の前（道路の反対側）には共同浴場があり、川の対岸にも1軒の民家の所在が記されている。

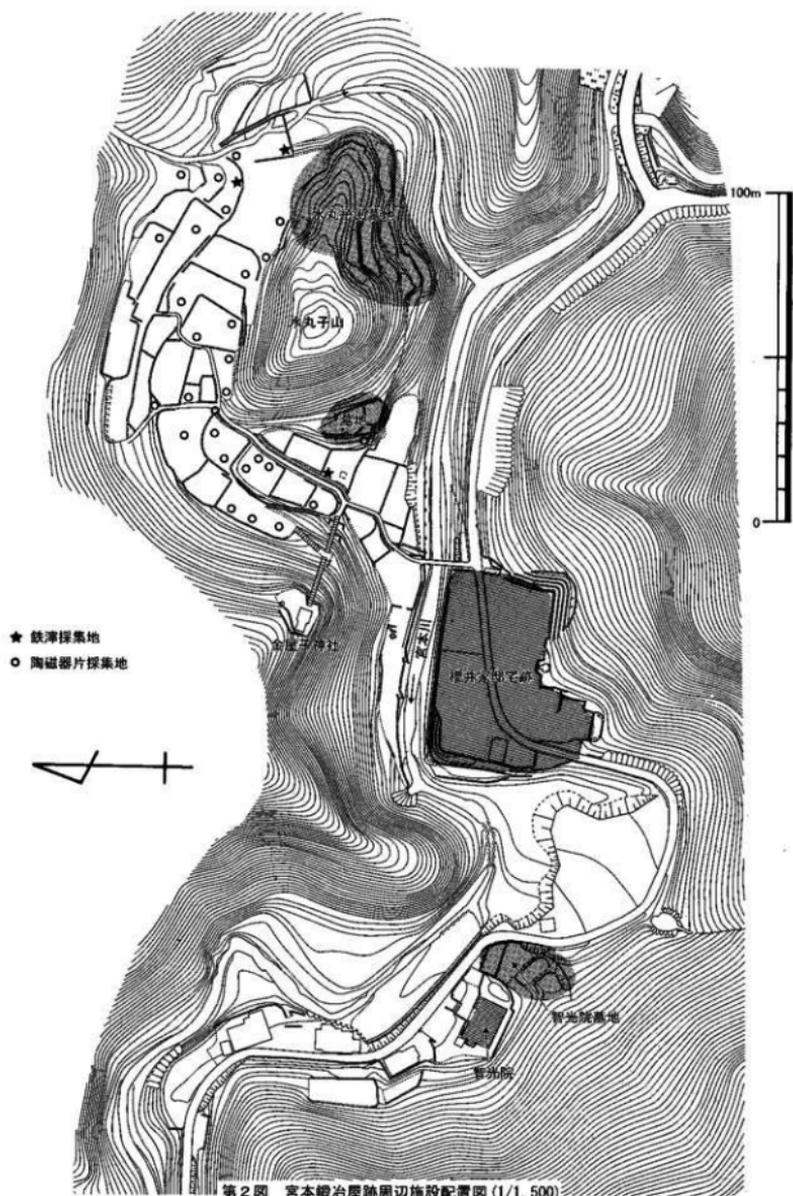
この民家群に続く「智光院」（文政4（1821）年・建立）は本堂一宇が現存し、田儀櫻井家宮本地区遺跡群の象徴的な存在となっている。堂宇は背後・前面・東側を石垣で囲った不整形長方形（約30×16m）の敷地に建つ。また、堂前方には一段低い台形の庭（約20×5～10m）が敷設され、東側の小高い箇所には櫻井家歴代当主とその一族の墓所が配置されている。背後に、共同墓地（墓石数約80基）が隣接する。寺院内と墓所には紀年銘をもつ多数の石造物があり、宮本地区の歴史の変遷をうかがい知るうえでの貴重な手掛かりを与える。同時に当該地区の往時の威勢を偲ばせる



写真2 智光院本堂



写真3 櫻井家墓地と智光院墓地





ものとなっている。

田儀櫻井家邸宅跡は智光院の東南70mにある。東西約70m、南北約40mの整った長方形の南西隅に張出部を設けた敷地が現存する。前方と西側は宮本川の岸に揃え、東側と背後は山腹を大きく切り込んで整地されている。いずれの面も2段以上に石垣を築いているが、東南隅付近は高さ約15mの崖面に5段の



写真4 邸宅跡背後の石垣

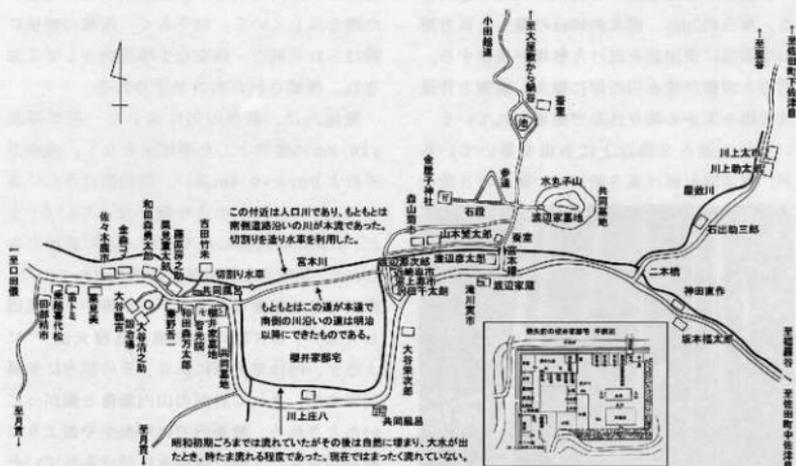


写真5 邸宅跡の手水鉢

石垣を組上げる(写真4)。用石は人頭大の自然石が主体をなし、人工景観としても優れた趣を呈している。おそらく、母屋の背後に設けられた庭と一体をなす構造物として工夫され、構築されたものと思われる。

敷地内は、東側の川に面した一帯が標高110.2mの整然とした平坦面をなし、山側がそれより0.3~0.4m高い。張出部はさらに高く(111.0m)、小さな壇となっている。また、山側の石垣裾には平面鍵穴状の遺構が見られた。屋敷全体は近年杉が植林されていて、内部の建物配置等をうかがう手掛かりを見出しえない。第3図の大正期集落復元図^[1]によると、門は東北隅にあり、その前方に架橋(宮本橋)されて対岸の山内集落と繋がっていたとされる。敷地内では中央やや西よりに邸宅があり、玄関は南向きに付けられていたらしい。そして、本宅を囲むように南側には小庭を挟んで米蔵、衣装蔵があり、東側には番頭の建物、千刀庫、計算場、酒米蒸場と敷石の庭が造られていたとしている。さらに、本宅裏の西側川沿いには酒蔵・醤油・夜具・道具等の置き場が軒を連ね、張出部には大工の住処があり、彼らが常駐していたと記されている。鉄山師旦那衆の典型的な独立家政経済の本拠地に相応しい多機能建物群の集合体がかこにあったということであろうか。現地には大きな凝灰質砂岩(来待石)を半球形に調整し、平面を鉢状に彫り込んだ手水鉢が転がっていた(写真5)。豪壮な建物の風貌を伝える遺物といえようか。

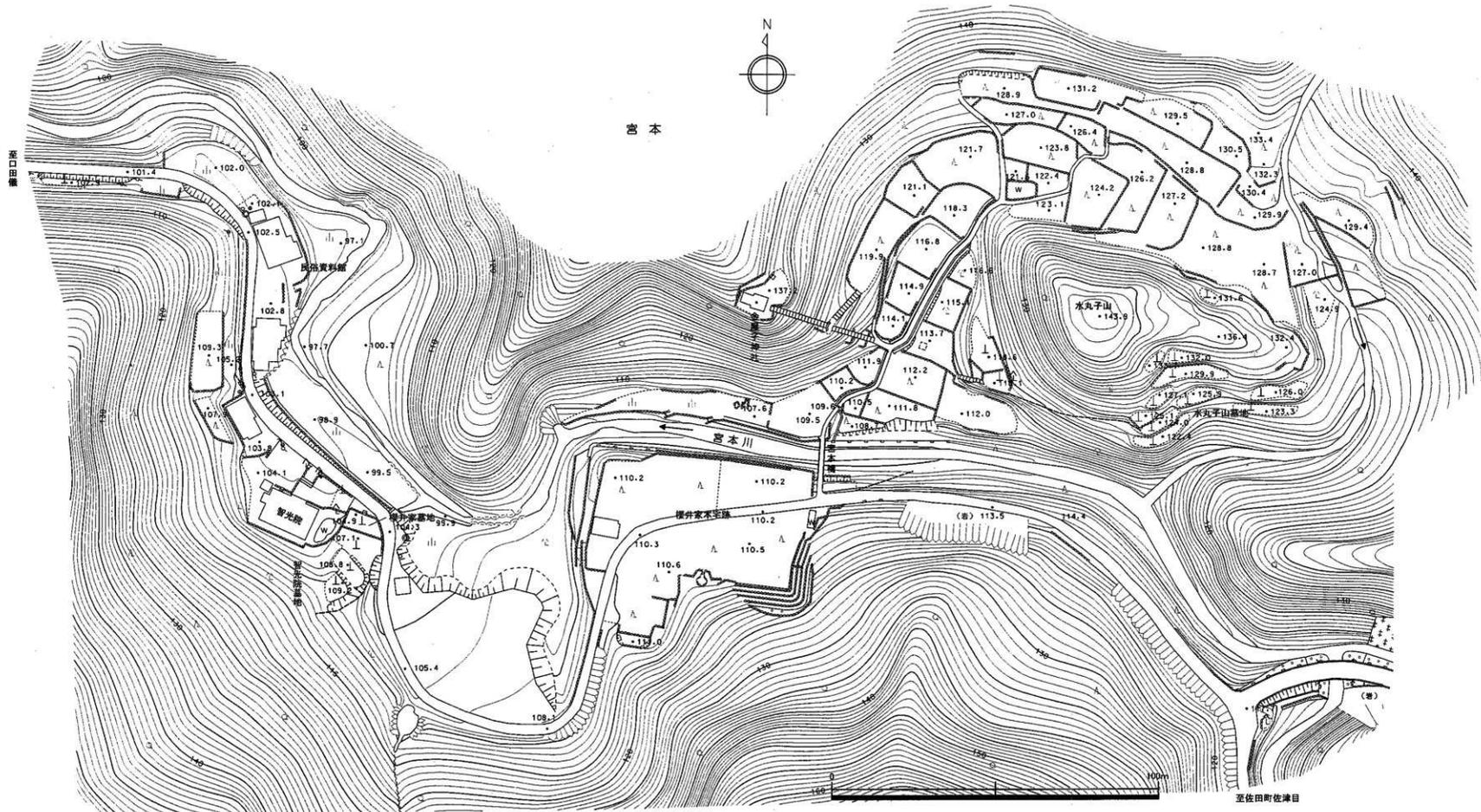
智光院と本宅跡の間には広い空地が残っている。現在、道路はこの地を「U」字形に囲うように通っているが、元々は直線の道が川沿いにあったという。本宅跡南西隅の外には共同浴場があったとされるので、あるいはこの空地にも従業者の住まいが置かれていたかも知れない。



第3図 大正時代の宮本地区住宅園⁽²⁾



写真6 大正10年頃の櫻井家邸宅跡⁽³⁾



第4図 宮本殿治屋跡 周辺地形測量図 (1/1,000)



第2節 右岸の遺跡群

本宅跡と宮本川を挟む対岸に展開する遺跡群である。凡そ、その範囲は東西約200m、南北約100mに及ぶ。平面的には川沿いに延びる回廊状の平坦部を基底線とし、これに半円形を呈する山腹緩斜面が載るといった地形であるが、前方にはあたかも前方後墳の如き小山「水丸子山」(頂上の標高143.9m)が横たわっている。この半円城に鉄生産関連遺構、従業者とその家族の居住跡、共同墓地、金屋子神社等が所在する。以下にそれぞれの概況を記載しよう。

まず、生産関連遺構であるが、現状ではその存在を確認できる表象は見出しえない。先の復元図によれば、宮本橋を渡った左側の平坦部(標高110m前後)から金屋子神社の石段登り口にかけて大鍛冶場が置かれたとしている(写真7)。因みに、登り口の前方は鉄滓が採集された。また、同図にはこの大鍛冶場に続く川沿いの細長い平坦面に小鍛冶の建物が並んでいたと記している。ここでは、とりあえず生産城が橋の東詰めから西側の平坦部にあったことを推定しておく。

次に、労働者の居住域(標高110m前後～133m強)、いわゆる山内集落であるが、これは水丸子山を取り囲むように半円帯(山約40m、弧長約160m)をなして広がっている。元々は、水丸子山の東側と西側にあった小谷を取り込み、山腹を削って雑壇状に敷地を造成したものと思われる(写真8)。平面的には地形に従って前後左右を石垣で囲う一単位の小区画平坦部＝屋敷が連続的に並んでいるが、個々の形状は多くが不整形を呈し、面積(概算的数値)の点でも大(350～450㎡)・中(180～280㎡)・小(110～150㎡)・極小(10～60㎡)の違いが看取される。区画の総数は約30箇所を数えることができ、これ

を規模別にみると中・小クラス(8～9箇所)が多く、これに大クラス(5箇所)、極小クラス(5箇所)が次いでいる。そして大クラスは最上部に位置し、中・小クラスは中段部に、極小クラスは最下部にみられる。こうした屋敷の規模と配置が何を物語るかは即断できないが、極小クラスが生産城に接していることなどは、そこに造立された建物が生産施設の一部であったことを想定させる。序に水丸子山北東部で鉄滓が採集されたことを記しておこう。この付近にも大鍛冶場の存在が推定されているからである(1982年のト部吉博、田中達亮両氏踏査による)。

これらの他に、宮本橋から水丸子山の西麓、金屋子神社の登り口を通り、「鍋谷」方面に抜ける道路があり、水丸子山の北西麓では二又に分岐した支道が高手の屋敷地内に延びている。これらは山内の主要生活道と考えられる。分岐点には石垣囲いの池も残っている(写真9)。

共同墓地は水丸子山の北東・東・南東側山腹斜面に設けられている(写真10)。中でも南東部に墓石が集中的に分布している。ここでは標高133mから122.4mまでの急傾斜部を等高線に沿って回廊状に8～9箇所の平坦面が造り出され、そこに複数の墓石が建ち並んでいる。個々の一平坦部の墓石群がどのような親縁関係を反映するのか興味ある問題であるが、墓石に刻まれた紀年銘からすると造営は18世紀初頭に開始され、19世紀中頃に最盛期であったことが判明する。この傾向は智光院裏の共同墓地ともほぼ一致している。なお、居住域の全域で近世以降の陶磁器片が採集されており、それらは年代的に18世紀から現代に及び、わけても19世紀中頃のものも多くみられる。こうした状況も墓石銘の示す年代観と矛盾しない。

最後に、金屋子神社(棟札＝元文元(1736)



写真7
「大鍛冶場跡」付近の平坦面
(左岸から望む)



写真8
山内の石垣群



写真9
石組みの貯水池



写真 10
水丸子山墓地



写真 11
金屋子神社境内

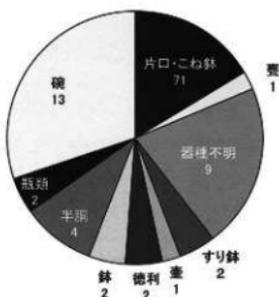


写真 12
金屋子神社の参道石段

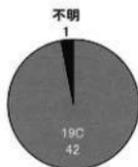
第2表 宮本鍛冶屋跡山内採取陶器一覽

時期	種別	器種	点数	釉薬	産地
19世紀	陶器	碗	5	緑色	布志名系
19世紀	陶器	器種不明	1	緑色	布志名系
19世紀	陶器	器種不明	1	クリーム色	在地産
19世紀	陶器	碗	8	クリーム色	石見系
19世紀	陶器	瓶類	2	クリーム色	石見系
19世紀	陶器	鉢	1	緑色	石見系
19世紀	陶器	器種不明	3	クリーム色	石見系
19世紀	陶器	片口・こね鉢	7	クリーム色	石見系
19世紀	陶器	すり鉢	2	褐色	石見系
19世紀	陶器	半割	4	褐色	石見系
19世紀	陶器	器種不明	4	褐色	石見系
不明	陶器	徳利	1	白色	産地不明
19世紀	陶器	鉢	1	緑色	瀬戸
19世紀	陶器	徳利	1	クリーム色	在地産
19世紀	陶器	壺	1	灰色	産地不明
19世紀	陶器	産	1	クリーム色	在地産
		計	43		

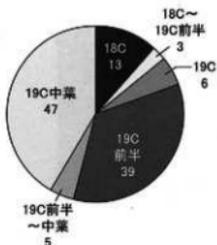
種類別点数(陶器)



時期別点数(陶器)



時期別点数(磁器)



第3表 宮本鍛冶屋跡山内採取磁器一覽

時期	種別	器種	点数	備考
18世紀	磁器	碗	4	陶胎染付
	磁器	皿	2	
	磁器	蕎麦猪口	2	
	磁器	碗	3	
	磁器	碗蓋	1	
	磁器	器種不明	1	被熱痕跡を残すもの有り。
		計	13	
18世紀~19世紀前半	磁器	碗	3	
		計	3	
19世紀前半	磁器	皿	3	
	磁器	碗蓋	4	
	磁器	蓋物・段重	1	
	磁器	鉢	1	
	磁器	碗	24	常直焼1点。被熱痕跡を残すもの有り。
	磁器	徳利	2	
	磁器	紅皿	4	
		計	39	
19世紀前半~中葉	磁器	碗	2	
	磁器	碗蓋	2	
	磁器	皿	1	
		計	5	
19世紀中葉	磁器	碗	34	焼摩1点。被熱痕跡を残すもの有り。
	磁器	碗蓋	4	
	磁器	皿	3	
	磁器	小坏	1	
	磁器	徳利	2	
	磁器	蓋物・段重	2	
	磁器	器種不明	1	
		計	47	
19世紀	磁器	碗	3	
	磁器	皿	1	
	磁器	小坏	2	
		計	6	

種類別点数(磁器)



年、天保15(1844)年、文久2(1862)年)について記載する。社殿の位置は宮本橋東詰め北西の山腹高所に当たる。標高137・2m、石段の登り口からの比高は約25mである。相当な急勾配の参道で、中程にテラスを設けた二階梯の石段が造設されている(写真11、12)。元は九十九折状に屈折する参道が敷設されて

いたようであり、その一部は現存する。境内は山腹を切り込んだ狭い不定形の平坦面で、背後を石垣で防壁を築く。ここからの眺望はすこぶる良好。この神社が宮本地区全体の精神的支柱であったことをうかがわせるに十分なものがある。



写真13 肥前系磁器(18世紀)

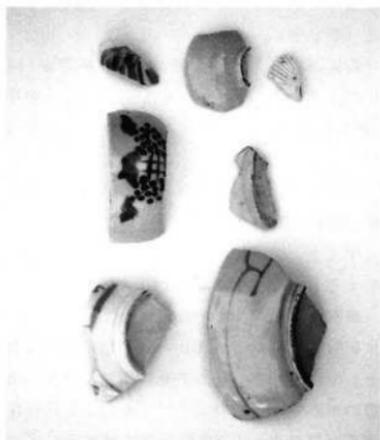


写真14 肥前系磁器(19世紀前半)



写真15 肥前系磁器(19世紀中葉)

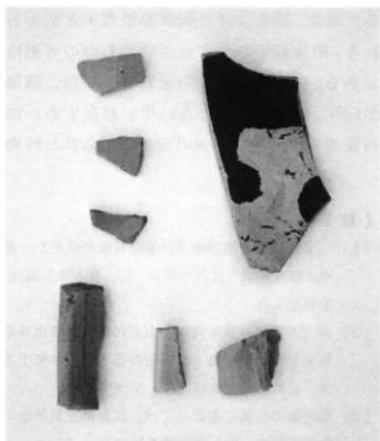


写真16 地元産陶器(19世紀)

第3節 採集遺物とその年代的位置

平成16年1月16日と1月30日に山内集落帯で遺物採集を試み、15地点において陶磁器類をえた。概述のように、山内集落跡は現在山林となっており、全城では遺物を発見できなかったが、水丸子山を囲むように並ぶ石垣をもつ平坦面の多くで陶磁器片等を採集できた(第2図)。

陶磁器としては、陶器が53片、磁器が144片の合計197片がある。また、土師器の破片1個も採集された。以下、これらの概要について述べる。⁽⁴⁾

時期的には19世紀以降のものが多く、18世紀の肥前系陶磁器は少ない(第2、3表)。

中でも、19世紀の初めから中頃のものがもっとも多く、後半以降は少なくなる。

磁器の中には18世紀の陶胎染付が4片、19世紀前半の広東碗が4片ある。地元産の陶器としては、19世紀代の石見焼が31片以上、出雲の布志名焼などのポテポテ茶碗が5片存在する(第3表)。全体的にみて肥前系が多い中、瀬戸や直地が分からないものも少し混じる。また、熱を受けた陶磁器が点々と認められる。明治初めの山内火災時のものの可能性がある。明治末以降の陶磁器としては、陶器が10片、磁器が31片の計41片が存在する。山内集落の消滅後に養蚕の施設が作られた時期

のものも混じると推定される。

器種としては、一般集落の日常生活時に使用する碗類がほとんどを占める。また、壺や鉢は少なく、半胴と呼ばれる壺はあるものの、大甕は認められない。なお、紅皿が4片あるのが注目される。

まとめ

田儀櫻井家官本地区の遺跡群と建造物群は同家の木地地の実態を克明に伝えていて、それらには近世後半期の鉄生産に関わる小都市(タウン)的な集落相が色濃く残されている。家政機関であり、経営主の生活の場でもあった本宅跡、鉄生産の場、これに添うように塊集する2群の山内集落群(智光院西群と水丸子山山麓群)、さらに、それぞれにともなう共同墓地の存在、そして、これらの生産集団を内面的に統合する精神的支柱の智光院・金屋下神社が処を分けて建立されていた。このように、性格と役割を異にする諸遺跡と建造物が有機的連関をもって、歴史の変遷を遂げながら狭い渓谷内に一体的で、コンパクトに存在する状況はきわめて特徴的であり、近世鉄生産小都市(タウン)の一典型を見事に演出するものといえる。そうした様相を、さらに詳細に調査・研究することで田儀櫻井家の鉄生産の歴史とその意義がより明確になるものと思われる。

【註】

- (1)、(2) 渡辺勝治1996『田儀櫻井家年代記』。渡辺勝治氏が田儀村誌編纂にあたり作成された原図(山部利市氏談を引用 江戸末期か)に、佐々木松藏氏(大正7年卒)の記憶をもとに再現した住宅図(大正時代)を追記した。
- (3) 同『田儀櫻井家年代記』大正10年(田儀櫻井家邸宅全焼後約40年)頃の邸宅跡。元櫻井家の玄関付近から東北を望む。中央：渡辺家の居宅(櫻井家千刃庫跡・計算場跡)、右：同倉庫(同米庫跡)。遠方：同茶室。これらの建物は現在、すべて消滅。
- (4) 陶磁器の分類にあたっては、広島県立美術館の村上勇氏と米子市教育文化事業団の佐伯純也氏から多くの教示を得た。記して謝意を述べる。



第3章 田儀櫻井家の沿革

鳥谷智文

はじめに

田儀櫻井家は、可部屋櫻井家の分家で近世初期～明治23(1890)年まで鎌川郡多伎町大字奥田儀宮本の地を本拠地としてたたら製鉄事業を行ってきた家である。田儀櫻井家に関しては従来川上昌之助『訂正増補田儀村沿革史』^①、『田儀村誌』^②、『佐田町史』^③、渡辺勝治『田儀櫻井家年代記』^④、森山一止『奥田儀宮本屋櫻井家文書目録』^⑤、同氏「史料紹介奥田儀宮本屋櫻井家文書『年々見合帳』」^⑥などの論考がある。また、佐田町佐津日、大田市山口町で操業した田儀櫻井家のたたら等に関しては埋蔵文化財報告書がある^⑦。

本稿では従来研究成果をふまえて、田儀櫻井家文書を調査し、調査資料をもとに「田儀櫻井家たたら製鉄関係年表」(第11表)を作成し、田儀櫻井家のたたら製鉄経営の変遷を概観することを目的とする。

以下、特に断らない限り、史料の出典は「田儀櫻井家文書」とする。

第1節 田儀櫻井家の沿革

田儀櫻井家の製鉄業は、可部屋櫻井三郎左衛門直重が江戸時代初期に奥田儀へ来往し、製鉄業を起したことに始まるといわれている。その後幸左衛門直春を初代とし、12代勝之助直明、13代善太郎直兼が明治23(1890)年宮木の地を後にするまで約250年間盛衰を繰り返して続けられた。

田儀櫻井家が操業に関わったと考えられる主なたたら・鍛冶屋は第4表の通りである。

製鉄業の規模は、宝暦4(1754)年の「神門郡南方萬差出帳」^⑧奥田儀村の条によると、

第4表 田儀櫻井家と関係のある主なたたら・鍛冶場

たたら名	所在地	操業確認期間
越立たたら	口田儀村	延享2(1745)～明治15(1882)
橋ヶ原たたら	山口村	明和5(1768)～明和7(1770)
塚原たたら	上橋原村	明和8(1771)～天明4(1784)
日平たたら	佐津日村	天明4(1784)～文政4(1821)
百済たたら	久手町直	寛政10(1798)～文化9(1812)
古原たたら	吉野村	文政4(1821)～不明
紫ノ原たたら	畑村	文政11(1828)～天保5(1834)
奥原たたら	山口村	弘化元(1844)～文久2(1862)
加賀谷たたら	久保田村	文久2(1862)～明治15(1882)
紫ヶ谷たたら	大呂村カ	明治11(1878)
立石たたら	来島村	明治18(1885)
橋ヶ谷たたら	吉野村	明治12(1879)
朝日たたら	高津原村	不明
鍛冶屋名	所在地	操業確認期間
宮本鍛冶屋	奥田儀村	元禄7(1694)～明治15(1882)
黒谷鍛冶屋	山口村	文化4(1807)～文政5(1822)
古原鍛冶屋	吉野村	文政5(1822)～不明
紫ノ原鍛冶屋	畑村	文政11(1828)～天保5(1834)
才板鍛冶屋	円城寺村	天保元(1830)～不明
水原鍛冶屋	角井村	天保4(1833)～5
奥原鍛冶屋	山口村	弘化元(1844)～文久2(1862)
鉄谷鍛冶屋	不明	嘉永3(1850)～安政3(1856)
紫ヶ谷鍛冶場	大呂村カ	明治11(1878)
朝日鍛冶屋	高津原村	明治5(1872)

(第11表「田儀櫻井家たたら製鉄関係年表」により作成)

山口たたら・奥田儀たたら両所とも天祥吹、山口鍛冶屋・奥田儀鍛冶屋とあり、鉄方家数38軒、人数234人(内鉄山従事者231人)、小鍛冶屋3軒、割鉄鍛冶屋1軒、鉄山1ヶ所となっている。

そもそも田儀櫻井家の経営するたたら・鍛冶屋操業とは近隣の人々にとってどのような





存在であったのだろうか。享和2(1802)年の「申上演説之覚」⁽¹⁰⁾によると、

- ①山中小百姓の作間稼ぎ
- ②猪・鹿が田畑を荒らさないための防止策
- ③鉄師が養米を購入することによる村の潤い
- ④鉄方300人の生活の保障
- ⑤船乗・馬士等たたらに拘りある運送関係者の稼ぎ
- ⑥口田儀では御境駅場で働く馬士は駅馬の御用とともにたたらからの荷物の運送が重要な稼ぎとあるように、田儀周辺の多くの人々の生活の支えとなっている。

第2節 田儀櫻井家の系譜

田儀櫻井家の系譜については、古くは川上呂之助、渡辺勝治両氏⁽¹¹⁾の論考があるが、近年森山一止氏が「親方世代留」⁽¹²⁾の記事のもとに田儀櫻井家初代を幸左衛門直春とし、9代祖左衛門を加えた系図を示された⁽¹³⁾。本節では森山氏の説に従い系譜を概説する。

①櫻井家の起源

櫻井家の祖は大坂夏の陣で活躍した塙内右衛門源直之といわれている⁽¹⁴⁾。

②三郎左衛門直重

(元和5(1619)～延宝7(1679)年 61歳)

正保元(1644)年に備後国志蘇郡新市宿から仁多郡上阿井村呑谷へ移り住み、製鉄業を始め、成功している⁽¹⁵⁾。三郎左衛門直重が神門郡奥田儀村へ進出し、山林を求め居宅を構え鉄山を開発した⁽¹⁶⁾。その後上阿井に帰り死去した。

③初代幸左衛門直春

(正保4(1647)～貞享2(1685)年 39歳)

三郎左衛門直重嫡子で延宝3(1675)年神門郡奥田儀村に移って鉄山業を行っている⁽¹⁷⁾。

④2代弥右衛門正信

(慶安2(1649)～宝永5(1708)年 60歳)

三郎左衛門直重次男で久村別宅に居住して

いたが、子供(三郎左衛門直且か)が幼少のため、奥田儀へ移り家督を継いだ⁽¹⁸⁾。

⑤3代三郎左衛門直且(別名:六三郎)

(延宝2(1674)～正徳2(1712)年 39歳)

幸左衛門直春の子であると考えられる⁽¹⁹⁾。

⑥4代宗兵衛清矩

(宝永4(1707)～宝暦4(1754)年 48歳)

三郎左衛門直且の子である⁽²⁰⁾。

⑦5代甚三郎順之

(寛保3(1743)～安永7(1778)年 36歳)

仁多郡横田町田村家より養子となり、家督を継いだ⁽²¹⁾。

⑧6代幸左衛門義民

(享保20(1735)～天明5(1785)年 51歳)

出雲郡上関村表五兵衛弟で飯石郡吉田綿屋にいたが、安永7(1778)年より奥田儀へ引越していると考えられる⁽²²⁾。

⑨7代伝十郎利之

(安永6(1777)～寛政9(1797)年 21歳)

吉田下綿屋田部安右衛門の三男で、天明元(1781)年5歳の時養子に入り家督を継いだ⁽²³⁾。

⑩8代録郎兵衛道明

(明和5(1768)～享和2(1802)年 35歳)

仁多郡上阿井可部屋勘左衛門の甥で多四郎直敬が幼少のため養子として入り、家督を相続した⁽²⁴⁾。

⑪9代祖左衛門

(寛延3(1750)～文化5(1808)年 59歳)

「親方世代留」によると口田儀二嶋与九郎の嫡子甚三郎の子で仁多郡上阿井可部屋へ相続人として行ったが隠居し、その後田儀櫻井家へ移っている⁽²⁵⁾。文化5(1808)年11月に「親方世代」を仰せ付けられ、多四郎直敬の親分となったが、同月29日に松江宿吉田屋文兵衛方で病死している。

⑫10代多四郎直敬(別名:小太郎・源兵衛)

(寛政7(1795)～天保9(1838)年 44歳)

「親方世代留」によると、伝十郎利之の子



で文化6(1809)年に家督を継ぎ、御主法をよく守り、家業に精出し、数々の善行を行った。天保元(1830)年頃から「結毒」を災い¹²⁰⁾、天保9(1838)年死去した。

⑩11代 運右衛門直順 (別名：善太郎)

(文化13(1816)～慶応4(1868)年 53歳)

多四郎直敬の嫡男である。古老田部利一氏の話によると「体格は骨組みたくましく余り肥大せず、いかにも武上らしい人であった。人相は眼光するどく人を射るようであった。」ようである¹²¹⁾。

⑪12代 勝之助直明 (別名：大太郎・運右衛門・洪造)

(天保11(1840)～明治26(1893)年 54歳)

運右衛門直順の子である。古老澤田鉄十氏の話によると「洪造は近村にまれな美男子であって、性はいららくで小事にかまわず、豪遊を好んだ」ようである¹²²⁾。

第3節 田儀櫻井家のたたら製鉄の歴史

本節では、田儀櫻井家の製鉄業の歴史について、1. 成立から発展期、2. 経営難から御主法入期、3. 全盛期、4. 衰退期の4区分にわけ田儀櫻井家の世代ごとに概説する。

1. 成立から発展期

① 三郎左衛門直重

藩の命により寛永年中鉄山を開発し、延宝3(1675)年に奥田儀村・小田村に鉄山・御立山を拝領している¹²³⁾。

② 初代幸左衛門直春

幸左衛門直春は、仁多の可部屋から分家し、奥田儀へ本拠を構え、奥田儀で生涯を終えた最初の人物で、三郎左衛門が始めた鉄山業を相続した¹²⁴⁾。

③ 2代弥右衛門正信

弥右衛門正信は、「鉄山證文小日記」によると貞享4(1687)年吉野村たたら山・鉄穴を

15ヵ年季1貫900目で購入し、翌年上橋波村たたら山を15年切で購入し、鉄山業の拡大を図っている。その後、元禄6(1693)、7(1694)年には3代三郎左衛門直且とともに山口村・佐津日村・下橋波村・多岐村の山々を購入しており、元禄9(1696)年には、高津屋村の山々を購入している。

また、智光院の過去帳には「元禄7甲戌年 露覚童子 十月九日 当山内 石原作左衛門下事」とあり¹²⁵⁾、初めて「当山内」の記載がある。このことから元禄期には奥田儀村宮本に山内が成立していると考えられる。元禄期には天秤驢の導入があり¹²⁶⁾、田儀櫻井家でも鉄山業の拡大を目的に多くの山々を購入、集積していき、大量生産にむけて山内を形成し、大規模な操業を行っていったのであろう。

④ 3代三郎左衛門直且

三郎左衛門直且の史料上の初見は、「鉄山證文小日記」の元禄5(1692)年で、佐津日村の大炭75束を代銀450匁で購入することから始まる。その後弥右衛門正信とともに鉄山業に従事したようで前述のように元禄6、7年にかけて山々を購入している。また、同史料では元禄12年には小田村・奥田儀村の山々を10年季で購入している。

⑤ 4代宗兵衛清矩

享保11(1726)年、「鉄方御方式」により、田儀櫻井家は9鉄師の一人に選ばれ、たたら1ヶ所 鍛冶屋半軒で操業することになった¹²⁷⁾。宗兵衛清矩は、「鉄山證文小日記」によると、享保13(1728)年、小田村・奥田儀村の山々を10年季で購入している。元文2(1737)年には、山口村の立木を10年季米13俵で購入し、寛保元(1741)年には、佐津日村の立木も購入している。このように鉄山の規模を拡大していくが同時期に百姓との山論も多々起こっている。享保20(1735)年には、山口村



で、延享元(1744)年には、吉野村・上橋波村で発生している。

また、智光院の過去帳に「延享二乙丑年 妙智信女 九月廿四日 越堂鉾山内 イチ母事 川上周市方」とあり⁽⁴¹⁾、延享2(1745)年には山内が形成され、越堂たたらが操業していると考えられ、宝暦4(1754)年には、たたら・鍛冶屋を鉄師231人、鉄方38軒で操業している⁽⁴²⁾。

⑥ 5代甚三郎順之

甚三郎順之は、「鉄山證文小日記」によると、史料上では明和2(1765)年の多岐村の鉄山5ヶ所での争論から始まっている。その後、明和6(1769)年には小田村で山論が発生している。

鉄山の購入については、明和8(1771)年に上橋波村、安永6(1777)年に高津屋村の山々を購入しているが、同年には安瀬御領である飯石郡大呂村の山々をも購入している。

2. 経営難から御主法入期

① 6代幸左衛門義民

幸左衛門義民の代は天明4(1784)年の「鉄山困窮拝借願書付之扣」によると、たたら・鍛冶屋に従事している者が300人余りおり、その内宮本鍛冶屋の山内では家60軒余で約200人を抱えていた。残りの者は、越堂たたら・日ノ平たたらで勤めていたようである。各山内では毎日飯米を8俵宛貸し渡し、年中の養米は約3000俵であった。養米のうち900俵は御拝借米で残分は御掛米並びに買米で潤達していた。

また、「鉄山證文小日記」によると、安永9(1780)年、天明2(1782)年には佐津目村の山を10年季で購入している。

しかし、幸左衛門の時代は苦難の時代であったようである。前述の「鉄山困窮拝借願書付之扣」によると「近年米亦增高直難儀

候」とあり300俵の米賃となり、「鉄山者之儀直ニ及餓死ニ候段眼前之事」となっている。

また、出沼意次の政策である鉄座が大坂表に設置(安永9(1780)年)され、「諸鉄共ニ迫々直段引下ケ苦敷奉存候」とあり、小平割鉄は「拾貫目入武東ニ付廿武刃高段ドリ驚人」と鉄値段の急激な下落に驚愕している様が窺える。また、鉄山には専一の鉄穴場所がなく、河小鉄でたたらを吹続けていたようで「莫大余分人不勘定」となり、越堂たたらでは小鉄を因州・伯州・石州浜田領より買っているが近年高値になり、さらに大炭も遠方より取り越し高値につき大変難儀をしている。そのため、幸左衛門は大坂表・石州・御国内より莫大な借金をし、「千萬十方幕届申上候」とあり、このままでは「家督をも放申様ニ相成候」事態となり、これにより米2500俵又は銀札70貫目を藩に願ひ出ている。このときの借銀は後年の享和3(1803)年の御主法入りの原因となっていく。

幸左衛門はこの願ひ出の翌年、51歳で亡くなっている。この後、山儀櫻井家の鉄方吹方は佐津日村勝太郎・奥山儀村熊人郎名義で御仕入となって操業が続けられることとなった⁽⁴⁴⁾。

② 7代伝十郎利之

伝十郎利之については、史料がほとんどなく、わずかに「鉄山證文小日記」に寛政9(1797)年山口村小畑山と志やう婦が谷へさかえ谷までを替地とする史料が発見できただけである。

③ 8代録郎兵衛道明

録郎兵衛道明が仁多から奥山儀宮本の地を訪れた時期は、「鉄直段弥増下直ニ相成、殊之外難淡仕候」⁽⁴⁷⁾状況で、その状況下で享和2(1802)年に病死している。

④ 9代祖左衛門

享和2(1802)年、田儀櫻井家は高借に及び難淡したたら退転の状況下で、鉄方300余人



が難渋至極、西山中村では作間稼も無く、猪鹿を防げず田地の収穫が落ち、灘山中村では船乗・馬士・たたらへ拘り運者が難渋し、口山儀では馬上がたたら荷物無く馬持が減り、駅場の差し支えも出てきている状態となり、神門郡下郡、与頭より藩へ御憐憫を以てたたら相続のためお恵を仰せ奉るよう要求する願い出があった⁽⁴⁸⁾。藩は、享和3(1803)年3月、御主法入りとし、屋号を可部屋から宮本屋にかえ、「鉄方御役人村上弥三郎様御入込萬々御改被成」とあるように、鉄方役人が経営の改革に乗り出し⁽⁴⁹⁾、「御鉾名目被仰付、鉄師頭取可部屋勘左衛門・田部長右衛門取引ニ被仰付候」とあるように、鉄師頭取可部屋勘左衛門・田部長右衛門二人の名目で稼業を行うこととなった⁽⁵⁰⁾。

両人は「宮本御鍛冶屋支配人」として、「神門郡口山儀村越堂鉾一ヶ所(小天秤吹)同郡奥田儀村宮本御鍛冶屋一軒(火産二ツ)同郡佐津目村日平分御鉾一ヶ所(小天秤吹)」を引き受けている⁽⁵¹⁾。

祖左衛門は、「宮本御鍛冶屋代」として上記の「鉾二ヶ所、鍛冶屋丸一軒都合二ヶ所半」の経営に実際に携わり、経営に関わる諸人用を「錢54貫585文」と計上している⁽⁵²⁾。そうしたなか、文化2(1805)年10月4日曉八ツ時、越堂御たたら・炭木屋が焼失する事件が起きている⁽⁵³⁾。

文化5(1808)年には、2月晦日夜四ツ時に釜の火が茅屋根に燃え移り、西風に煽られて大火事となり、日ノ平御たたら焼失する事件も起きている。被害はたたら・天秤1ヶ所、たたら諸道具揃、大炭400貫で、幸いにも人馬同類への傷害はなかった⁽⁵⁴⁾。

また、文化4(1807)年には、宮本御鍛冶屋周辺の小炭山を伐り尽くしたため、山口村黒谷へ場所替を許可されており、これ以後、黒谷鍛冶屋半軒と宮本鍛冶屋半軒で吹き方を行

うようになる⁽⁵⁵⁾。

祖左衛門代には、火事などの被害もあったが、「追々鉄直段も引立家業向も昌栄ニ相成御公物之筋も過半上納筋付候」⁽⁵⁶⁾とあり、経営はかなり上向きになったと考えられる。

文化5(1808)年11月、祖左衛門は「宮本屋世代」を仰せ付けられ、多四郎直敬の親分となったやさきに病死している。

3. 全盛期

①10代多四郎直敬

多四郎直敬は、文化6(1809)年正月、若年ながら宮本屋世代親方となり⁽⁵⁷⁾、家業を継ぐことになった。彼は、文政3(1820)年の「御願申上演説之事」⁽⁵⁸⁾によると、「専一家業ニ打込り出精仕候ニ付悉家業巧者相成手代同様相働其上質素儉約専ニ仕候ニ付而者煮掛り候借銀等追々相減シ」とあるように、よく御主法を守り、家業向きを安定させていったようである。

文化9(1812)、10(1813)年ころには、仮小屋から家普請をして住居を構え、「御用宿」を勤めるようになっていた。また、田地にも出精し、手代為四郎へ申付けて肥料を入れ、鉄山の中で新開できそうな場所の開発も行っている。

また、野山を所有していない人々は緑肥が入手しにくく田地が瘦せ難渋していたため、村方と鉄方との「和順」をし、腰林の2歩を出し村中の入会山としたい村役人の提案に同意し、自らは「10町歩余(3000貫文余)」の鉄山を提供している⁽⁵⁹⁾。

このような功績により、同年に「生涯郡役人格」を申し付けられている⁽⁶⁰⁾。

天保元(1830)、3(1832)、5(1834)年には、家業、耕作に出精し、寸志銀上納に対し、御国巡り杵築・日御崎御社参の際、安道町外で御日見えを申し付けられている⁽⁶¹⁾。

文政2(1819)年には奥山儀村での所有山林は14ヶ所で高542町4反1畝歩であり⁽³²⁾、天保8(1837)年までに多四郎が買入れた田畑山林等の代金は15555貫586文であった⁽³³⁾。

しかし、このような安定期に向かう道程は険しいものであった。

文化8(1811)年、神門郡久村赤松を鉄穴流しの場として申請し、村方の呑水・遺水の問題も解決し、藩から許可があり、今まで伯州から買入れていた小鉄を越堂たたら・日平たたらへ久村から仕入れることになったが⁽³⁴⁾、不慣れなために小鉄採取が難渋し、石州邑智郡八神村茂七・久次・忠次3人を流方・切方として当11月～来3月迄雇入れ、流し方を行うよう手配している⁽³⁵⁾。

文化9(1812)年には、御主法入りとなって10年が経ち、御主法明けとなるが、多四郎は18歳でまだまだ若く、幸左衛門代からの借銀の返済についても不安材料が多いこともあり、今暫くの間御主法御たたら・鍛冶屋で操業したい旨を藩へ願い出て、許可されている⁽³⁶⁾。

同年7月には、日御嶺領宇籠三井で新たにたたらを打建てる計画が浮上して、越堂たたら・日平たたらは近辺の鉄穴・浜辺からの砂鉄・伯州から購入の砂鉄を利用し、炭は大社から日田儀までの海辺筋の松木や隠岐国のものを利用しているため、たたらの新設は越堂たたらと経営を脅かすものであって、上納銀も支払えないほど難渋するので新設は中止していただきたい旨を願い出ている⁽³⁷⁾。

文化11(1814)年には、たたらを石州日脚の川砂鉄で吹いてきたが、石州鉄山師から抗議が出て使用できなくなり、神戸川尻崎屋付近の川砂鉄を使用するよう可部屋勘左衛門を通して藩へ願い出ている⁽³⁸⁾。

たたら・鍛冶屋については打替がかなりあった。

文政2(1819)年、山口村黒谷鍛冶屋は近辺

の木々を伐り尽くし、3月より休業御免を申し付けられる事態となった。黒谷鍛冶屋は同5年に吉原たたら内に古原鍛冶屋として打ち替えることとなる⁽³⁹⁾。

一方、佐津日村日平たたらは近隣鉄山の木々を伐り尽くし炭不足となり文政4(1821)年吉野村吉原たたらへ打替えている⁽⁴⁰⁾。

吉原たたら・鍛冶屋は、天保4(1833)年、周辺の立木を切り尽し、鉄値段も下落のため、暫時中断したい旨を願い出ている⁽⁴¹⁾。

広瀬藩堂ノ原たたらと経営にも携わっていたようで、文政11(1829)年、広瀬藩堂ノ原たたら・鍛冶屋・道具・諸小原48軒・山立木上地・鉄山を多四郎・田部佐一右衛門と組合で石州鳥井町菊屋喜平太から75貫目で購入し7年間稼業することになり、出来鉄は久村へ繰り出していった⁽⁴²⁾。

しかし、天保元(1830)年閏3月8日朝、広瀬藩堂ノ原たたら・鍛冶は焼失し⁽⁴³⁾、広瀬藩堂ノ原たたら・鍛冶屋再建のため銀15貫匁を人蔘畑方で押借している⁽⁴⁴⁾。

また、同年には石州円城寺村へ新鍛冶屋の打建てをはかり、手代貞助を遣わし、才坂の弥四郎が引受けている⁽⁴⁵⁾。

多四郎の後半期(天保期)は、特に苦労したようである。

前述のように天保元(1830)年に堂ノ原たたら・鍛冶屋焼失のため、藩などへ借入金

第5表 田儀榎井家天保2～6年の平均鉄生産高

たたら名	生産高(鉄)
越堂たたら	3381 駄
吉原たたら	2494 駄 3 歩 8 厘
合計	5875 駄 3 歩 8 厘
鍛冶屋名	生産高(小割)
宮本鍛冶屋	654 駄 9 歩
古原鍛冶屋	393 駄 4 歩 4 厘
合計	1048 駄 3 歩 4 厘

(『御米代年賦額書』(天保7)「年々見合帳」所収)





願い出ていることから始まり、同3(1832)年には山口村鉄山⁽⁶⁶⁾、同5(1834)年には奥田儀村・佐津日村・下佐津目村鉄山が相次いで焼失している⁽⁶⁷⁾。

そのような折、天保5(1834)年には、近年の不景気により、大坂・九州での船頭仕切りの鉄鉄売り捌きができなくなり、手代を遣わし売り捌いている⁽⁶⁸⁾。

そのような状況でも、過去5年間の出来鉄の平均量は第5表のようにたたらで鉄5875駄余、鍛冶屋で小割1048駄余であった。

しかし、多四郎は天保7(1836)年、米価高騰、鉄鉄不景気のため難渋至極となり、5カ年間還葬したい旨を願い出⁽⁶⁹⁾、宮本屋鉄山では同年「諸殿合主法頭書」が発布される事態となった。

また、同年は田畑が稲にみる不熟で養米も乏しく他国の麦70石を九州辺りで買入れようと手配している⁽⁷⁰⁾。

多四郎は、天保元(1830)年頃から病気にかかり、天保9(1838)年に死去した。

②11代運右衛門直順

多四郎の後を継ぎ家督を相続した運右衛門直順代で特筆すべきは、後述の第11表「山儀櫻井家たたら製鉄関係年表」によると、耕作、家業に出精し、細民を勞い、質素儉約し、寸

第6表 櫻井運右衛門の藩からの待遇

年	藩からの待遇
天保11(1840)年	牛浜郡役入格
弘化元(1844)年	宍道町外で御用見え
同 4(1847)年	代々郡役入格 生涯名字御免 代々下郡格
文久 3(1863)年	名字帯刀御免 牛浜小補合判御免

「神門郡奥田儀村宮本屋多四郎奇物之儀村方ヨリ新出候書付巻郡方撰送書出」(文政2(1819)年)、「拾年前申年ヨリ去歲年迄蒙仰御免蒙々御書付」(明治2(1869)年)

志等を多々行ったことで、第6表のように藩から厚い待遇をうけている。

製鉄業に関しては、弘化元(1844)年、山口村奥原御たたら山内へ御鍛冶屋半軒をおき操業を行っており⁽⁷¹⁾、同元(1844)、2(1845)、4(1847)年に炭木調達のため山口村の山を買入れしている⁽⁷²⁾。文政4(1857)年には山口村の藤木谷で鉄穴流しを再興したい旨を藩に願い出ている⁽⁷³⁾。これらは、山口村奥原たたら・鍛冶屋の操業に利用されたと考えられ、翌年には山口村奥原たたらでは鉄出来高が2352駄、同鍛冶屋では出来鉄高が105駄であった⁽⁷⁴⁾。

文久2(1862)年には、奥原たたら近辺の木々を切り尽したため、一久保田村加賀谷たたらへ打替えており、奥原たたらは操業を終えることとなった⁽⁷⁵⁾。

第7表 山儀櫻井家嘉永3(1850)～安政元(1854)年の平均1カ年鉄生産高

たたら・鍛冶地名	生産高	内訳
越堂たたら	吹鉄5796駄	鉄: 5418駄 雑鉄: 378駄
奥原たたら		
鉄谷鍛冶屋	割鉄2319駄	上鉄: 2066駄 下鉄: 253駄
宮本鍛冶屋		
奥原鍛冶屋		

(「安政二年(多・飯石・神門・大原四郡新鍛冶屋一ヶ年中出来物並代銀積目録」、「弘化四年(1847)御用留」所収、田部家文書(旧島根県史編纂資料近世等号編112))

「安政二(1855)年仁多・飯石・神門・大原四郡鍛冶屋一ヶ年中出来物並代銀積目録」⁽⁷⁶⁾によると山儀櫻井家が操業しているたたら・鍛冶屋の鉄生産高は第7表のとおりであった。

同史料によると、越堂たたらと奥原たたらで両所を合計して1年間に四日押で126駄吹、5796駄(173880貫(1駄=30貫として))=652050kg)の生産高を誇り、その内の93.5%が鉄であった⁽⁷⁷⁾。鍛冶屋は、鉄谷鍛冶屋・宮本鍛冶屋・奥原鍛冶屋半軒宛で合計して割鉄2319駄であった⁽⁷⁸⁾。



第8表 仁多・飯石・神門・大原郡鉄師別たたら・鍛冶屋の嘉永3(1850)～安政元(1854)年の平均1カ年の操業による代銀

鉄師名(たたら・鍛冶屋名を含む)	代銀
田部五右衛門	763 貫 185 匁
櫻井源兵衛	361 貫 605 匁 4分2厘
糸原徳右衛門	252 貫 617 匁 1分7厘
卜藏益兵衛	247 貫 519 匁 1厘
野上野全左衛門	237 貫 88 匁 2分6厘
鹿谷新市郎右衛門	133 貫 971 匁 3分9厘
大神鍛冶屋(櫻井・糸原)	64 貫 935 匁 9分9厘
八川村傳三郎	29 貫 547 匁 3分5厘
櫻井運右衛門	450 貫 812 匁 5分8厘
井谷野山左衛門	181 貫 312 匁 2分8厘

(出典は第7表史料と同じ)

第9表 櫻井運右衛門の長州戦争での働き及び褒章

年	褒章内容	褒章の理由
元治元(1864)	具足に着用許可、兜の替わりに陣笠・半首の着用許可。	異変の節
慶応元(1865)	格式小算用格 三ノ丸にて御目見	物入続きに寸志願 い出
同年	花菱御紋御上下・具拝頭	御用精勤
慶応2年(1866)	金11500疋 格式御目見格	長州征伐に際し、食糧調達尽力し、軍日付衆宿陣等を勤めた
慶応3年(1867)	五人扶持、花菱御紋御上下一具拝頭	同上
慶応4年(1868)	御徒歩格、御目見	近年の時勢に付き、格別の心配

(「拾年前申年ヨリ去辰年迄蒙御稱美慶々御書付写」(明治2(1869)年))

前述史料には4郡の鉄師の平均1カ年の操業による代銀も記されており、その内訳を第8表に示した。第8表によると田儀櫻井家のたたら・鍛冶屋全体の代銀は450貫812匁5分8厘で、4郡の鉄師の中では2番目に多い数値を示している。運右衛門代の隆盛が伺える。

その威勢をかってか運右衛門代では、田畑山林等の買入れ代銭として76920貫119文を記録している⁽⁷⁸⁾。

運右衛門にとって大きな関わりをもった事件は元治元(1864)年と慶応2(1866)年の2度にわたる長州戦争であった。長州戦争においては、第9表のように手代ともども御用に精勤し、地誌、兵糧、陣屋宿の手配を行い、小算用格、御目見格、御徒歩格や五人扶持など藩から厚い待遇を受けている。運右衛門に付き従い、長州戦争に尽力した手代も褒章を受けている⁽⁸⁰⁾。

4. 衰退期

①12代 勝之助直明

勝之助直明は、家督を相続する以前に「拾年前申年ヨリ去辰年迄蒙御稱美慶々御書付写」(明治2(1869)年)によると、長州戦争の際に先代運右衛門に付き従い、御用精勤により藩から慶応元(1865)年「萬役人格」、同2(1866)年に「英小文字御格」を拝領している。

家督相続後は、明治維新になり政治体制の急激な変革のなかで数度の寸志金等尽力したため、明治3(1870)年、県から「等級五等列下準士族席」を申し付けられ、従僕の使用は勝手次第とする待遇を受け、民政局との取次ぎも命ぜられた⁽⁸¹⁾。

また、第10表にあるように災害に対しての援助も行い、褒章を受けている。

第10表 櫻井勝之助の災害援助及び褒章

年	災害内容	援助金(円)	褒章内容
明治7(1874)	洪水	200	御紋銀杯下賜
明治8(1875)	西園寺村 外間藩火災	100	御紋銀杯下賜
明治8(1875)	鎌倉町火災	60	御紋杯下賜

(第11表「田儀櫻井家たたら関係年表」より作成)



経営面では、渡辺勝治氏によると⁽⁹²⁾、

- A. 生糸改良会社設立
- B. 各種製造業
- C. 銀行設立

など多角的経営を行っているが、成功には至らなかった。また、多角経営との関わりで蓬莱社に多額の借入金があったようである。その返済のために、田儀櫻井家所有の神門郡村々山林及びたたら場・鍛冶場は明治11(1878)年には東京蓬莱社所有となっている⁽⁹³⁾。

借入金は嵩み続けていたようで、明治11～15年の借入金は37125円にもなった⁽⁹⁴⁾。

明治15(1882)年3月17日、本拠地の宮本鍛冶屋が本宅、山内を含み全焼した。そのおり、勝之助長男の善太郎は、山内居住者の他出の動きを察知し、同年7月1日に一同を集めその真意を確かめている⁽⁹⁵⁾。

智光院住職吉永願我は、同年12月、「一新執行方法論」という10条からなる田儀櫻井家の営業再生策を立て、田部家、仁多櫻井家に協力を求めている。その策の大意は以下のよ

うである。

- A. 越堂たたら・宮本鍛冶場の2つを営業場とする。
- B. 近傍山林(奥田儀村・口田儀村・小田村)を至急買戻す。
- C. 業務長として田部・櫻井各家より出張させ経営を行う。
- D. 諸手代は最少減にとどめ、営業人は篤実勉強なる者とする。
- E. 櫻井家の相続は、当分親戚の各家より御禮擬をもって扶助する。
- F. 総山林は折をみて買得する。耕地は越堂たたら近辺を先ず買得する。

しかし、この再生案について田部周重は、賛同しつつも「原按十点ノ主眼之ヲ回首スルニ今始ムルニ尚其遅キヲ覚フ」とやや消極的な姿勢を示している⁽⁹⁶⁾。

明治23(1890)年、勝之助はたたら製鉄業の経営を断念し奥田儀を去り、鉄山経営は終焉を迎えた。

【註】

- (1) 川上昌之助1928『訂正増補田儀村沿革史』、自筆本、多伎町教育委員会蔵。
- (2) 多伎村役場1961『田儀村誌』。
- (3) 佐田町教育委員会1976『佐田町史』、佐田町教育委員会。
- (4) 渡辺勝治1996『田儀櫻井家年代記』、自費出版。
- (5) 森山一止2002『奥田儀宮本屋櫻井家文書目録』『古代文化研究』第10号、島根県古代文化センター。
- (6) 森山一止2003・2004『史料紹介奥田儀宮本屋櫻井家文書『年々見合帳』』『古代文化研究』第11・12号、島根県古代文化センター。
- (7) 佐田町教育委員会1983『朝日跡発掘調査報告書』、佐田町教育委員会1992『梅ヶ谷たたら跡発掘調査報告書』、佐田町教育委員会2001『朝日遺跡発掘調査報告書』、大田市教育委員会1987『日ノ平たたら跡発掘調査報告—近世高殿たたらとたたら文書—』『大田市埋蔵文化財調査報告6』、大田市教育委員会1990『久谷たたら跡発掘調査報告書』。
- (8) 第4套中の「操業確認期間」はあくまでも史料上確認できた期間であって、操業開始停止の期間を示しているものではない。
- (9) 春日家文書、旧島根県史編纂資料近世筆写編83、島根県立図書館蔵。
- (10) 『年々見合帳』所収。
- (11) 註(1)、(4)参照。



- (12) 「鉄山證文小日記」所収。
- (13) 註(5)参照。
- (14) 「家督證文写手鑑」(宝暦12(1762)年)、櫻井家文書
- (15) 註(14)参照
- (16) 「明治拾二年五月改正 櫻井氏之系譜」、多伎町文化伝習館寄託。渡辺勝治『田儀櫻井家年代記』によれば、奥田儀庄屋であった田淵の知吾屋敷の次郎右衛門が可部屋三郎左衛門直直に奥田儀のたたらを再興を頼み、藩の許可を得て寛永17(1640)年に奥田儀へ行き製鉄業を始めたところ、管見の限りでは上記内容を記した原史料が発見できなかった。「鉄山證文小日記」所収の「御願申上演説之覚」(文政3(1820)年)によると、「神門郡奥田儀村宮本屋多四郎家之儀者、百七拾年余已前麓山中筋難村為融通御願申上、仁多郡上阿井村可部屋三郎左衛門停幸左衛門与申者分家いたし、代々鉄師職相続仕」とあり、幸左衛門が分家したのは約170年以前で、慶安3(1650)年頃となる。田儀櫻井家の製鉄業開始の年代については、註(14)「家督證文写手鑑」に記載の田儀櫻井家関係記事も含め、今後検討していかねばならない問題である。今後の課題としたい。
- (17) 「明治九年二月廿日 塙家系図考」、山田家文書、多伎町文化伝習館寄託。註(16)「御願申上演説之覚」の記述によると、幸左衛門が分家したのは慶安3(1650)年頃となり、検討の余地が残る。
- (18) 「親方世代留」(「鉄山證文小日記」所収)、註(14)、(16)、(17)参照。註(14)「家督證文写手鑑」では、「弥右衛門 幸左衛門死去、子供幼少ニ而家相統難相成、奥田儀村龍越鉄山ヲ業ス」とあり、註(16)、(17)史料の記述もあわせて検討すると、幸左衛門直直の「子供」は、三郎左衛門直直と考えられる。「奉願口上之覚」(宝永7(1710)年)('久村油屋文書'(浜村家所蔵))によると、田儀櫻井家は弥右衛門代までは久村に別荘があり、そこで「鉄宿」「蜜産」「酒場」「藏敷」「御用宿」を経営していた。しかし、三郎左衛門代には「不勝手ニ付家修復等茂羅仕御座候ニ付こわし方申度旨」を願ひ出て、宝永7(1710)年、今市の油屋太郎右衛門が家屋敷、酒場と付随する権利を買い取り、引越しをしている。
- (19) 註(18)考察参照。なお、「親方世代留」によると「弥右衛門様御子也」とあり、森山一止氏は証(5)論文で、三郎左衛門直直は、弥右衛門正信の子供とされている。今後、検討したい。
- (20) 「親方世代留」、鉄山證文小日記」所収。
- (21) 註(16)、(20)参照。
- (22) 註(17)参照。「親方世代留」では「吉田綿屋伴頭か六様と申候分也」とあり、今後の検討課題としたい。
- (23) 註(16)参照。
- (24) 註(16)、(20)参照。
- (25) 「覚」(文化元(1804)年)('年々見合帳」所収)によれば、文化元(1804)年には「宮本御殿治屋代」として田儀櫻井家の鉄山業に関わっていることがわかる。
- (26) 「奉願御事」(天保4(1833)年)、「年々見合帳」所収。
- (27) 註(4)参照。
- (28) 註(4)参照。
- (29) 「鉄山因窮拝借願書付之扣」(天明4(1784)年)
- (30) 註(14)、(17)参照。
- (31) 「維時明治第十四年改正 旧東塚家過去諸當簿 二」、多伎町文化伝習館寄託。
- (32) 「鉄山旧記」(糸原家文書)によると、元禄4(1691)年より天秤吹が始まることとある。
- (33) 「鉄山旧記」、糸原家文書。「鉄山旧記」には、鉄師の一人として「神門郡田儀可部屋又四郎」の名がみえるが、田儀櫻井家文書では「又四郎」の名は発見できなかった。年代的には宗兵衛清矩の代であるので、又四郎は宗兵衛清矩と考えられる。
- (34) 註(31)参照。



- (35) 「神門郡南方萬葉出帳」(宝暦4(1754)年)、註(9)参照。
- (36) 「乍恐奉願御事」(文化9(1812)年)、「年々見合帳」所収。
- (37) 註(36)参照。
- (38) 「申上演説之覚」(享和2(1802)年)、「年々見合帳」所収。
- (39) 註(20)参照。
- (40) 「御主法人之事」(享和3(1803)年)、「年々見合帳」所収。
- (41) 「奉願御領給治屋之事」(文化元(1804)年)、「年々見合帳」所収。
- (42) 「覚」(文化元年)、「年々見合帳」所収。
- (43) 「御祈申上口上之覚」(文化2(1805)年)、「年々見合帳」所収。
- (44) 「御注進申上御事」(文化5(1808)年)、「年々見合帳」所収。
- (45) 「乍恐奉願給治屋之事」(文化4(1809)年)、「山口村黒谷打替ニ付御許容覚」(文化4(1809)年)、「年々見合帳」所収。
- (46) 註(20)参照
- (47) 註(20)参照
- (48) 「鉄山證文小日記」所収。
- (49) 「文政二卯十二月 境草山歩分箇所別改帳 神門郡奥田儀村」によると、正確には「108町4反8畝歩」である。
- (50) 「覚」(文政3(1820)年)、「鉄山證文小日記」、「神門郡奥田儀村宮本屋多四郎奇特書儀村方方訴出候書付並郡方方演説書出し写(文政2(1819)年)」所収。
- (51) 「神門郡奥田儀村宮本屋多四郎奇特書儀村方方訴出候書付並郡方方演説書出し写」(文政2(1819)年)。
- (52) 註(49)史料参照。
- (53) 「田畑山林屋敷産物買入代錢書出」(明治2(1869)年)。
- (54) 「御願申上御事」(文化8(1811)年2月)、「年々見合帳」所収。
- (55) 「御願申上御事」(文化8(1811)年11月)、「年々見合帳」所収。
- (56) 「乍恐奉願御事」(文化9(1812)年)、「年々見合帳」所収。
- (57) 「御嘆申上演説之事」(文化9(1812)年)、「年々見合帳」所収。越堂たたらにとって大社からの海辺筋の松本は重要であったようで、幹繁北嶋氏が松炭を石州へ売却する計画については売却の停止を願い出ている(「御峰ニ付演説書之事」(文政5(1822)年)、「年々見合帳」所収)。
- (58) 「乍恐御願申上御事」(文化11(1814)年)、「年々見合帳」所収。
- (59) 「奉願上御事」(文政2(1819)年)、「演説書之覚」(文政2(1819)年)、「乍恐奉願御事」(文政3(1820)年)、「御尋ニ付演説書之事」(文政5(1822)年)、「年々見合帳」所収。
- (60) 「奉願御事」(文政4(1821)年)、「年々見合帳」所収。
- (61) 「奉願御事」(天保4(1833)年)、「年々見合帳」所収。
- (62) 「乍恐演説ヲ以奉願御事」(文政11(1828)年)、「年々見合帳」所収。
- (63) 「奉願上候御事」(文政13(1830)年)、「年々見合帳」所収。
- (64) 「覚」(文政13(1830)年)、「年々見合帳」所収。
- (65) 「年々見合帳」。
- (66) 「御注進申上御事」(天保3(1832)年)、「年々見合帳」所収。
- (67) 「御注進申上御事」(天保5(1834)年)、「年々見合帳」所収。
- (68) 「奉願御事」(天保5(1834)年)、「年々見合帳」所収。「年々見合帳」では、天保2(1831)、4(1833)、6(1835)、7(1836)年にもこのような手代派遣による売り捌きの記事がある。
- (69) 「奉願口上之覚」(天保7(1836)年)、「年々見合帳」所収。
- (70) 「奉願御事」(天保7(1836)年)、「年々見合帳」所収。

第11表 田儀櫻井家たたら製鉄関係年表

年	西暦	事項
延宝3	1675	奥田儀村・小田村に鉄山・御立山を拝領する。「9」
7	1679	幸左衛門直春、神門郡奥田儀村可部屋別宅へ移り住む。〈幸直〉『塩原家文書』
貞亨2	1685	三郎左衛門直重死去(61歳)。 幸左衛門直春死去(39歳)。幸右衛門正信、久村の別宅に住んでいたが、嫡男六三郎幼少のため奥田儀へ行き相続する。〈幸直・弥〉「14・櫻井氏之系譜」
4	1687	吉野村御山・鉄穴を15ヶ年季1貫900日で購入する。〈弥〉「1」
元禄元	1688	下橋波村御山(保井谷・井奥谷・長川原御下谷・屋なせ谷・長川原境谷・向山)を15年切で丁銀800日で購入する。〈弥〉「1」
4	1691	出雲地方で天祥吹法がはじめられる。「鉄山日記(安政4)『鉄原家文書』」
5	1692	松江藩御礼座において鉄を買い上げることとされる。
5	1692	佐津日村の大沢75束を代銀450匁で購入する。〈三直且〉「1」
6	1693	山口村百姓山の藤木山・下上ヶ山等を鉄山として10年季代銀2貫130日で購入する。〈弥・三直且〉「1」
		山口村百姓山の藤木山・下上ヶ山等を鉄山として10年季代銀2貫130日で購入する。〈弥・三直且〉「1」
		山口村下モ上ヶ並に藤木山に関して除山について明確あり。〈三直且〉「1」
		佐津日村百姓統々神分村中の山を礼丁銀1貫425匁で購入する。〈弥・三直且〉「1」
		佐津日村の山々の除地と山并を詳細に記述する。〈弥〉「1」
		下橋波村大銅付畑屋山・そうす谷を10年季代礼丁銀70匁で購入する。〈三直且〉「1」
7	1694	佐津日村御鉄山地下山境に杭立をおこなう。〈三直且〉「1」
		佐津日村春里こき岩周平岡を称を10年切代礼1貫133匁4分8厘で購入する。〈三直且〉「1」
		多岐村百姓山を10年季代礼丁銀350日で購入する。〈弥〉「1」
		多岐村の鉄山及び除山各7箇所境を調査する。〈弥〉「1」
		下橋波村足谷田ノ上山を10年季で購入する。〈三直且〉「1」
		智光院過去帳に初めて宮本山内の普死去の記事あり。このころまでに宮本山内の形成があった。〈弥・三直且〉「旧末棟家過去諸書 二(明治14改正)『竹下家文書』」
9	1696	高津原村蓮葉山を10ヶ年季代銀85匁で購入する。〈弥〉「1」

年	西暦	事項
元禄9	1696	高津原村本谷山を10ヶ年季代銀40日で購入する。〈弥〉「1」
12	1699	小田村の西明ス山・頭名山・秋竹山を10年季代米23石2斗5升で購入する。〈三直且〉「1」
		小田村の西明ス谷・猪子田谷・明ヶ原谷・秋竹谷にある鉄山の境の詳細を調査する。〈三直且〉「1」
		奥田儀村内大須谷を10年季代米10俵1斗で購入する。〈三直且〉「1」
15	1702	奥田儀村富木山を10年季代1銀500日で購入する。〈三直且平次〉「1」
宝永5	1708	幸右衛門正信死去(60歳)。 松江藩、御礼座の買鉄をやめ、自由売買に改める。
6	1709	松江藩、鉄方に買鉄を命令し、秋より買上を実施。
正徳2	1712	三郎左衛門直且死去(39歳)。
5	1715	紋三郎、雷大明神(現多伎雲神社)の石鳥居を建立する。〈可部屋紋三郎〉「10」
享保2	1717	下橋波村長川原鉄山と利左衛門山畑との山輪出入りあり。〈可部屋紋三郎〉「1」
7	1722	佐津日村芝草山を代銀800匁で購入する。〈可部屋伊左衛門〉「1」
11	1726	「鉄方御方式」により御10ヶ所、鉄師9人に統制する。神門郡は御1ヶ所で、田儀可部屋又四郎となった。〈又四郎(宗カ)〉「鉄山日記(安政4)『鉄原家文書』」
13	1728	小田村仁兵衛秋竹屋敷向平の山を10年季代米3俵・代銀3貫文で購入する。〈弥〉「1」
		奥田儀村富木山を10年季代銀625匁で購入する。〈宗〉「1」
16	1730	佐津日村の中谷奥六木谷と田原善兵衛家の向鉄山を替地とする。〈宗〉「1」
		佐津日村田原鉄山の境目につき境界を確認する。〈宗〉「1」
19	1734	佐津日村六兵衛枋谷山を替地とする。〈宗〉「1」
20	1735	山口村別所西の谷で山輪あり。〈宗・手代甚右衛門〉「1」
元文2	1737	山口村藤木小屋の谷瀬・大明神谷の立木を10年季代米13俵で購入する。〈宗〉「1」
		山口村藤木小屋の谷瀬・大明神谷の境を調査する。「1」
4	1739	奥田儀村内大須谷で鉄山境を改めずに畑を購入し耕作したが、鉄山のため秋より耕作を禁じられ、今年は御免の旨願い出あり。〈宗〉「1」





年	西暦	事項
寛保元	1741	佐津日村とち谷等立木を購入する。〈宗〉「1」
		佐津日村天竺山立木を購入する。〈宗〉「1」
延享元	1744	古野村可部屋鉄山と村山との山論出入あり。〈宗〉「1」
	1744	上橋波村可部屋鉄山と村山との山論出入あり。〈宗〉「1」
天明4	2	普光院過去帳に初めて越堂鉦山内の普死去の記事あり。越堂鉦の操業が確認できる。〈宗〉「旧末檀家過去諸書集 二 (明治14改正)『竹下家文書』」
	1754	佐津日村権六山からぬまが谷の鉄山に關し、境の確認及び木伐採禁止の誓いをおこなう。〈宗〉「1」
明治2		奥田儀村連上銀は、山口鉦・鍛冶屋・奥田儀鉦・鍛冶屋、天祥吹増で2貫750匁となる。また、鉄鉦231人、鉄方38軒、割鉄鍛冶屋1件、小鍛冶屋3軒あり。〈宗カ〉「神門郡南方萬巻出版 (宝暦4年)『奉日家文書』」
		宗兵衛清矩死去 (48歳)
	1765	多岐村の鉄山5所にて争論が発生する。〈基〉「1」
	4	1767 可部屋甚三郎が山原塚藤七・ぬたや茂七に対し、鉦・鉄山・道具・鉄穴等を3ヶ年の期限で売り渡す。〈基〉「3」
	5	1768 可部屋甚三郎が鉦を中絶した為、猪鹿の被害が出、百姓共が難儀の為、山口村備々原沢鉦を可部屋より借用し、山口・上下橋波・佐津日4ヶ村で3ヶ年吹きたい旨を願ひ出る。〈基〉「6」
	6	1769 小田村で数件の山論が発生する。〈基〉「1」
安永6	8	1771 口田儀村五兵衛が鉦操業を行っていた場所に向こう8年間同村弥平太が行うことを許可してほしい願ひ出あり。〈基〉「7」
		上橋波村鉦床並に山 (傳古山境へ瀕) を10ヶ年切で代銀300匁で購入、長皮原山立木を55匁で購入する。〈基〉「1」
安永6		山口・上下橋波・佐津日4ヶ村が可部屋甚三郎から3年の期限で借受けた沢鉦の経営状態についての報告あり。〈基〉「8」
	1777	高津屋村傳古の出・堀立家・納屋・山を代銀20貫文で購入する。〈基〉「手代宗八」「1」
		広瀬御領飯石郡大呂村の西山中藤谷山一ヶ所を代銀150貫文にて永代購入する。〈基〉「1」
7	1778 甚三郎順之死去 (36歳)。	
9	1780 佐津日村の中谷奥諾ノ谷の山を10年季代銀8貫文で購入する。〈幸義〉「1」	
		佐津日村の大谷より六郎木原の山を10年季代銀7貫文で購入する。〈幸義〉「1」

年	西暦	事項
安永9	1780	田沼意次により、鉄鉦が設置される。
天明2	1782	佐津日村及が谷から山神谷にかけての山を代銀6貫文で永代購入する。〈幸義〉「1」
	4	1784 米高値・鉄座による鉄値低落により鉄山経営が困難のため、養米2300俵又は銀札70貫目を藩から拝借したい旨の願ひ出あり。〈幸義〉「9」
天明5		上橋波村塩原鉦を佐津日村日平鉦に打替えて、幸左衛門が経営し操業開始。〈幸義〉「10」
	5	1785 幸左衛門代名書で2町3畝余りの土地記載あり。〈幸義〉「村々反名書写 (天明4)『山樞樞井家文書』」
天明7		幸左衛門義民死去 (51歳)。
	7	1787 鉄鉦が廃止される。
寛政9	1797	山口村鉄山小畑山と志やう嶋が谷よりさかえ谷までを管地する。〈伝〉「1」
		伝十郎利之死去 (21歳)
享和2		このころ百済鉦の操業が行われていた。〈録カ〉「11」
	1802	奥田儀村可部屋が高借に及び難渋し鉦が運転しており、鉄方300余人が難渋至極、西山中村では作閑塚も無く、猪鹿を防げず土地の収獲が落ち、瀧山中村では船乗・馬士・鉦へ拘る運送業者が難渋し、口田儀町では馬士が鉦荷物無き馬持が減り、鞍場の差し支えも出てきているので御請願を以て鉦相統のためお惠を仰せ奉るよう要求する。〈下郡奥兵衛・与願市右衛門・定兵衛〉「10」
天明3		録郎兵衛道明死去 (35歳)。
	3	1803 御土法入となり藩役人村上亦三郎が改革を行い、鉄鉦頭取可部屋勘左衛門・田部長右衛門の名目で操業する。塩弓が可部屋から宮本屋となる。鉄方300人余〈田長・可助〉「1-14・10」
天明4		口田儀村勘登御鉦・奥田儀村宮本御鍛冶屋を5~7月迄3ヶ月間請ける。〈田長・可助〉「10」
		宮本鍛冶屋の養米を藩から昨年秋も拝借したが、今年の冬も900俵借りる。〈田長・可助〉「10」
文化元	1804	宮本鉄山は熊太郎・勝太郎の両名で操業し、召抱者の宗門は両名と郡村役人連名で届けていたが、御仕入鉄山となり、村役人連名を除いてほしい願ひ出が鉄鉦頭取から出たが、村役人連名による宗門の届出となった。〈田長・可助〉「10」



年	西暦	事項
文化元	1801	神内郡御取上げ鉄山の内、小田村3ヶ所、奥田儀村数ヶ所が3月13日夜焼失する。〈田長・可助〉「10」
		口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋・佐津目村日平分御師を当子8月～来27月までの12ヶ月間請ける。〈田長・可助〉「10」
		宮本御殿治屋代祖左衛門の釘・鍛冶原跡入用が64貫585文であった。〈田長・可助〉「10」
		8月朔日～晦日迄の内、他国他領他郡他村より紛ら敷き宗旨の者の出入りを厳しく取り締まる。〈田長・可助〉「10」
		40日で伊勢参宮をしたい旨、庄屋・年寄を通じ下郡・与頭へ許可を求めらる。〈奥田儀村鉄山鉄師より・とよ・亀次・藏吉・吉四郎〉「10」
2	1805	10月4日焼八ツ時、越堂御師吹夜に出火し、大風に加わられて御師・炭木屋が焼失する。〈田長・可助・祖〉「10」
4	1807	宮本御殿治屋周辺の小炭山を伐り尽くしたので、山口村黒谷へ場所替を願い出、許可される。半軒は宮本で吹き方を行う。〈田長・可助・祖〉「10」
		口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋半軒・山口村黒谷御殿治屋半軒・佐津目村日平分御師を当卯月～同12月までの5ヶ月間請ける。〈田長・可助〉「10」
5	1808	2月晦日夜四ツ時に釜の火が茅葺根に燃え移り、西風に煽られて大火事となり、日ノ平御師焼失する。被害は釘・天秤1ヶ所、釘諸道具箱、大炭400貫、人馬同様の被害はない。〈田長・可助・祖〉「10」
		祖左衛門に宮本屋世代組方の御せがあり、小太郎（多四郎）の親分となる。その後去する。〈祖〉「1-14」
6	1809	多四郎が宮本屋世代親分となる。〈多〉「1-14」
		博打の禁止・絹布の着用停止に関し、鉄方殿合あり。〈多〉「10」
7	1810	鉄山諸色代鉄山下につき、可部屋助左衛門が宮本屋多四郎に委ね申渡しておく旨下郡に連絡する。〈可助・多〉「10」
8	1811	久村赤松での鉄穴流しの再興を願い出、1年間の許可を受ける。このため、町場馬方・賣民の増し稼ぎとなる。今まで越堂御師・日平分御師は伯州から砂鉄を購入していたが、これからは村方で購入できる。また、濁水対策も十分行う。〈可助・多〉「10」
		久村鉄穴は8月から始めたが、不慣れなために石州邑智郡八神村茂七・久次・忠次を流方・切方として当11月～来3月迄雇い入れ、流し方を行う。〈多〉「10」

年	西暦	事項
文化9	1812	宮本御殿治屋は辛左衛門代より経営難で、一時佐津目村勘太郎・奥田儀村熊太郎名義で御仕入となり、その後、殿部兵衛が経営したが、死後継嗣のため家業退転で川内300余人離散となるところ、御主法入りとなり滞りもなく操業して10年が経ち、当年で御主法明けとなるが多四郎18歳でまだまだ御主・御米代の俄からの上納も難く、辛左衛門代に石州所々より借入れた銀子も御主法明けとなれば折檻され、釘・鍛冶屋が潰れることもありうるため、今暫くの御師主法御師・鍛冶屋で操業したい旨願い出、許可される。〈可助・多〉「10」
		日御崎領宇能三井で新たに釘を打鑄する話があるが、越堂御師・日平分は近辺の鉄穴・浜辺からの砂鉄・伯州から購入の砂鉄を利用し、炭は大社からも口田儀までの高尾山の松木と越後国のものを利用しているの釘の新設は越堂御師の経営を脅かすのであって、上納銀も支払いできなくなるほど難渋するので新設は中止していただきたい旨の願い出あり。〈多〉「10」
		百済釘の15年間の総差引勘定帳あり。総差引63匁9厘の不足。〈多〉「11」
10	1813	家賃請を行い、御用箱を勤めるようになる。〈多〉「1-12」
		百済釘における木器残物と質方（巻込、皆済）目録あり。〈多〉「12」
		石州日御の川砂鉄で使ってきたが、石州鉄山跡より抗議が出て使用出来ず、神戸川尻崎屋付近の川砂鉄を使用したい旨願い出。〈可助〉「10」
文政2	1819	奥田儀村百姓が多四郎の村への貢献（鉄山職・開鑿など）により褒美を申請する願い出あり。〈多〉「1-14」
		多四郎、奥田儀村鉄山を炭山として108町4反8畝歩出する。〈多〉『墳墓山歩分箇所別改帳（文政2）』『田代櫻井家文書』
		当釘鍛冶職内に紛ら敷き宗旨の者は参入していない旨を報告する。〈可助〉「10」
		山口村黒谷鍛冶は近辺の木々を伐り尽くし、場所替をしたが、無理ならは暫時鍛冶原中絶の旨を願い出、3月より休業御免を申し付けられる。〈田佐・可助〉「10」
		神門郡乙立村人川の砂鉄を多四郎が買受けは両儀村へ運んでいたが、広瀬藩より原へ運ぶ。〈田佐・可助・多〉「10」
3	1820	奥田儀村百姓が多四郎の村への貢献（鉄山職の繁栄・開鑿・御用箱・百姓との差続れなしなど）により褒美を申請する願い出あり。〈多〉「1-12・14」
		多四郎、釘鍛冶職や請作に励み、百姓中難渋の者を救済し、祖母へ孝行を尽くすなどの善行により生部郡役人格を申し付けられる。〈多〉「1-14・14」
		佐津目村日平分御師の近隣村々から支障が出て炭木等不足のため、吉野村田原へ打替えたい願い出あり。〈田佐〉「10」

年	西暦	事項
文政4	1821	佐津目村日平分御の近隣鉄山の木々を切り尽し炭木等不足のため、吉野村吉原御へ打替える。〈田佐「10」
		日平分での残吹をしい旨願い出、翌年2月まで許可される。〈田佐・可正「10」
5	1822	代々御用宿を勤め、御公役精進、寸志上納、家業精進などにより、賞辞をいただく。〈田佐「15」
		梓築北嶋縁が松炭を石州に売却とのことで、宮本監の御では松炭で吹くため他開出しは停止していただきたい旨を願い出る。〈多「10」
		宮本御宿の内、大鍛冶屋運上未納については、宮本に半軒山山口村に半軒となっているため200目で上納したい旨を願い出る。〈多「10」
		宮本鍛冶屋を山口村黒谷へ打替えたが、立木を皆伐り尽し中絶した。日平分を吉野村吉原御へ打替へ暫時吹いたが、鉄道下落のため黒谷鍛冶屋を吉原御内に打ち替えない旨を願い出る。〈田佐・可正「10」
6	1823	多因郎、正徳5年に先祖三郎が建立した雷大神(現多夜芸神社)の石鳥居が破損したため再建する。〈多「10」
		財冬、江戸大火につき小割鉄40駄を寸志上納する。〈多「10」
7	1824	釘打建ての際、汗遣及び鑪縁の御米代銀を返済したいが、石州富屋吉右衛門の外は、人も返済の目途が立たず、年額6貫目で返済したい旨の願い出あり。〈多「10」
		広瀬御宿堂ノ原御から反部を通り久村へ鉄を運送する場合手続きが手間取り、更に遠路のため吉野村を通る近道を使った運送したい旨の願い出あり。〈多「10」
8	1825	大坂への先納引当銀1500貫文の拝借を願い出た旨、それを受け取る。〈多「10」
		梓築北嶋社山の内、炭山にて買受けた山で山子に炭焼中、炭窯より出火し近辺の3町四方が焼失する。〈多「10」
		御曹筋方御立山の松を丸札し、多因郎が47貫文の高札で引受け、暮までに伐採し、その薪に小松を植える。〈多「10」
		越堂御、宮本鍛冶屋、小出大磨鉄穴、久村鉄穴、吉野村吉原御、鍛冶屋、一久保田中尾下鉄穴、二部村西ヶ所鉄穴、上・下橋波村川小鉄の各運上額は、2貫323文3分であった。〔10〕
		宮本屋開張の鉄穴8ヶ所での秋流し方御免の願い出あり。〈多「10」
		大坂表へ運び間違えた額は、春日丸へ積み大坂御屋敷へ大切に搬送する。〈多「10」
		大坂へ慶王や薬師等を春日丸で帆走中、荷物れを起こしたため、船を止めた後大坂御屋敷に運ぶ。〈多「10」

年	西暦	事項
文政9	1826	一久保田村・東村・八幡原村の川筋で出水により寄り付けた小鉄を離漁者の作間増し撥ぎとして取らせ、一久保田村分は村議、他村分は多因郎受けで吉野村吉原御で使用する。〈多「10」
		大坂への先納引当銀10貫文の拝借を願い出た旨、それを受け取る。〈多「10」
		奥田儀村宮本山等の境目を決めた帳面あり。〈多「10」
		賢光院本堂庫裏1棟(折廻間、奥行4間1尺5寸)を再建する。〈多「10」
10	1827	吹方御免の御、鍛冶屋として神門郡では鉄師頭吹方部佐一右衛門・可部監正三郎名義で越堂御・吉原御、宮本鍛冶屋、吉原鍛冶屋の記述あり。〈田佐・可正「仁多・飯石・神門・大原四郎御・鍛冶屋」所別吹方御免年限書出(「天保3年諸御用附込」所収)『田部家文書』
11	1828	広瀬藩堂ノ原御、鍛冶屋、道具、薪小鉄48軒・山立木土地、鉄山を多因郎、田部佐一右衛門と組合で石州島井町蜀屋善平太から75貫目で購入し7年間稼業する。山出鉄は久村へ繰り出す。〈多「10」
		申秋同様、今年も御米を粟米として900俵併し、返済は来年の3月～6月迄の月割りで返済する。〈多「10」
		人參畑より10年賦で銀500貫文を拝借する。〔10〕
12	1829	御公役を併せ付けられた事に対し、銀8貫目寸志上納する。〈多「10」
		堂ノ原御の運上銀主法を以て先納した事に対し、御褒美として金300疋を頂戴する。〈多「10」
		口田儀村越堂御・奥田儀村宮本御鍛冶屋・吉野村吉原分御・同鍛冶屋を当分8月～末寅7月までの12ヶ月間請ける。〈田長・可正「奉願御御鍛冶屋之事(「文政12年諸御用附込」所収)『田部家文書』
天保元	1830	松江表へ返済分の25貫目の内9貫目を12月20日迄に松江表へ上納する。〈多「10」
		閏3月8日朝広瀬藩堂ノ原御、鍛冶屋焼失する。購入して間もなく、百姓騒動のため米500俵、鉄10貫目を拝借したい旨願い出る。〈多「10」
		広瀬藩堂ノ原御、鍛冶屋焼失のため銀15貫文を人參畑方で拝借する。〈多「10」
		石州円城寺村へ新鍛冶屋を打建てする。手代貞助を遣わし、才板の寄出御が引受ける。〈多「10」
		家業、耕作に出精し、寸志願上納に対し、御師巡り并築、日師御師比叡の際、天道町外で御目見えを申し付けられる。〈多「10」〔14〕



年	西暦	事項
天保元	1830	口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を当5月8日～来寅7月までの12ヶ月間請ける。〈田長・可源〉「奉願御師御殿治屋之事」〔文政13年請御用附込〕所収 〔田部家文書〕
	2	口田儀村宮本御殿治の糞米900俵を著に拝借する。〈田長・可源〉「文政13年請御用附込」〔田部家文書〕
	2	二部村雄谷鉄穴・中ノ谷鉄穴・小備ヶ谷鉄穴・増谷鉄穴・常楽寺村小平丸鉄穴、久保田村野狐鉄穴、東村草葺鉄穴、吉野村水谷鉄穴8ヶ所について今秋より鉄穴流しを行いたい旨を鉄穴方へ願ひ出る。〈田長・多〉「10」
	3	船頭仕切りで鉄鉄を大坂で積出し、売捌いていたのを、この度手代彦左衛門を大坂に遣わし売捌く。手代彦左衛門無事帰国する。〈多〉「10」
	3	口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を当8月～来7月迄12ヶ月間請ける。運上銀は来8月限りで上納する。〈田長・可源〉「10」
	3	杵築日御崎御社参の節、火道町外において御日見を御せ付けられる。〈多〉「10」
		2月12日平田町において御日見あり。〈多〉「10」
		山口村御鉄山小谷で4月9日九時出火し、1町四方焼失する。〈多〉「10」
		口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を当8月～来7月迄12ヶ月間請ける。〈田長・可源〉「奉願御師御殿治屋之事」〔天保3年請御用附込〕所収 〔田部家文書〕
	4	広瀬藩堂ノ原御師・御殿治屋の出来鉄は三原原より石州大田町へ出していたが、冬季は雪風で難渋のため山口村を通り同所番所にて鉄を改められ、口田儀村へ通り抜け船積みし、又荷物は反部より久村へ通り抜けることを願ひ出る。〈多〉「10」
		船師村松山1ヶ所、久保田村榎木山18ヶ所が釜飯方より払下げにてその証文・徳炭を受取る。〈多〉「10」
		船頭一任で鉄鉄を大坂で積出し、売捌いていたのを、手代彦左衛門を大坂に遣わし売捌く。〈多〉「10」
		多田郡、4年前から結毒を煩ひ、松江の医者では治癒せず、長州「熊」の医師中島玄庵の下で加療するため、手代、従者を引き連れ50日の予定で出陣する。〈多〉「10」
		吉野村吉原御殿治屋半軒は4月迄建築したが、周辺の立木を害伐し、鉄値段も下落のため操業が困難なので暫時中断したい旨願ひ出る。〈田五・可源〉「10」
		二部村雄谷鉄穴・中ノ谷鉄穴・小備ヶ谷鉄穴・増谷鉄穴、常楽寺村小平丸鉄穴、久保田村野狐鉄穴、東村草葺鉄穴、吉野村水谷鉄穴8ヶ所について今秋より鉄穴流しを行いたい旨を鉄穴方へ願ひ出る。〈可源・多〉「10」

年	西暦	事項
天保4	1833	広瀬御領堂ノ原御師・御殿治屋にて糞米行き届かず、他国米160俵を宇能俵で買入れ、110俵を久村へ運上げ飯石郡反部村御番所を経て家ノ原御師へ運び、50俵は口田儀村へ運上げ山口村御番所を経て角井村永原御殿治屋へ運びたい旨を願ひ出る。〈多〉「10」
		口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を当8月～来7月迄12ヶ月間請ける。運上銀は来8月限りで上納。〈田五・可源〉「10」
		鉄鉄を売捌くために大坂表へ差し遣わしていた手代彦左衛門が12月10日に帰国する。〈多〉「10」
	5	御社参につき御日見火道町外で御日見を御せ付けられるが病気のために断る。〈多〉「10」
		船頭仕切りで鉄鉄を大坂や九州所々へ売捌いていたが近年不景気で船頭で仕切りできず手代彦左衛門、下男林十と大坂・九州へ2月～3月迄50日ほど遣わしたい旨を願ひ出る。〈多〉「10」
		2月4～6日にかけて奥田儀村御鉄山・佐津目村御鉄山・下佐津目村御鉄山が焼失する。〈多〉「10」
		広瀬御領堂ノ原御師・御殿治屋にて糞米行き届かず、他国米300俵を買入れ、240俵を久村へ運上げ飯石郡反部村御番所を経て家ノ原御師へ運び、60俵は口田儀村へ運上げ山口村御番所を経て角井村永原御殿治屋へ運びたい旨を願ひ出る。〈多〉「10」
		久村赤松で鉄穴流しを行った所、町向組から香水・遺い水に使用していた川水に糞水が流れたり、水筋へ石砂が流れ出し出水のとき水吐けが悪くなってしまったなどの差障りがあったので対策を施すとともに山崩れ出して鉄10貫文を遣わしたい旨を願ひ出る。〈吉原御師辰三郎〉「10」
		二部村雄ヶ谷鉄穴は不都合が生じ、久村赤松鉄穴へ引替にて鉄から流し方したい旨を願ひ出る。〈多〉「10」
		船頭仕切りで鉄鉄を大坂や九州所々へ売捌いていたが近年不景気で船頭で仕切りできず手代彦左衛門、下男房之助を大坂・九州へ5月～7月迄100日ほど遣わしたい旨を願ひ出る。〈多〉「10」
		十州高知鉄商人下田屋勘之丞、相良屋文左衛門に鉄1300束を売却する。〈多〉「10」
		口田儀村越堂御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を当8月～来7月迄12ヶ月間請ける。〈田五・可源〉「奉願御師御殿治屋之事」〔天保5年御用留〕〔田部家文書〕
	6	正月朔日～晦日まで他所より粉らわしき宗旨の者、胡乱な者が参っていないことを報告する。〈田五・可源〉「10」
		6月5日に他國へ出ている手代彦左衛門と下人新三郎が7月6日に帰国した。〈多〉「10」



年	西暦	事項
天保6	1835	口田儀村越家御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を7月の1ヶ月間請け負う。運上銀は未8月限りで上納する。〈田五・可源〉「10」
		船頭仕切りで鉄道を大阪や九州所々へ売り捌いていたが近年不景気で船頭では仕切りできず手代赤左衛門・下入房之助を尾道より大坂へ50日ほど遣わしたい旨を願い出る。〈多〉「10」
		乙立村小鉄500駄を吉野村吉原御師まで届けたいので反部村御番所を通るための御切手を頂戴したい旨を願い出る。〈多〉「10」
7	1836	船頭仕切りで鉄道を大阪や九州所々へ売り捌いていたが近年不景気で船頭では仕切りできず手代貞助・下男十を大坂・九州へ3月～4月迄50日ほど遣わしたい旨を願い出る。〈多〉「10」
		二部村中ノ谷鉄穴・小備ヶ谷鉄穴・樽谷鉄穴・常業寺村小平下鉄穴・久保田村野臥鉄穴・東村草野鉄穴・古野村水谷鉄穴・久村赤松鉄穴8ヶ所について今秋より鉄穴流しを行いたい旨を鉄穴方へ願い出る。〈田長・多〉「10」
		口田儀村越家御師・奥田儀村宮本御殿治屋・吉野村吉原分御師・御殿治屋を当8月～来7月迄12ヶ月間請け負う。運上銀は未8月限りで上納する。〈田長・可源〉「10」
		未納の御米代銀60貫匁を当年暮より来る辰年（弘化元年）迄の3ヵ年賦で御醸定の通り返済していく。〈多〉「10」
		米価高値、鉄鉄不景気で甚だ難澁至極となり、5ヵ年の間運きたい旨を願い出る。〈多〉「10」
		通案のため官本屋御鉄山で鑿合手法が発布される。〈多〉「諸般合手法頒書（天保7）『田儀井家文書』」
		10月に鉄鉄下落、米価高値で甚だ不勘定となり、且高難もあり、其の上多因部病氣のため物入が多く勝手向き難澁となり、借銀差障りに付き御米代銀等納められないため天保7～11年迄5ヵ年運したい、諸借返済することを御許容される。また、御用宿は是迄の通り勤め、家業継出に入別相労は成る丈心づ付け取り扱おうことも御許容される。〈多〉「10」
		船頭仕切りで鉄道を大阪や九州所々へ売り捌いていたが近年不景気で船頭では仕切りできず手代利八・貞助を大坂・福岡へ10月～12月迄70日ほど遣わしたい旨を願い出る。〈多〉「10」
		当年は田畑が種に不熟で米穀払底で糞米も乏しく他御米70石を賣入れたく、御許容後九州辺りへ遣わし買入れたい旨を願い出る。〈多〉「10」
8	1837	多因部代に買入れた田畑山林数等の代銀が15565貫586文であった。〈多〉「18」
9	1838	多因部直敷死去（44歳）

年	西暦	事項
天保10	1839	日御崎鉄山大原屋に御徳向打を建てての計画につき、日御崎周辺の草木を利用しての越貸卸は操業に差障りがあるので御許許を中止していただきたい旨願い出る〈運〉「御嘆申上演説書（元治2年御用宿）所収」『田部家文書』
11	1840	運右衛門直胤、借金を労り家業に出稼し、奉行を戻したことに對し、生埋郡役人格を仰せ付けられる。〈運〉「14」
12	1841	二氣山の藩客人多相相止めとなり、用地に差し出した土地が返却され、米6俵下される。〈運〉「14」
弘化元	1844	山口村西橋ヶ台を代銀1貫文で購入する。〈運〉「1」
		山口村奥原御鉄山内へ御殿治屋半軒の操業を許可される。〈櫻井伝一郎・田長〉「御嘆申上御殿治屋之事（嘉永元）」（「弘化4年御用宿」所収）『田部家文書』
		質書儉約し、産業に尽力し、細民を労ることにより、御国廻り件業・日御崎御社参の際、穴道町外で御目見えを申し付けられる。〈運〉「14」
2	1845	山口村忠三郎・林三郎神山を10年季代銀6貫740文で購入する。〈運〉「1」
4	1847	山口村柳瀬の山2ヶ所を代銀33貫500文で購入する。〈勝〉「1」
		耕作、家業に出稼し、質書儉約・取捨尽力により、代々郡役人役を申し付け、生埋名字御免を仰せ付けられる。〈運〉「14」
		質書儉約し、度々寸志を願い出、細民を労り、御殿治屋に従事する人々を率い産業に尽力したことに対し、代々下郡役を申し付けられる。〈運〉「14」
		御上京に對し、寸志金を差出す等奇特に付、御褒美をいただく。〈運〉「14」
嘉永元	1848	御位階御昇進の御祝いのため、2月7日三ノ丸御惣物番部屋において御料理下し置かれるため、出府を要請される。〈運〉「14」
		山口村奥原御殿治屋の操業を今後も続けたい旨を願い出る。〈櫻井伝一郎・田長〉「御嘆申上御殿治屋之事（嘉永元）」（「弘化4年御用宿」所収）『田部家文書』
4	1851	御公役の外鉄師志として、銀15貫目田部長右衛門、12貫目櫻井伝一郎、10貫目林原徳右衛門、7貫目櫻井運右衛門など願い出る。〈運〉「御公役後為御家面判之外鉄師志願出」（「弘化4年御用宿」所収）『田部家文書』
安政2	1855	田儀井家経営の年間生産高が如く吹鉄5796駄、殿治屋で間鉄2319駄で、その代銀450貫812文5分8厘であった。〈運〉「仁多・館石・神門・大原四郡御殿治屋一ヵ年中出来物並代銀積目録（弘化4年御用宿）所収」『田部家文書』
4	1857	運右衛門所持の山口村藤木谷で鉄穴を再興したい旨を願い出る。〈運〉「19」
5	1858	金500両の振出が替手形あり。後日鉄代銀にて積算する。〈運〉「22」



年	西暦	事項
安政5	1858	山口村奥原新の勘定記録あり。〈運〉「23」
7	1860	智光院薬師堂1宇（新道2間、奥行1間半）を創建する。〈運〉「付物帳（明治7）『智光院文書』」
万延元	1860	主家の為に着勤、業態向きも厚く、主従一和の結果奇特の事につき、御沙汰に及び、誉め遣わす。〈運〉「25」
文久元	1861	佐渡表に鉄銃師立川の鉄を手配する。〈運〉「28」
2	1862	万延元年の飢饉で難業者を厚く労り、奇特の事につき、御沙汰に及び、誉め遣わす。〈運〉「25」
		山口村奥原御新近辺の木々を伐り尽くし、久保田村加賀谷へ打替る。〈運〉「年忌奉願御平（文久2）『絲原家文書』」
3	1863	島根郡本庄村の難業者を厚く労り、奇特の事につき、御沙汰に及び、誉め遣わす。〈運〉「25」
		業株相済み、身代向厚くいたし、諸人に抜き出して寸志を申した事奇特につきを半帯刀を差免ぜられる。〈運〉「25」
		家業に勤め、手代共一和にして業株の取扱いに行き届き、取外の着用に生澤木綿合羽を差免ぜられる。〈運〉「25」
		薪炭御入用につき、速やかに手配し、低価格で取めたことは奇特の事につき、御沙汰に及び、誉め遣わす。〈運〉「25」
		口田儀村玉藻土蔵を新築し、不徳の時勢、抱者を召連れ、御用筋補助した事につき、誉め遣わす。〈運〉「25」
元治元	1864	異業の節取、具足の着用に許し、兜の替わりに陣笠・半首の着用を許される。〈運〉「25」
		安政6年～元治元年の備録、入銭についての目録あり。〈運〉「年々宝集便（元治元）『田儀櫻井家文書』」
慶応元	1865	物入続きに、寸志願い出につき、格式小算用格を申し付け、三九丸にて御目見を申し付けられる。〈運〉「25」
		長防御戦争の時、石州で、地誌の手配その他の御用に補助したことにより、花菱御紋上下一具を下賜される。また伴大太郎に萬役人格を申し付けられる。〈運・勝〉「25」
		長防御戦争につき、主に従い、補助したことにより、附具を指し免す。〈運・手代木村辰治郎右衛門〉「25」
		去秋、御用向きを心配したことにつき、米三俵づつ遣わされる。〈運・手代豊兵衛・五郎藏〉「25」
		去秋、御用向きを心配したことにつき、木綿合羽を差免す。〈運・手代忠兵衛〉「25」
		去秋、御用向きを心配したことにつき、金200匁づつ遣わされる。〈運・手代秀三良・仁兵衛・義助・市郎・常平〉「25」

年	西暦	事項
慶応元	1865	御駕献上につき、村山三階を拝願する。〈運〉「25」
		山口村藤木谷水損所川筋詰りに、日用大糶米等ご入用に寸志申し出につき、ご糶米10俵を遣わされる。〈運〉「25」
2	1866	長州戦争に際し、業態を臨みず粉骨し、奇特の事につき、金11500匁を遣わされる。〈運・手代18人〉「25」
		長州戦争に際し、食料調達に尽力、軍目付衆宿陣等を勤めたことにつき、格式御目見格を申し付けられ、御目見等は御家人同様に申し付けられる。また、伴大太郎に葵小文字御給を下賜される。〈運・勝〉「25」
3	1867	長州戦争に際し、兵糧等を調達し、軍目付衆宿陣等を勤め、業株を打捨て職身したことにつき、五人扶持を遣わされる。〈運〉「25」
		長州戦争に際し、御用向を悉く皆引受け、出積し、親運右衛門に従い助んだことにつき花菱御紋御上一具を賜る。〈勝〉「25」
3	1867	長州戦争に際し、主人運右衛門に従い、格別心配し、田家の着放、十郎庄屋上座を申し付けられる。〈運・手代木村辰治郎右衛門〉「25」
		長州戦争に際し、主人運右衛門に従い、格別心配したことに対し、庄屋格を申し付けられる。〈運・手代五郎藏・忠兵衛〉「25」
		長州戦争に際し、主人運右衛門に従い格別心配し、右州にて陣務に骨を折った事につき、鳥目5貫文づつ遣わされる。〈運・手代秀三郎以下8人〉「25」
		長州戦争に際し、主人運右衛門に従い、善他の陣川に骨折し、石州まで罷越し、善重儀は一形ならぬ骨折りをしたことに對し、米1俵を遣わされる。〈運・手代善一〉「25」
		長州戦争に際し、主人運右衛門に従い、石州まで罷越し、良く山子を掛回したことに、鳥目3貫文づつ遣わされる。〈運・手代由藏・百二郎・豊治郎〉「25」
		長州戦争に際し、主人運右衛門に従い、格別御骨補助したことを賞し、鳥目1貫文づつ遣わされる。〈運・山子17人〉「25」
		〓人參方の御用向きに打込み、心配した事を賞し、人參より三人扶持を遣わされる。〈勝〉「25」
		運右衛門直頼が買入れた田嶋山林屋敷等の代銭が76920貫119文であった。〈運〉「18」
明治元	1868	業態について他國聯合等の懸引に秀でた者と相聞こえるため、生澤木綿合羽を差免す。〈運・手代秀三郎〉「25」
		鍋山試遊の際の長大な入用につき寸志申し出、門馬銅山道々釜山になったことにより、袴籠・目御師御礼奉の儀、突進町外において伴大太郎に御目見を申し付けられる。〈運・勝〉「25」
		慶応2年長州戦争出陣の折、石州筋に兵糧庫の準備を始め陸軍に心配したことにつき、鳥目5貫文を遣わされる。〈運・手代常平〉「25」



年	西暦	事項
明治元	1868	近年の時勢に付、格別の心配、早急の懸引等殿良の心得方爲、御使歩及び御目見えを申し付けられる。〈勝〉「25」
		運右衛門直頼死去 (53歳)。
		親運右衛門の病死のため、御使並席を申し付け、是迄の運右衛門へ遣わした御扶持は引き続き遣わされる。〈勝〉「25」
		御上納金を寸志申し出たことに付、格式御使席を申し付けられる。〈勝〉「25」
		質素儉約を守り、家業に精出し、難渋者を勞つたことにつき、三人扶持を遣わされる。〈勝〉「25」
2	1869	勝之助直明が明治元～2年までに買入れた田畑山林屋敷等の代銭が2822貫42文であった。〈勝〉「18」
3	1870	御用のため、明け3月14日民政局へ登壇を命ぜられる。〈勝〉「29」
		敬度にわたり寸志金等並出に尽力したことに対し、出格の訳を以て「尊厳五等列下準士族階」を申し付けられる。〈勝〉「29」
		此の度準士族階を印せ付けられたので、従僕の使用は勝平次第とする。〈勝〉「29」
		御自分共へ大幹事より御用ある由にて政府へ出頭を命ぜられる。〈勝〉「29」
		御藩のために郡役人と一和し郡中を政治め、藩民を慰勞し、他國境に在りて諸事に心配等を行ったので、郡中政治の業は是迄の通り民政局へ申出て、当局よりの御殿も取り扱う旨申し付けられる。〈勝〉「29」
		3月17日政庁より藩中製法を渡される。〈勝〉「29」
4	1871	加賀谷邸の明治4年菘切の勘定日録あり。〈勝〉「30」
		鉄砂先金として金札100両を借用する。〈勝〉「借用申先金之事 (明治4) 『田儀櫻井家文書』」
5	1872	朝日鍛冶場の所有者として櫻井勝之助直明の記載あり。支配は坂根只七。〈勝〉「高津原村調査野帳『高津原村庄屋文書』」
6	1873	宮本鍛冶場の明治6年の勘定日録あり。〈勝〉「32・34」
		加賀谷鍛冶場の明治6年菘切の勘定日録あり。〈勝〉「33」
7	1874	洪水で煎鑪に溺した者に対し救助金200円を遣わした事を買し御紋銀杯1個を下賜される。〈勝〉「36」
8	1875	神門郡西園寺村外間浦火災につき窮民に救助金100円を遣わした事を買し御紋銀杯1個を下賜される。〈勝〉「37」
		第7区雑賀町火災につき窮民に救助金60円を遣わした事を買し御紋杯1個を下賜される。〈勝〉「39」

年	西暦	事項
明治8	1875	朝日鍛冶場の所有者が蓬業社になっている。〈勝〉「地券 (明治13) 『大野家文書』」
11	1878	壺ヶ谷鍛冶場の明治11年菘切の質扶持等の日録あり。〈勝〉「41」
12	1879	染太鼓浄財施入に付、奥田山内、加賀谷山内、壺ヶ谷山内、壺ヶ谷、越慮在住の者の記載あり。「染太鼓浄財施入善主録 (明治12) 『智光院文書』」
15	1882	3月17日の宮本大火により、櫻井本宅を始め山内70戸が全焼する。〈勝〉
		宮本大火で山内の人々が動揺した為、人々を一同に集め、真意を確かめる。〈勝〉「御使席」「46」
16	1883	管光寺住職吉水順我により、「一新執行方法論 (田儀櫻井家の財政営業直取法)」が立てられる。〈勝〉「50」
18	1885	立石邸のヶ月勘定日録あり。〈勝〉「善太郎直兼」「54」
23	1890	勝之助直明一家、宮本を引き揚げ松江市津田に移住する。〈勝〉「善太郎直兼」
26	1893	勝之助直明死去 (54歳)

◎年表を読むにあたっての留意事項

- ①〈く〉は、年表中の各出来事に關係の深い人物を略記号及び名前にて記載した。
- ②「」は、典拠史料を番号及び史料名で記載した。
- ③人物名略記号

幸富 = 幸左衛門直春	宗 = 宗右衛門正信
三直且 = 三郎左衛門直且	宗 = 宗兵衛信清
菘 = 菘三郎順之	幸義 = 幸左衛門義氏
伝 = 伝十郎利之	録 = 録右衛門直明
祖 = 祖左衛門	多 = 多右衛門直敬
運 = 運右衛門直順	勝 = 勝之助直明
田長 = 田部長右衛門	田佐 = 田部佐一右衛門
田五 = 田部五右衛門	
可勝 = 可勝屋敷左衛門	可正 = 可勝屋正二郎
可源 = 可源屋源兵衛	



④史料番号

1	鉄山遺文小日記(文化7)「田儀櫻井家文書」
1-12	御願御事(文政3)「鉄山遺文小日記」所収「田儀櫻井家文書」
1-14	親方當代留(天保10)「鉄山遺文小日記」所収「田儀櫻井家文書」
3	野櫻櫻申遺文之事(明治4)「田儀櫻井家文書」
6-1	野櫻櫻申遺文之事(明治5)「田儀櫻井家文書」
7	乍恐奉願御事(明治6)「田儀櫻井家文書」
8	山口和瓦合の請「田儀櫻井家文書」
9	穴明嶺の丹鉄山御拝領御書付之付「田儀櫻井家文書」
10	申々奉願(文政7)「田儀櫻井家文書」
11	野櫻櫻家傳記御書付目録(文化9)「田儀櫻井家文書」
12	御一式御書付御書出目録(文化10)「田儀櫻井家文書」
14	神門郡免田儀村寄本加多島根県事務書院付方寄出候御付取郡方寄出御書出目録(文政2)「田儀櫻井家文書」
15	忠謹なし一書状(文政5)「田儀櫻井家文書」
16	和漢中「和之事」(文政5)「田儀櫻井家文書」
18	田儀山具辨教諭御書代読書出(明治2)「田儀櫻井家文書」
19	鉄穴再興御仕候松差降申出候御内々請書(文政4)「田儀櫻井家文書」
22	望(寛政3)「田儀櫻井家文書」
23	安政五牛「小次郎此升目録」集約御書付「田儀櫻井家文書」
25	拾年前申年ヨリ「近年迄蒙御御書美々御書付写(明治2)「田儀櫻井家文書」
26	松原宗之助鉄嶺御りて鐵山御山ニテ鉄削製鉄御村一論(文久元)「田儀櫻井家文書」
29	望「族振振御以後諸振御願書(明治3)「田儀櫻井家文書」
30	大當切中勘定目録 加賀行御所(明治4)「田儀櫻井家文書」
32	鐵穴月切勘定目録 宮本勘定(明治6)「田儀櫻井家文書」
33	安富中奉向切大勘定目録 加賀行御所(明治6)「田儀櫻井家文書」
34	南宮切大勘定目録 宮本勘定御所(明治6)「田儀櫻井家文書」
36	忠謹なし一書状(明治7)「田儀櫻井家文書」
37	忠謹なし一書状(明治8)「田儀櫻井家文書」
39	忠謹なし一書状一(明治8)「田儀櫻井家文書」
41	安富切勘定屋大計算目録 望々京(明治11)「田儀櫻井家文書」
56	後年見合目録(明治16)「田儀櫻井家文書」
59	一新執行方法論(明治15、16)「田儀櫻井家文書」
54	立石新一ヶ月計帳書(明治18)「田儀櫻井家文書」

⑤「田儀櫻井家文書」の史料番号は、森山一止2002「奥田儀宮本屋根井家文書目録」『古代文化研究』第10号、島根県古代文化センターに記載されている史料番号によった。

⑥「田儀櫻井家文書」、「智光院文書」、「山田家文書」、「竹下家文書」は多伎町文化伝習館及び多伎町教育委員会寄託によった。

⑦「絲原家文書」は、絲原記念館蔵によった。

⑧「田部家文書」は、全て「旧島根県史編纂資料近世筆写編」で、島根県立図書館蔵によった。

(71) 「御願申上御鍛冶屋之事」(弘化4(1847)年)、「弘化4年御用留」所収、田部家文書(旧島根県史編纂資料近世筆写編112)。

(72) 註(12)参照。

(73) 「鉄穴再興御仕候松差降申出候御内々請書」(文政4(1857)年)。

(74) 「安政五牛二季年勘定目録 奥原御所」。

(75) 「乍恐奉願御事」(文久2(1862)年)、系原文書。

(76) 「弘化四年御用留」所収、田部家文書(旧島根県史編纂資料近世筆写編112)。

(77) 四日押1代では46駄の生産高があり、その内訳は鉄43駄、雜鉄3駄であった。

(78) 半軒鍛冶屋1ヶ月間で出来鉄64駄4歩1厘6の生産高であった。

(79) 註(53)参照。

(80) 「拾年前申年ヨリ去辰年迄蒙御御書美々御書付写」(明治2(1869)年)。

(81) 「華士族席蒙仰以後諸振御願書」(明治3(1870)年)。

(82) 註(4)参照。

(83) 「東京蓬業社所有ノ神門郡村々山林及び鉾場鍛冶場ヲ奥田儀村竹下重四郎へ貸附ルニ付取約約定書」(明治11(1878)年)。

(84) 「田儀櫻井家借入金調書」(明治15(1882)年)。

(85) 「後年見合記録」(明治15(1882)年)。

(86) 「一新執行方法論」(明治15(1882)年・16(1883)年)。

第4章 田儀櫻井家のたたら製鉄業経営

相良英輔

はじめに

たたら製鉄業は、砂鉄を採取し、木炭を生産し、その後たたら操業によって砂鉄と木炭を炉の中に装入し、火入れてから3～4日後に鋼、鋳、銃を生産する。この操業によって得られた粗鉄のうち、鋼はそのまま販売され、鋳、銃は大鍛冶場において鍊鉄(包丁鉄)に製品化される。島根地域においては、出雲の斐伊川水系において採取される砂鉄は真砂系(磁鉄鉱)であり、製錬すると比較的鋼、鋳が多く得られた。後にその操業方法を「鋳押したたら」と呼んだりもしたが、三日間の操業により、炉の中を1200度くらいの温度にして、炉の中に鋳塊を育てるものである。多くの史料には「三日押し」製法として出てくる。

これに対し、石見の江川水系で採取される砂鉄は多くは赤日系(赤鉄鉱)であり、製錬したものはほとんど銃となった。銃は四日間の操業中、1400度くらいの高温を保ち、炉底の湯口から銃として流れ出てくる。「銃押したたら」と呼ばれたりもしたが、「四日押し」製法と言われるものである。

多伎町一帯は神戸川水系であるが、できる粗鉄はほとんど銃である。しかし鋼が全くできないわけではない。

粗鉄のうち、銃、鋳、鋼がどのような比率で生産されていたかを他地域と比較しながらみてみたい。出雲同斐伊川水系におけるたたら操業の一例として、仁多町櫻井家の場合をみてみたい。文政3(1820)年仁多櫻井家宇根たたらの半年間のたたら操業は32代(32回の操業)で、吹鉄1156駄となっているが、粗鉄

内訳は銃59%、鋳22%、鋼19%、他は雑鉄である⁽¹⁾。

同じく仁多櫻井家天保9(1838)年の「原鐘三日押し老代勘定日録」によると、1回の操業による吹鉄高駄2歩7厘3毛の内訳は、銃44%、鋳17%、鋼17%と雑鉄である。また同じく天保13(1842)年の「宇根鐘吹鉄差引日録」をみると、天保12年の年の年間吹鉄高は2722駄、その内訳は銃39%、鋳26%、鋼26%、雑鉄9%となっている⁽²⁾。これらの例から仁多櫻井家の1820-1840年ころのたたら操業において鋼生産比率は2～3割となっている。

時代が少し異なるが、明治20(1899)年の島根県郡別鉄鋼生産高の内訳をみると⁽³⁾、鋼の生産比率は最も高い能義郡で32%、仁多、大原郡19%、飯石郡13%であるのに対して、石見地方の鋼は邑智郡4%の他、那賀、美濃、瀧岸、安濃郡はゼロである。石見地方の粗鉄生産はほとんど銃であったのである。

さて、神戸川水系田儀地区でのたたら製鉄業における粗鉄内訳はどのようになっているであろうか。田儀櫻井家の経営していた山口村(現、大田市東部、佐田町境)奥原たたらの安政5(1858)年「大勘定辻日録」⁽⁴⁾によると、年間粗鉄生産量は2352駄すべて銃である。

また、同じく田儀櫻井家が経営していた加賀谷たたら所(佐田町西部、多伎町境)の明治4年前半の半年間の操業を記した「未益切中勘定諸目録」⁽⁵⁾をみてみたい。半年間の操業回数は12代であり、「四日押し」3代、「三日押し」9代となっている。生産粗鉄359駄のうち、銃63%、鋳24%、鋼13%である。

ところで、田儀櫻井家の本拠地、奥田儀の宮本では大鍛冶場は設置しているが、たたら





場はない。従って田儀櫻井家のたたら操業は、口田儀の越堂たたら、山口村（現、太田市）の奥原たたら、さらには加賀谷たたら（現、佐田町窪田）、吉原たたら（現、佐田町吉野）などのたたら場で生産した粗鉄を奥田儀宮本の大鍛冶場に運び、製品化していたのである。明治6(1873)年前半年間の宮本鍛冶場の「西六月初勘定目録」をみていると、半年間の吹数は1218吹、1日8吹であるから151日の操業である。鍛冶屋入用粗鉄(地鉄)1万0043貫目のうち、越堂たたらから4926貫目、加賀谷たたらから4302貫目を受け入れている。この合計粗鉄の内訳は鉄60%、錳40%である。また、後半の宮本鍛冶場での入用粗鉄の内訳は、鉄94%、錳6%となっている。鋼の生産はほとんどない。

第1節 田儀櫻井家たたら製鉄業の確立

田儀櫻井家は、仁多櫻井家から分家独立したものである。仁多櫻井家の三左衛門直重は正保元(1644)年、26才の時備後国恵蘇郡新市宿（現、広島県比婆郡高野町）より出雲国仁多郡上阿井村呑谷にやってきて、たたら製鉄業をはじめ、成功して藩の依頼を受けて奥田儀に進出し、その嫡子幸左衛門が奥田儀のたたら製鉄業を引き継いだ⁽⁶⁾。しかし幸左衛門は貞享2(1685)年、39才で死去し、その子が幼少であったため、仁多櫻井家直重の二男弥右衛門が奥田儀村にかけ、鉄山業を引き継いだという⁽⁷⁾。

弥右衛門は奥田儀村に来て、積極的にたたら山や鉄穴場を購入していった。貞享4(1687)年には吉野村（現、佐田町）の上橋波から高津屋境までと大呂境から畑志津見境までのたたら山などと鉄穴一口を丁銀1貫900目で購入している。これはたたら主五兵衛の未進銀を公儀に差し出すために売却したもので、それを吉野村の庄屋、年寄を含め、村中の者が認

めた史料が残されている⁽⁸⁾。

翌貞享5(1688)年には、上橋波村たたら山を丁銀600目で購入、元禄6(1693)年には山口村の藤木山などを札丁銀2貫130目で買っている。元禄5(1692)年以降、佐津目村（現、大田市佐田町境）一帯でも盛んに鉄山を購入している。これらの山々にはやがて田儀櫻井家がたたら場を設置した。山口村には奥原御たたら所があり、吉野村には吉原たたらがあった。佐津日には日平たたらを打建てている。

田儀櫻井家の場合、炭木を調達するために山を買い、その場にたたら所も設置し、そこで粗鉄を生産し、それを本拠地の宮本鍛冶場に運んで製品化したのである。後述するが、明治6(1873)年宮本鍛冶場の勘定帳には口田儀の蔵まで運ぶ運搬駄賃が支出として記されている。

田儀櫻井家の場合、砂鉄や木炭をはじめ南の山奥に求めたため、その場でたたらを操業し、粗鉄をつかって本拠地宮本まで北上し、大鍛冶場で錬鉄に製造し、さらに北上して、口田儀の港に運んで出荷したのである。越堂たたらが港の近くにあるから理解しにくいのが、宮本鍛冶場を本拠地にしたのは、はじめ南の山奥で砂鉄と木炭を購入してそこでたたら操業をし、粗鉄を生産したため、中間地点としての宮本で大鍛冶場を設置し、錬鉄に製品化し、口田儀で出荷するという流れを考慮したものと思われる。

口田儀の越堂たたらがいつ設置されたかは明らかではないが、智光院過去帳の延享2(1745)年に「越堂鑪山内」とでており、これ以前には設置されていたことになる。「年々見合帳」の享和3(1803)年4月「奉御鍛冶屋之事」に、越堂たたら（小天秤突）と宮本



鍛冶屋（火爐2つ）について、3ヶ月間の操業を願ひ出ている¹⁰⁷。

さらに同じく文化9(1812)年7月の「御噴申上演説之事」によると、越堂御たたらや佐津目のたたら入用の粉鉄（砂鉄）は、近辺鉄穴場から採取するだけでなく、伯耆から買入れており、松炭は大社の鷺浦から口田儀までの海辺筋のものを調達し、さらに隠岐国の炭も買っている。

越堂たたらの場合、砂鉄は伯耆国から買い、炭は海岸沿いの松炭を購入したり、隠岐国から買ったりもしていたから、山儀港の近くに位置することが有利であったと言える。従って、たたら場は山間地のみでなく、港近くにも設置されたのである。

以上の動向を検討すると、田儀櫻井家は鉄山を盛んに購入していた元禄～享保期には確固としたたたら製鉄業を確立し、山内も成立していたものと思われる。

第2節 鉄山経営の危機と再建

田儀櫻井家は、享和3(1803)年、米代銀50貫匁の返済に滞り、このほか自他国借銀が100貫日余あった。さらに他国取引のもめ事もいろいろかかえていた。従って家業は「難澁」を極め、大変苦しかった。家業の鉄山業で召し抱えていた者は家族を含め300人余もあったが、皆が離散して路頭に迷いかねない状態であった¹⁰⁸。

ところで、松江藩の鉄師たちは、18世紀にはすでに大坂を市場として大坂鉄問屋と結びついていた。松江藩はたたら製鉄の大坂での販売利益を吸収しようとして何度か鉄の専売制を施行しようとするが、成功していない。その後、藩は享保11(1726)年「鉄方方式」という鉄山業の永続生産体制を整えた。すなわち領内の鉄山業を仁多郡のたたら5・鍛冶屋2、飯石郡のたたら3・鍛冶屋1、神門郡

たたら1・鍛冶屋半軒、大原郡たたら1の計たたら10、鍛冶屋3軒半に定め、さらに鉄穴125の定数株を定め、その枠内で鉄山経営を行うことを決めたのである。これにより特定の鉄山操業権を所持するたたら製鉄業者（鉄師）の経営の基盤はきわめて強固になった。公認の鉄師らは山内労働者の飯米を藩から下げ渡され、そのうえに自己の所持する鉄穴・鉄山（燃料林）のほか、村々の鉄穴・腰林などの割り当てを受け、利用する権利を付与されたのである¹⁰⁹。

しかし、田沼意次による幕府の政策展開のなかで、安永9(1780)年に鉄座が設置され、諸国産鉄はすべて大坂鉄問屋のもとに集められ、問屋より鉄座へ売り渡された。そして鉄座の買入れ価格は問屋によって決定され、一般需用者への売買価格も鉄座が決めるようになった。鉄座は鉄を素材とした諸商品の円滑な流通をはかるため鉄売買価格を引き下げ政策を採った。それは松江藩鉄師など荷主から買入れる鉄価格の値下げ強制でもあった。この鉄座運営はうまくいかず、天明5(1785)年には、鉄座の利潤を実質的に保障しながら、鉄の受給関係のなかで問屋・仲買によって価格決定することになった。結局鉄座は田沼意次失脚の翌年、天明7(1787)年に廃止される¹¹⁰。この間、鉄師たちは鉄価格の下落により苦しい経営を強いられたのである。

その後寛政10(1798)年からまた鉄の価格は下落しはじめ、松江藩の鉄師たちは窮地に陥っていった。仁多郡の鉄師頭取（櫻井）勘左衛門は鉄師たちの窮状の訴えを受けて藩へ懇訴し、救いを求めた。松江藩は大坂鉄問屋への借用銀について享和3(1803)年、8年賦で返済する計画を立てさせ、鉄師たちは計画どおり返済して危機を乗り切った。この20年間の鉄価格の下落によるたたら経営の窮状は、鉄座設置とその後の幕府政策の混乱が原



因であった⁽¹²⁾。

さて、田儀櫻井家の多四郎はこのように鉄山業が苦しい状況のなかで、ついに享和3(1803)年、鉄山経営について藩の指導と再建策を受け入れることになり、たたら経営については鉄師頭取可部屋勘左衛門、田部長右衛門の名目で取引するよう藩から命ぜられた⁽¹³⁾。

このような経営状態ながら、文化6(1809)年に家督を継いだ10代多四郎は質素儉約を守り、手代といっしょに家業に専念し、優れた鉄山経営者となっていった。その結果借銀なども次第に減少していった。

また、多四郎はそれまで仮小屋に住んでいたが、文化9(1812)年ころには鉄山業経営者にふさわしい住宅を建て、奥田儀へ来る役人の「御用宿」も勤めるようになった。さらに田地の手入れにも念を入れ、農業にくわしい手代の為四郎に命じて肥料を使って上の手入れを行い、また荒地をも再び開墾していった。

一方、野山を持たない村人たちは緑肥も手に入れにくく、田地も痩せて困っていたため、村役人たちは村方と鉄方の「和順」を求め、協力しあって腰林の2%を出し合い、村中の入会山をこしらえるよう提案した。多四郎はこれを承諾して他の者にも賛同するよう論し、自らは100町歩余の鉄山を提供した。この結果、村人は田畑の緑肥、薪などに困ることがなくなったのである⁽¹⁴⁾。そして与頭と下郡は、多四郎の村への貢献に感謝し、藩に対

し多四郎へ「御賞美」を願い出ている。

第3節 奥原たたら経営

奥原御たたらは神門郡山口村(現、大田市東南部)にあった⁽¹⁵⁾。このたたらは田儀櫻井家の鉄山業経営において比較的早く設置したものである。前述したように、元禄6(1693)年可部屋弥右衛門と三郎左衛門父子は山口村の藤木山を買い、山口村の惣百姓中、庄屋、年寄等からいつでも勝手にたたら鍛冶屋を営んでよい旨、承諾を得た⁽¹⁶⁾。その後の経緯は明らかでないが、169年後の文久2(1862)年、奥原御たたらは近辺鉄山を切り尽くしたため、久保田村(現、佐田町一窪田)に加賀谷たたらを新しく打ち建てている。その際、奥原たたらが大がかりなため、遠方にある炭窯、小鉄などを残したままにしていた。この年は大雪で、それらを新しく移し替えた加賀谷たたらに持っていくには出費が嵩むため、同3(1863)年秋まで奥原たたらでの「残吹」を無運上で許可してくれるように願い出ている。

さて、奥原御たたら所の安政5(1858)年の「大勘定辻日録」が残されているので、みてみたい。この史料から奥原御たたら所ではこの年たたら操業の外に小規模ながら半年間鍛冶屋も営んでいる。安政5(1852)年といえは日米修好通商条約が結ばれた年であるが、鉄値段は嘉永6(1853)年から値上がりしてきた。嘉永5(1852)年鉄1駄(24貫入)122貫

第12表 安政5(1858)年奥原御たたら所年間操業収支

収入	銚出来高 2352駄	1万7820貫600文	
支出	小鉄(砂鉄) 1万0584駄	4233 600	33.5%
	大炭 20万5170貫	2667 210	22.2
	労賃・米・雑費	4443 600	37
	他	660 000	5.5
	計	1 2004 410	100
収支差引		5816 190	

(多岐町教育委員会所蔵 田儀櫻井家史料「安政五年二季大勘定辻日録」)

5分であったが、徐々に値上がりし、安政5年には183匁1分になっている。従って、安政5年のたたら操業は順調に利益を上げていたのである。具体的にみてみたい。

「大勘定目録」は、1年間を正月から盆までと盆から暮までの2期に分けているが、銃の出来高をみると、前期1302駄、後期1050駄となっており、前期が55%とやや多い。後期は7～8月を含んでおり、真夏のたたら操業は少なかった。後期の帳簿をみると、後期をさらに7月1日～10月10日までと10月13日～12月までに分けており、10月10日までの銃出来高は450駄、10月13日以降は600駄となっており、7～8月期を含んだ時期の操業が少ないことを示している。10月13日以降については、4日押し15代(4日間操業を15回)、1代につき40駄の生産と記している。

第12表は前期、後期合わせて年間の収支をみたものである。年間の銃出来高は2352駄、1駄30貫として、約265屯である。1代につき40駄(約4.5屯)と記してあるから1年間でほぼ59回操業したことになる。材料の小鉄(砂鉄)は出来銃の4.5倍を使っている。支出のうち、労賃・米・雑費が37%を占めて最も多い。村下、炭灰、以下の労賃の外、手代などの給料も含まれている。従って小鉄、大炭以外の支出は

第13表 鉄(1駄=24貫入)・銃(1駄30貫入)価格一覧

	銃代価	鋼代価
文政 9	銀 102匁1分	75匁 1.1.5
	86 7	78 9.7.7
11	91 4	76 2.8.7
12	93 8	75 9.8.9
13	97 4	68 4.1.0
天保 2	97 4	68 8.0.6
3	95 4	65 9.2.2
4	94 4	70 8.5.1
5	88 3	60 6.2.6
6	84 7	61 4.1.7
7	81 0	58 2.5.4
8	80 4	54 4.6.6
9	83 4	64 7.7.7
10	93 2	68 4.5.1
11	92 0	73 3.2.8
12	114 3	106 7.1.6
13	144 4	98 1.2.1
14	142 0	133 5.6.7
15	171 0	155 3.4.0
弘化 2	181 0	148 1.6.0
3	186 5	167 6.2.8
4	193 5	167 8.5.9
5	180 0	145 3.0.0
嘉永 2	158 5	103 3.0.7
3	147 5	88 1.5.0
4	127 7	83 1.0.0
5	152 7	89 4.5.0
6	122 5	77 3.0.0
7	133 3	98 3.1.0
安政 2	135 7	82 8.5.8
3	156 0	89 4.5.8
4	165 0	111 2.0.0
5	183 1	107 6.5.6
6	169 4	91 1.3.0
7	160 0	103 1.6.7
万延 2	168 0	124 8.4.1
文久 2	179 0	178 6.4.0
3	178 0	銭22貫356文 =金 4円 10.5
4	276 9	34 137 4 74.1
元治 2	459 0	37 942 5 26.9
慶応 2	459 0	31 062 4 31.4
3	391 0	30 822 4 55.8
4	238 0	23 929 4 71.2
明治 2	銭 48貫文 =金 4円	33 593 2 79.9
3	89	4.94.4 61 244 3 40.2
4	125	3.66.5 144 176 3 89.3
5	175	4.86.1 192 626
6		8.06.2 7 99.9
7		9.81.2 9 74.9
8		9.50.0 8 86.8
9		6.50.0 5 94.3
10		5.30.0 4 90.8
11		6.25.0 5 76.9
12		7.00.0 6 23.6
13		8.65.4 6 76.6
14		10.34.6 7 06.3
15		8.62.5 5 86
16		6.38.8

(横田町藤原家文書(1-2-2)「鉄鋼代価平均表」による。)

すべてここに含まれている。

第13表¹¹⁾に示すように安政5(1858)年の鉄代価はかなり高くなっており、経営は安定した。収支差引き5816貫190文の利益である。この時金銀銭の相場は金1両=銀72匁38=銭10貫653文であり¹⁰⁾、金にして約550両、銀に替えて約40貫匁の利益になる。

奥原御たたら所で出来た銃は宮本鍛冶場へ運ばれて、鍊鉄に製品化されたが、一部は奥原御鍛冶屋でも製品化されている。安政5年の奥原御鍛冶場半年の収支を示したのが第14表である。奥原御たたら年間生産銃の4.5%、106駄6分を製品化している。106駄の地鉄で105駄の銃を製品化したのではなく、鍛冶場に在庫があり、それを支出に含めていないと思われる。鍛冶場の支出の64%は地鉄である。賃扶持と労賃・米・雑費を分けているが、賃扶持は年雇いの大工、左ド、平下であると思われ、労賃・米・雑費のうち、労賃は日雇いの費用である。

この年、たたらと鍛冶あわせて6020貫364文の利益をあげたことになる。

第14表 安政5(1858)年奥原御鍛冶屋製銃収支

収 入	盆よりの出来鉄	105駄	1417匁500文	
支 出	地鉄買	106駄666	778 326	64%
	賃扶持		240 000	20
	小炭		95 000	7.8
	労賃米雑費		100 000	8.2
	計		1213 326	100
収支差引			204 174	

(出典は第12表史料と同じ)

第4節 加賀谷のたたら所と鍛冶屋

一産田(現、佐田町の多伎町境)の加賀谷たたらは前述のように文久2(1862)年山口村の奥原たたらを打替えたものである。加賀谷でもたたら操業と鍛冶屋をやっている。明治4(1871)年の前期半年間のたたら操業と鍛冶についての「中勘定目録」と同6(1873)年1年間の鍛冶についての「大勘定目録」が残さ

れているのでみてみたい。

明治4(1871)年前期半年間のたたら操業については第15表に示した。この半年間の操業は三日押し9代、四口押し3代の計12代であり、たたら内に鋳塊を育てるいわゆる鋳押し法が主である。しかし、それでも半年間の生産内訳をみると、銃は63%と過半を占めている。この時期の経営収支については、貨幣相場が混乱しており、あまり数値の比較が出来ない。慶応4(1868)年に銀目が廃止され、明治4(1871)年5月に発布された「新貨条例」では、1両=1円=水1貫文となっている。しかし先に示した第13表では、幕末に銀が暴落し、さらに明治2(1869)年からは銀目が廃止されて銭表示となり、鉄1駄(24匁)は、銭48貫文=4円となっているが、4(1871)年には125貫文となり、しかもそれが3円66銭5厘の相場である。従って第15表で示した銭表

第15表 明治4(1871)年加賀谷たたら所正月から盆までの操業収支

収 入	銃	226駄	63%	177076匁318文	72%
	銅	85	24	3970 063	16
	銀	48	13	2901 463	12
	計	359	100	2 3947 844	100
支 出	大炭	3万6464匁5		4533 442	20.3
	小炭	1819駄		5328 788	24
	労賃米雑費			9030 831	49.3
	鍛冶屋掛分			1616 959	7.2
	山内増米運			1824 807	8.2
	計			2 2334 827	100.0
収支差引				1513 017	

(多伎町教育委員会所蔵 田代櫻井史料「明治4年末盆切中」勘定目録)

示は安政5(1858)年の第12表と比較できない。

ただ、明治4(1871)年加賀谷たたら半年間の操業は12代であり、安政5(1858)年奥原たたら半年間の半分以下の操業である。奥原たたらから加賀谷たたらに打替えてちょうど10年目であるが、まだ年間操業回数も通常の半分には満たない。しかし一応利益をあげている。

明治4(1871)年加賀谷の鍛冶屋についてその収支を第16表にみてみよう。この鍛冶屋で





扱っている地鉄は435駄8貫であり、同じたたら所で生産した359駄より多い。この年のたたら所の操業回数は半年でわずか12代であったから、その生産量は鍛冶屋で扱う地鉄より少なかった。足りない地鉄はおそらく在庫があったか、他のたたら所からの調達ということになる。

第16表 明治4(1871)年加賀谷たたら所鍛冶屋収支

収入 出来鉄	269駄4.2貫	3万 474圓372文	
支出 地鉄	435駄8貫目	2 1932 229	68%
賃扶持		4028 940	12.6
小炭		3050 162	9.5
労働米雑費		3080 000	9.6
計		3 2091 331	100
収支差引		-1616 959	

(出典は第15表史料に同じ)

支出の内訳をみると安政5年の奥原鍛冶屋と比較して、地鉄代が68%で4%多い。そのかわり賃扶持代は7.4%も少なく、12.6%である。結局この年の鍛冶屋は赤字になっている。新賃条例がでて経済的混乱期にあったこの時期にうまく対応できなかったのであろう。

第17表 明治6(1873)年加賀谷鍛冶屋年間収支
(1駄は地鉄30貫、出来鉄20貫)

収入 出来鉄 360駄5.1貫	8万7056貫528文	
支出 地鉄 378駄6	4 7553 720	67.4%
小炭	5550 910	7.9
賃扶持	9292 765	13.2
労働米雑費	6954 000	9.9
増未造	1168 846	1.6
計	7 520 241	100.0
収支差引利益	1 6536 287	
前年残欠売上	649 003	
計	1 7185 290	

(多伎町教育委員会所蔵 加賀谷鍛冶屋「明治6年癸酉暮両切大勘定目録」)

第17表は明治6(1873)年加賀谷鍛冶屋の年間収支をみたものである。この表の出典である「明治六癸酉暮両切大勘定目録」はこのほか年間作業日数、労賃、出来鉄の小売り、口田儀への出荷がわかる。以下、みていきたい。

出来鉄360駄余は明治4(1871)年の時の33%増である。それに対して地鉄の仕入れは4

年の時よりかなり少ない。前年の残地鉄を使っているのであろう。明治6(1873)年は鉄の価格が上昇した時であり、この年は前年残地鉄売り上げも含めて1万7185貫文の利益をあげている。いまだに銭で勘定しているが、第13表でみると、明治5年に銭175貫文=4円86銭1厘とみているから、これと同じ相場で考えると、1万7185貫文は約477円となる。明治6年宮本鍛冶屋は円で勘定しており、その出来鉄値段、利益から勘案して、明治6(1873)年加賀谷鍛冶屋の利益1万7185貫文を477円程度とみるのは妥当と考える。

明治6(1873)年加賀谷鍛冶屋の年間作業日数は220日で、吹数は181日と5吹である(1日8吹)。労賃についてみてみたい。明治6(1873)年の正月から盆までの前期に100日と2吹を吹いているが、この半年の賃扶持は、大工米2石5合と銭200貫500文である。他に、左下1人に手子3人、吹差3人がいるが、彼らの賃扶持は同じく半年で、米2石5合と銭130貫325文となっている。また臨時日雇いに添吹がいる。

明治6(1873)年加賀谷鍛冶屋の出来鉄は、前年残鉄215貫300匁を含め7425貫600匁、この内、2.3%、172貫400匁は地元小売りに出し、10貫目につき、144貫文から165貫文で販売している。残りの約96%、7104貫匁は口田儀港から出荷している。この他県売りは円勘定となっており、前期は1駄24貫匁入、6円90銭となっている。そしてこの年152貫200匁、銭にして1837貫650文が残鉄となっている。

第5節 宮本鍛冶場

奥田儀の宮本に櫻井家の邸宅がいつごろ完成したかは明確でない。ただ文政3(1820)年奥田儀村の組頭と下郡が藩の役人に出した「御願申上演説之事」²⁰⁾に、櫻井家の多四郎が苦しい鉄山経営を乗り切り、質素節約を第



一にして借銀を減らし、「久々仮小屋住二面罷在候処、七、八年巳前家普請等相応ニいたし、御出郷御役人様御用宿も相勤」とある。文化10(1813)年には役人の「御用宿」を勤めることのできる家普請をしたということであるから、この時建てた邸宅が明治15(1882)年の火事で焼失したものと推測出来る。

この宮本には邸宅の他、大鍛冶場、金屋子神社、櫻井家の菩提寺である智光院、田儀櫻井家累代の墓などがあり、さらに近くに鉄山業労働者の住居地域である山内があった。智光院の過去帳¹²¹⁾に「元禄七甲戌年 露覚童子 十月九日 当山内 石原作左衛門子事」と出てくる。元禄7(1694)年以降しばしば「当山内」とでてくるので、田儀櫻井家ではこのころすでに山内を形成し、多くの鉄山労働者を使い大規模な大鍛冶場を形成していたのであろう。

また、同史料には延享2(1745)年に「越堂たたら山内」とある。口田儀の越堂たたらの近くにも別途山内を形成していたのである。このように田儀櫻井家では、宮本と越堂の少なくとも2カ所に山内が形成されていたのである。1人のたたら経営者の下に、複数の山内が形成されていた例は、横田町の藤原家の場合にも確認できる。そして前述した文政3(1820)年の「御願申上演説之事」には、櫻井家が「古代より召抱置候鉄山宗門譜代之者共三百人余」とあり、田儀櫻井家に関連するたたら場、鍛冶場の労働者とその家族は合わせて300人いたということになる。

「年々見合帳」によると、宮本鍛冶場は、享和3(1803)年には1軒(火産2つ)を越堂御たたら(1カ所、小天秤吹)と共に許可されている。その後、文化元(1817)年たたらについては佐津日村日平たたらは操業をも許されているが、これは文政4(1821)年吉野村吉原に打替えている。

天保2(1831)年、宮本鍛冶場は吉野村吉原鍛冶屋と半軒ずつ許可されている。この時許可されているたたらは、越堂御たたら(小天秤吹)と吉原分御たたら(小天秤吹)の2カ所である。天保7(1836)年6月、まだ田儀櫻井家宮本御鍛冶屋を名目支配していた鉄師頭取の可部屋源兵衛と田部長右衛門は「奉願御鑪鍛冶屋之事」¹²²⁾のなかで、同年8月から翌年7月までの1か年操業を与頭と下郡を通して藩役人に願い出ている。そのときの「願」でもたたらは、越堂御たたらと吉原御たたら(いずれも小天秤吹)の2カ所であり、鍛冶屋は、宮本御鍛冶屋と吉原御鍛冶屋(いずれも半軒、火産1つ)の2カ所である。

安政5(1858)年の奥原たたら所には鍛冶屋もあった。天保2(1831)年以降は、田儀櫻井家の経営するたたらで生産したすべての地鉄を宮本鍛冶場に集約していたわけではないことがわかる。たたらについては、その後文久2(1862)年奥原御たたらに替わり、加賀谷にたたらを打建てる。

それでは具体的に明治6(1873)年宮本鍛冶場の経営収支を第18表にみてみたい。この年宮本鍛冶場で扱った地鉄は2万3030貫余である。安政5(1858)年奥原御たたら所で生産し

第18表 明治6(1873)年宮本鍛冶場経営収支

取 入	出来高 1万3808貫450匁	4742円66.92
支 出	鍛冶者諸費・扶持代	469.76.16
	地鉄 2万3030貫240匁	2660.73.89
	小炭代	236.76.58
	諸入費	451.92.88
	計	3819.19.51
収支差引		923.47.41

多岐町教育委員会所蔵田儀櫻井家史料「明治6年西暦切大鑑定目録」(宮本鍛冶場)と「明治6年西六月切中鑑定目録」(宮本鍛冶場)

た鉄は、59回操業分の2352駄=7万0560貫余であるから、その3分の1の量をこの年の宮本鍛冶場は扱ったことになる。

この年の出来鉄は1万3808貫450匁であるが、明治4(1871)年加賀谷鍛冶屋の年間出来



鉄は360駄余、7210貫300目である。年代の違う4(1872)年と6(1873)年の生産高でその規模を単純には比較できないが、宮本鍛冶場は加賀谷鍛冶屋の2倍を生産している。宮本鍛冶場が、田儀櫻井家の本拠地として大規模な鍛冶場であったことは容易に推測できる。この年、加賀谷鍛冶屋にはたたら所も付設している。

表中の支出「諸入費」について少し言及しておきたい。諸入費の内訳は、越堂たたら鉄、鋸を宮本まで運ぶ駄賃、宮本から口田儀の町蔵へ製品の鉄を運ぶ駄賃、酒代、山内修復賃扶持代、手代治平の給金と扶持米代、下男の給金などである。

この内訳から地鉄を宮本鍛冶場へ運び、さらに製品の鉄を出荷用の口田儀の蔵へ運んでいることを確認できる。

また、口田儀の港からどこへ主に出荷していたか、その流通については別項に記すことになっているが、一例を示しておきたい。天

保6(1835)年10月、宮本多四郎から与頭、下郡を通して藩の役人に出した「奉願御事」⁽²⁴⁾によると、田儀櫻井家は神門郡の吉野、口田儀、奥田儀の3か村で御たたら鍛冶屋を営んでいて、銑鉄を大坂や九州に出荷しているが、このところ不景気で船頭のみにては売り捌くことができないので、手代と下人の2人を尾道から大坂へ差し遣わしたいというのである。鉄価格は天保3年以降下落傾向にあり、確かに不景気であった。この時手代と下人を50日ばかり大坂に滞在させたい旨、願ひ出しており、大坂での鉄販売のてこ入れを試みている。同年12月14日には、12日に「帰国」した旨村役人に報告している。

このことから、販売先は大坂を中心にして九州にも及んでいることがわかる。

このように田儀櫻井家は、17世紀後半から約200年間たたら製鉄業を通して奥田儀、口田儀を中心に田儀地区あるいは神門郡に大きな経済的影響を与えたのである。

【注】

- (1) 相良英輔「19世紀奥出雲におけるたたら製鉄」(大学コンソーシアム山陰主催第1回シンポジウム『はじめよう!!山陰学』、2002年12月、所収。同「櫻井家の鉄山経営」(『櫻井家住宅調査報告書』島根県仁多町教育委員会、2002年11月、所収)
- (2) 同上論文。
- (3) 『島根県公報』198号
- (4) 多伎町教育委員会蔵「安政五年(1854)大勘定辻目録」奥原御たたら所、による。
- (5) 多伎町教育委員会蔵
- (6) 仁多町櫻井家文書「初代家督証文写手鑑」
- (7) 同上史料
- (8) 多伎町教育委員会蔵「鉄山證文小日記」
- (9) 渡辺勝治著『田儀櫻井家年代記』27頁に、明和8(1771)年「越堂にたたらを創設」とある。
- (10) 文政3(1820)年「御願申上演説之事」(『鉄山證文小日記』所収)
- (11) 土井博治「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」(たたら研究会編『日本製鉄史論集』1983年、所収)
- (12) 武井博明『近世製鉄史論』三一書房、1972年
- (13) 相良英輔「松江藩と櫻井家の鉄山経営」(『月刊文化財』平成15(2003)年7月、文化庁文化財部)
- (14) 「年々見合帳」所収、文政3(1820)年「御願申上演説之事」
- (15) 同上史料。

- (16) 横田町絲原家文書の中に文久2(1862)年の「乍恐奉願御事」があり、それによると櫻井運右衛門が神門郡山口村奥原御たたら近辺の山を伐り尽くしたので、久保田村(現佐田町一森田)の加賀谷にたたらを打替えたい旨願い出ている。
- (17) 「鉄山證文小日記」所収、元禄6年「当酉年より午迄拾年季ニ山口村百姓山土共ニ完済申山之事」。これらの史料を閲覧するとき、森山一止「奥田儀宮本屋櫻井家文書目録」(『古代文化研究』2002、No. 10所収)を大変便利に利用させてもらった。森山氏のこの業績に敬意をほらいたい。
- (18) 絲原家文書(1-2-2)「鉄鋼代価平均表」
- (19) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』565頁、第1表。
- (20) 「鉄山證文小日記」
- (21) 『維時明治14年改正 旧来種家過去諸營傳 二』
- (22) 「年々見合帳」
- (23) 「年々見合帳」



第5章 田儀櫻井家の産鉄流通について

仲野 義文

はじめに

本稿は、田儀櫻井家のたたら・鍛冶場で生産された鉄が、どのような経路で、どこに販売されたのか、という、鉄流通における基本的な問題について考察を行うものである。

櫻井家の産鉄については、これまでに『田儀村誌』などによって、大坂や九州・北国へと販売されたことが指摘されており、広範囲に流通したことが知られる。しかし、これら地域における具体的な販売先や、その販売方法などについては、必ずしも明らかになっていないとはいえない。

また、こうした鉄の流通と深く関わっていた地元の鉄間屋や廻船業者についても、重要でありながらあまり論じられていないように思われる。そのため本稿では、このような流通業者にも注目し、櫻井家の産鉄流通全体について考察を進めることにする。

第1節 鉄集荷地としての久村

1. 久村への出鉄

藩政下の久村は、山陰道の宿場町として、また神門郡西部で納められた年貢米の津出浦として領内交通の要衝地であった。加えて、当地から南下し一窪田に至る脇街道は、神戸川上流とその支流の伊佐川及び波多川流域のたたら製鉄地帯へと繋がることから、これら地域で生産された鉄が久村へ向けて出鉄された。

文政11(1828)年5月、鉄方役人小林佐平太から田部長右衛門・可部屋源兵衛の両名に宛てた鉄輸送に関わる書状⁽¹⁾によると、飯石郡畑村の堂ノ原たたらでの産鉄は、およそ次

のようなルートを経て久村へと運搬されたことがわかる。

広瀬御領堂ノ原鉦、是迄石州鳥井村喜平太相統中出来鉄・銃、反部御番所通候而、神戸郡久村江繰出し候儀、為殿合毎月五日々々二限、繰出し来り候由之処、先達而右鉦宮本屋多四郎引請ニ罷成候、付而者已来定日無之事、都合次第繰出し候様被仰付旨願出、御願届相済候…

これによると同たたら産鉄は、神門郡の反部御番所を通り久村へと搬出されたことがわかるが、「天保国絵図」⁽²⁾によれば、およそ畑村からは反部・一窪田を経て久村へ至る道筋が描かれており、この場合もそれに沿ったルートで鉄が運搬されたものであろう。

ところで、この史料では石州鳥井村喜平太の経営時にあつては、毎月5日の日に限って出鉄が制限されていたことがわかる。しかし、経営が櫻井家の手に移ると定日はなく「都合次第」となっており、他領の経営者に比べ明らかに松江藩の鉄師に対する優遇が見られる。この点、鉄流通の問題を考える上で注目される記述であろう。同じく櫻井家の経営す

第19表 加賀谷たたら所の出鉄状況

賃銭(駄賃)	運搬先及び数量
1貫800文	宮本出し鉄 2束
50貫600文	久村出し鉄 38束
290貫 文	今市出し鉄145束
333貫600文	田儀出し鉄278束
37貫333文	久村より鉄 28束 今市出し
16貫267文	久村より鉄 12束 杵築出し

出典：明治4(1871)年「加賀谷所・未益切中勘定目録」田儀櫻井家文書





る一窪田村加賀谷たたら所の場合を見ると、第19表のとおりである。一窪田は街道の分岐点に位置するため、同たたら所からの出鉄は各所に及んでいたようである。なかでも田儀・今市に対する出鉄は多かったようであるが、久村へもわずかながら出鉄が認められる。しかも、この場合一旦久村へと集荷された鉄が、そこから再び今市や杵築へと搬出されており、当地がこの地域における鉄流通の中継地であったことが理解される。

ところで、久村に鉄が集荷された背景には、前述のとおり、当地と神戸川上流のたたら製鉄地帯とを結ぶ街道が存在していたことが挙げられるが、いま1つには鉄宿がこの地に存在したことも重要な要因として指摘されるであろう。そこで次に鉄宿の問題を取り上げ考察することにしよう。

2. 鉄宿油屋

鉄宿とはすなわち鉄間屋のことである。鎮内では城下町松江に鉄宿が在ったほか、横田・木次・大東・穴道などにも存在した。これら内陸部の鉄間屋はいわゆる道中間屋で、生産地からの製品の運搬とその管理・保管を専ら業務としたが、後には鉄間屋自ら小売を行うものも現れるようになる。一方、松江の場合にあつては、おもには鉄鋼の売買、鉄師・千代等の宿泊、宿請米上納、諸役所への御勤などを業務とするものであり、同じ鉄宿といえどもその内容はかなり異なっていたようである。⁽³⁾では久村の場合どうであろうか。以下に見よう。

久村の鉄宿は、宝永7(1710)年より油屋(浜村家)が勤めたが、かかる経緯については同年3月に油屋が提出した願書⁽⁴⁾によって詳しく知ることができる。

それによると、油屋の居宅は、もとは田儀櫻井氏が経営する本陣であつたが、「可部屋

三郎左衛門不勝手二付、家修復等茂難仕」ことから、この家の取り壊しを藩に願ひ出た。しかし、藩では「久村町之儀者他国之御使者等之宿可仕家外ニ無御座候」との理由により、可部屋に代わる新たな家守を郡中より募つた結果、神門郡今市町で油屋を営む太郎衛門が名乗りを上げ、丁銀4貫670匁にて家屋敷及び酒場を買受け、その跡を引き継ぐこととなつたのである。鉄宿はその際「太郎右衛門家御用宿相勤中候へ者修復料として」⁽⁵⁾御免となつたもので、いわば本陣を引き受ける代わりに藩より許可されたものである。この点他の鉄宿が、鉄師との契約によって成り得たのとは多少事情が異なるようである。

このように宝永7(1710)年以降油屋が鉄宿を勤めるようになり、「久村方角之鉄山より久村出シニ可仕鉄ハ、無残太郎右衛門方へ出し候」⁽⁶⁾と述べるように、当地への出鉄はこの油屋が独占することとなつた。

また、宝暦2(1752)年には久村のほか近隣の小田・多岐・大池・板津の4浦から津出しされる鉄についても、藏敷賃半分が油屋に配当申し付けられることになり、これによってさらに当地域での油屋の独占化が一層進められることとなつた。もともと、これ以前にはこの4ヶ浦からの鉄津出しは行われていなかったが、「鉄師勝手ニ相成」との理由から近年行われるようになったものであり、こうした背景には鉄生産の発展に伴う流通量の拡大といったことが推察されよう。

なお、久村の鉄宿がどのような性格や機能を有していたかについては、史料上の制約もあり明らかにすることはできない。ただ、当地が宇籠・杵築・田儀と並ぶ有力な津出浦であることなどを考えると、製品の管理・保管とともに、廻船への販売などにも関わっていたことは容易に想像されることであろう。

また、田儀櫻井家との関係でいえば、明治

4(1871)年加賀谷たたら所の「未盆切中勘定諸目録」⁽⁷⁾によると、「久村油屋鉄藏敷」として銭1貫900文が支払われていることが見えるので、櫻井家の産鉄流通についても当家が深く関わっていたことは明らかであろう。

第2節 櫻井家の産鉄販売

1. 製品と販売状況

本項では、産鉄の販売状況について考察を行う。しかし、この点については史料上の制約もあり、具体的な様相を明らかにすることは困難である。そのため、ここでは明治初期の史料を通じてその一端を窺うことにしよう。

はじめに、櫻井家の製品について見ることにする。第20表は、宮本鍛冶場の明治6(1873)年の鉄販売状況を整理したものである。同年の暮切出来高は割鉄726貫670目で、外に6月切残鉄129貫800目があり、あわせて7856貫470目が有鉄となっている。同表によるとこの年宮本鍛冶場で作られた製品(割鉄)は、菊一印が最も多く全体の54%を占めているほか、細割24%、千割13%となっており、この

第20表 宮本鍛冶場の製品と販売状況

項目	有高	売高
菊一	368 束	355 束
細割	96 束	96 束
一菊	34 束	34 束
一桜	14 束	14 束
千割	75 束	74 束
桜一	5 束	5 束
銅山行	30 束	30 束
平割	1 束	1 束
小売	159 貫 780 匁	159 貫 780 匁
千鍛渡	50 貫 390 匁	50 貫 390 匁
床地	23 貫 800 匁	
卸残鉄	7 貫	

出典：明治6(1873)年「宮本鍛冶場・西暮切大勘定目録」田橋櫻井家文書

3品だけで全体の91%を占めていることがわかる。

一方、これら製品名とは別に「銅山行」・「千鍛渡」といった具体的な販売先を示したものも見受けられる。このうち「銅山行」については言うまでもなく銅山へ向けて出荷されたものであるが、これはおそらく近くの佐津目銅山に向けての販売品であろう。また「千鍛渡」については、千歯鍛冶への販売分と思われるが、稲穂千歯扱は当地でも生産されたからこれはそれに対するものである。

第21表 加賀谷たたら所の割鉄販売状況

項目	数量
①有高	7428 貫 600 匁
中暮切残	215 貫 300 匁
盆切出高	4130 貫
当暮切出来	380 貫 300 匁
②売高	7276 貫 400 匁
中切此元小売	59 貫 400 匁
中切口田儀出・元方渡	4104 貫
八月此元小売	94 貫 700 匁
暮切此元小売	18 貫 300 匁
口田儀出・元方渡	3000 貫
③残高(①-②)	152 貫 200 匁

出典：明治4(1871)年「加賀谷たたら所・未盆切中勘定目録」田橋櫻井家文書

第22表 加賀谷たたら所の割鉄販売状況

項目	数量	備考
①小割鉄有高	673 束 85 匁	
未暮切残鉄	134 束 1 貫 585 匁	
盆切出高	538 束 8 貫 500 匁	
②売高	248 束 4 貫 500 匁	
小割(松印)	159 束 6 貫	木次
小割(草)	54 束	今市小売
小割	34 束 8 貫 500 匁	小売
③差引残高	424 束 5 貫 585 匁	①-②

出典：明治6(1873)年「加賀谷たたら所・奥西暮切大勘定目録」田橋櫻井家文書



次に第21表は、加賀谷たたら所の明治4(1871)年前期における鉄の販売状況を整理したものである。この時点の小割鉄有高は未暮・盆切をあわせて都合673束85匁で、内248束4匁500匁が当期の鉄売却高である。内訳をみると、このたたら所では「松印」・「草」という割鉄が作られていたようであるが、前者は159束余が大原郡木次へ、後者は54束が神門郡今市へそれぞれ販売されていることがわかる。他に小売として34束余の販売があったが、具体的な売先については不明である。おそらく近辺の鍛冶屋に対するものであろう。

最後に第22表は、同じく加賀谷たたら所における明治6(1873)年の鉄販売状況を整理したものである。有高は前年の残鉄と当年の出来高をあわせて7428貫余で、このうち7276貫余が販売されている。内訳を見ると、「此元小売」が中切・八月・盆切をあわせて172貫となっているが、これは全体のわずか3%程度に過ぎない。それに対し「口田儀出」の場合では2口の合計が7104貫にもなっており、実に当年の売高の97%にも及ぶものである。つまり、この年に限って言えば、加賀谷たたら所の場合「口田儀出」が殆どであったといえるであろう。

周知のごとく口田儀は多伎町内にあっては前述の久村とともに鉄の津出し浦として、櫻井家の産鉄流通に重要な役割を果たした。したがって、この「口田儀出」分もまた同浦より津出しされた鉄と見ることが出来る。⁽⁹⁾では具体的にこれらの産鉄がどこに向けて出荷されたのであろうか。以下この点を考察することにしよう。

2. 産鉄の大坂売

先に見たように、櫻井家の産鉄は一部が今市や木次そして千歯鍛冶渡・銅山行といった領内向けに販売されたほか、「口田儀出」の

ごとく同浦を経て諸国へも多く出荷された。

ところで、近世中期以降の鉄流通において大坂が中軸的な地位を占めたことは周知のとおりであるが、一説には近世後期から明治初期にかけて全国に流通する鉄の実に6～7割を占めたといわれる。⁽¹⁰⁾これら大坂市場はおよそ鉄問屋・鉄仲買・鉄釘江戸積仲間によって構成され、これらが諸国の産鉄を集荷するとともに、大坂近郊を中心に各地域へと販売した。

松江藩の鉄師もまた、このような大坂市場に向けて多くを出荷したが、藤原家を例に見ると寛政11(1799)年から文化13(1816)年迄の間において、大坂売は年平均2179束となっている。これはこの時期の同家における鋼・鉄推定生産量の約65%にも相当するとされ、同家産鉄に占める大坂市場の割合がいかに大きいものであったかがこれによって理解されるであろう。⁽¹¹⁾

田儀櫻井家の場合も、松江藩の他の鉄師同様、大坂市場への依存度が大きかったことは容易に想像されるが、その実態については明らかではない。ただわずかに以下の史料⁽¹²⁾から、櫻井家と大坂市場との関係について推量することが可能である。

奉願御事

神門郡吉野両田儀三ヶ村御産・鍛冶屋ニ而吹方仕候鉄鏡、大坂並九州所々江差遣、船頭共仕切候処、近年惣方共不景氣ニ而船頭共斗ニ而者仕切出来不申難仕候、依右鉄鏡為売捌手代利八・貞助右両人之者大坂並播州辺江差遣度奉願候、何卒当十月より十二月迄日数七拾日斗逗留御許容被仰付被下候様奉願候

この史料は、天保7(1836)年5月宮本屋多四郎等から下郡役人を経て松江藩へ提出した願書である。これによって同家の産鉄が大坂や九州へと販売されたことが知られる。内容





は、近年不景気であるため船頭による大坂売り捌きが難しくなった。そこで櫻井家より手代2人を大坂及び播州に派遣し、そのことに当たらせたい、というものである。同様の願書は天保6(1835)年10月にも提出されており、この時期の鉄不況による経営難の深刻さが窺える。

また、大坂売の問題でいえば、もう1つ鉄間屋と鉄師との関係がある。具体的には産鉄を担保とした鉄間屋からの資本の前借である。例えば前出藤原家の場合を見ると、安永5(1776)年から天明6(1786)年までの10ヶ年間で、同家が受け取った前借銀は4間屋で都合746貫余にも達しており、同家経営における大坂間屋の存在がいかに大きなものであったかが窺われる。¹⁰² 前述の通りこれらの借銀は、鉄の売却益の中から返済される仕組みであったから、自然このような鉄間屋からの資金の融通を通じて、多くの鉄が大坂へ向けて販売されていった。

では田儀櫻井家の場合、どの間屋と具体的にどのような関係があったのであろうか。残念ながらこの点については史料上の制約もあり明らかにすることはできない。しかしわずかに天保5(1834)年6月、宮本辰多四郎と土州高知の下田屋勘之丞及び相良屋文右衛門との間で取り交わされた、鉄売買の鑑定書によってその一端を窺うことができる。

相渡申一札之事¹⁰³

一鉄千三百束也 正味拾三貫五百匁人
 []老式拾貫目鉄ニ付銀七重
 九匁、口田儀 []外運賃銀三拾貫目
 老鉄ニ付五匁宛、並ニ瀬戸御番所より
 之請入用等迄、其御元様より御払被成
 事、荷物積運船此方より手配仕、右荷
 物当六月老艘、八月老艘、九月老艘、
 十月式艘都合五艘を以相渡可申、口又
 代銀者段々老艘送ニ []十月式艘

代銀之内半銀者大坂立売堀大野屋伝兵衛方江米十二月十五日迄二御渡被下約速、残銀者末末二月入松江御渡御皆済被成事

文書の破損が著しく多少読みにくい、数少ない流通関係の史料であるため参考として載せることとした。これは櫻井家の産鉄1300束を、土佐高知の下田屋と相良屋に販売するにあたって、その経費の負担や渡方について約束したものであるが、とりわけここでは代銀の支払いについて注目したい。これによると、下田屋等から支払われる代銀は半分が売上である櫻井家へ、残る半分は大坂立売堀の大野屋伝兵衛に対して支払うようになっているが、この大野屋は藤原家とも取引のある大坂の鉄間屋である。したがって、この場合大野屋への代銀半額支払いは、その借銀に対する返済とも考えることができ、櫻井家にあってもまた他の鉄師と同様、大坂間屋との間に資金的な繋がりを認めることができるのである。

3. 櫻井家の海運業と北国売

櫻井家の鉄販売とりわけ他国売は前掲願書で述べられたとおり、「船頭共仕切候」すなわち同家所有の手船に産鉄を載せ、入津した各港で船頭が販売する方法がとられた。櫻井家が所有する廻船は、幕末から明治初期にかけて幸徳丸(宮本運之助)・彰徳丸(櫻井供造)などが史料¹⁰⁴で確認されるが、他に同家に関する廻船としては幸徳丸(豆腐屋)・亀吉丸(豆腐屋)・春磐丸(中川屋軍藏)・鉄栄丸(吉出屋)承運丸などが見え、いずれも帆には宮本屋の屋号示す窓の帆印が付けられていた。ではこうした廻船によって、どのような交易を行っていたのであろうか。

第23表は、越後国出雲崎の廻船問屋泊屋の「御客入船帳」¹⁰⁵を基に、田儀浦廻船の人津状況を整理したものである。なお、この表に

第23表 田儀浦廻船の出雲崎入津状況

入津年月日	船類	船名(帆反)	帆印	積荷
弘化3年9月15日	とらふや否市・油屋		☐	空船、新米600積入
安政7年7月12日	宮本豊保助	幸徳丸(16反)	☐	鉄600束・銅30箱・塩しいも1000貫匁
文久元年3月27日	油屋浅右衛門	(17反)	油	鉄500束・錫10箱・木綿39箇・米子綿30本・くじら2丁
文久2年8月26日	宮本保助	幸徳丸(16反)	☐	木綿60箇・鉄500束・錫60箱・生軋50臥・大白28丁・筑前晒5俵
文久2年閏8月15日	油屋勝藏	幾徳丸	油	鉄50束・木綿38箇・米子綿20本・床地十丁
文久3年4月24日	油屋勝藏	幾徳丸(16反)	油	鉄取合250束・木綿15箇・銅40箱・綿50本・生軋20臥
文久3年5月22日	宮本保助	幸徳丸(16反)	☐	木綿25箇・米子綿100本
文久4年3月17日	櫻井保助	幸徳丸(16反)	☐	鉄700束・銅60箇・生軋35臥・木綿30箇・全半切10箇
文久4年4月17日	油屋勝藏	幾徳丸(17反)	油	鉄33束・木綿10箇
文久4年6月21日	櫻井市助	幸徳丸(16反)	☐	鉄800束・古手35箇
文久4年8月12日	櫻井市助	幸徳丸(16反)	☐	鉄450束
文久4年9月6日	油屋勝藏	幾徳丸	油	鉄200束・古手5箇
元治2年4月2日	櫻井市助	幸徳丸(16反)	☐	鉄・銅・米子之了130本・木綿47箇
元治2年4月31日	油屋勝藏	幾徳丸(16反)	油	鉄・錫・木綿・米ノ子
元治2年閏5月22日	櫻井市助	幸徳丸(16反)	☐	鉄錫600束・米子23本・そうめん600俵・木綿13箇
元治2年8月8日	油屋久八	幾徳丸(18反)	油	鉄300束・銅60箱・木綿10箇
元治2年8月14日	櫻井市助	幸徳丸(16反)	☐	鉄300束・銅300束・木綿60箇
慶応2年8月25日	櫻井市助	幸徳丸(18反)	☐	鉄500束・生軋100臥
慶応2年8月26日	油屋久八	幾徳丸(18反)	油	鉄500束・生軋50臥・米子130本・銅13箱
慶応4年閏4月2日	伊勢屋連藏	久徳丸(15反)	舟	木綿40箇・鉄110束・下20丁・焚込100丁・綿16本・半軋13箇
明治3年9月15日	び属屋否市	幸徳丸	☐	三ツ切600俵・木綿30箇・せんこ145箇
明治4年7月4日	伊勢屋連藏	久徳丸(16反)	舟	鉄350束・木綿8箇・錫30箱・古手5箇
明治11年7月26日	油屋利作	勝福丸	油	鉄取合100束・米子26本・生軋7臥・銅29箱
明治12年3月31日	油屋源平	勝福丸	油	天草砂糖100挺・生軋15臥・七輪産35束・太白10丁・白下4丁・焚込6丁・かつふし13臥





は櫻井家の他に油屋、伊勢屋、豆腐屋などの入津も見られるが、これについては後述する。

一般に客船帳は、その問屋と取引のある廻船がその港に入津した際に記載されるもので、いわば顧客リストに相当する帳簿である。帳簿にはおよそ入津日・船名・船頭名などが記録されるが、なかには泊屋の例のように積荷品の詳細を記載したものもある。

泊屋の客船帳は弘化3(1846)年から明治20(1887)年迄の41年間にわたる客船記録であるが、この間櫻井家の廻船が同港に入津したのは、およそ安政7(1860)年から慶応2(1866)年迄の間で都合10度である。入津船は何れも幸徳丸であり、帆の反致から推定して300石積程度の廻船であったことが理解される。次に廻船の具体的な積荷について見ると、なかには木綿や生絹など出雲国特産の商品なども若干見受けられるが、やはり最大の積載品は鉄や錫であり、多い時には鉄800束にも及んでいたことが知られる。

ところで、仁多郡産鉄の北国売についてはおよそ化政期以降急激に増大し、明治初年にかけては大部分が北国売、もしくは松江入港船への販売が占めるといえる。⁽¹⁶⁾ この点田儀櫻井家の産鉄販売がどのような状況であったかはわからない。おそらく幕末から明治にかけては他の鉄師と同様販売量のうち北国売が大きな比重を占めたものと思われるが、この点については今後の課題としておきたい。

第3節 鳥屋尾家の廻船業と鉄販売

1. 鳥屋尾家の廻船業

櫻井家の産鉄は、田儀浦をおもな積出港として他国へと販売されたが、前述のごとく同浦には他にいくつかの廻船業者が存在し、同家の産鉄販売に深く関わっていた。本項では、これらの廻船業者のうち鳥屋尾家を取り上げ、同家が行った廻船業の実態を概観する

とともに、これらを通じて櫻井家の産鉄がどのように流通していったのかを見ることにする。

鳥屋尾家は、田儀浦を拠点に活躍した廻船業者であるが、何頃からこうした廻船業を営むようになったかについては不明である。ただ石見大浦土肥屋の客船帳⁽¹⁷⁾によると、寛政元(1789)年6月29日の入津船として

一田儀油屋浅右衛門 内船頭弥八

一山儀油屋勘次郎

とあり、この頃には既に廻船業としての活動を認めることができる。また、同史料には他に「可部屋より 一田儀油屋寅三郎」との記載もあり、同家が田儀櫻井家の委託を受け商品の運搬を行っていたことも知られる。

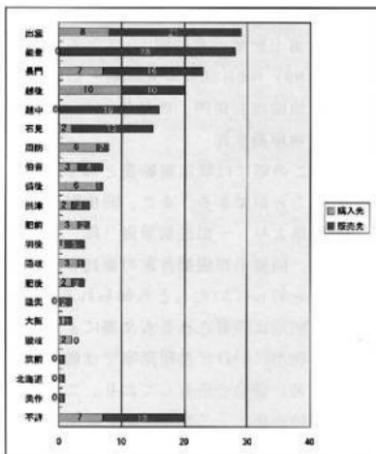
なお、同家に所蔵される古文書によると、幕末から明治にかけて鳥屋尾家では幾徳丸・幾重丸などの廻船を所有しており、これらを使って買積形態による廻船活動を展開していたが、次にこうした同家の廻船活動について具体的に見ることにしよう。

2. 仕切状に見る交易実態

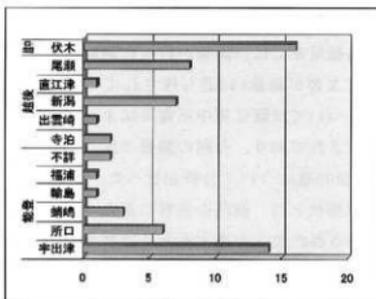
鳥屋尾家には、同家が行った廻船活動を示す古文書が総数443通も残されている。これらについては既に田中正實氏によって目録が作成されており、今回の調査ではこのうち仕切状205通について分析を行った。⁽¹⁸⁾

仕切状とは、商品の売買にあたって代銀が皆済されたことを売主もしくは買主から発給する証文である。この場合「売仕切」と「買仕切」とがあり、前者が販売を後者が購入を示す証文である。したがってこの仕切状を調査することで、何時、どの誰と、どのような商品を、いくらで、売買したのかを詳しく知ることができる。そこで以下これらの史料をもとに同家おける廻船業の実態を見ることにしよう。

第5図は、前述の仕切状によって鳥屋尾家の交易地を整理したものである。これによると、同家の交易地は日本海及び瀬戸内の沿岸諸国を中心として都合21ヶ国にも及んでおり、そのうち件数が最も多かったのが地元



第5図 鳥屋尾家廻船の交易地



第6図 北国3ヶ国のおもな寄港地

雲29件(14%)で、次いで能登29件(14%)、長門23件(10%)・越後20件(10%)・越中16件(8%)となっている。

また北国3ヶ国に限ってみると、この地域で全体の約30%を占めており、同家の廻船業

にとって北国が主要な交易地であったことが窺われる。なお、北国での主な寄港地としては能登では宇出津、越後では尾瀬がそれぞれ上位となっている。(第6図)

次にこれらの交易地と、どのような商品を買入れたかを見ることにしよう。まず購入状況から考察する。第24表は買仕切から整理した交易地ごとの購入品の一覧である。この一覧が示すように、鳥屋尾家が購入した品目は多岐にわたっているが、おもには各交易地とその周辺の特産品である。例えば越後の米、備後の塩、出雲の木綿などがそれであるが、例外として長門国(下関)や石見国(温泉津)の場合のような同地の特産品ではないものもある。これは両地が西廻り航路の寄港地として他地域からの移入品が多く集荷するため、これらの場合にあっては特産品以外の商品が購入された。

一方販売品についてみると、第25表は販売

第24表 鳥屋尾家の購入状況

購入地	件数	購入品
越後	10	米・三田米・大豆・小豆・
出雲	8	操綿・干鳥賊・古手・蠟・米・ 玄米・餅米・松竹・
長門	7	焚込・砂糖・土佐鹽節・さつま 鹽節・生蠟・千割鉄
周防	6	七嶋表・塩・木綿・喜味川酒・ 砂糖
備後	6	小豆・吉和塩・繰綿
伯耆	3	鉄・空豆・銅
隠岐	3	鯛・杉板
讃岐	2	白砂糖・焚込
摂津	2	繰綿・石炭油
越後	2	綿・米
肥前	2	米・大豆・小麦
石見	2	越後禁納米・小豆・立濱塩
羽後	1	白米
大坂	1	素麺

第25表 鳥屋尾家の販売状況

販売地	件数	販売品
能登	28	鋼・鉄・床地・砂糖・中繰・鯨鱈
出雲	21	米・酒・越後米・尾道塩・小割鉄 素麵・黒砂糖・白砂糖・土佐鯨節・ 佐渡烏賊・炊込・鱈ノ粕・三つ石 昆布・敷子・塩・椎茸・火口・鯨節・ 鯨鱈・志のり板昆布・
越中	16	鉄・米子蓬入綿・鍋ならし・綿
長門	16	大嶋黒砂糖・讃岐白砂糖・讃岐米 種・肥後大豆・越後米・鳥原小麦・ 白砂糖・黒砂糖・綿・米子綿・肥後 小豆・東城烟草・三原煙草・火口・ 天門堂・越後蕨米・木庄米・矢島 米・松雲米
石見	13	塩・越後小豆・金平糖・生姜漬・白 砂糖・鯨節・七島・杉はし・越後 米・越後茶納米・黒砂糖・布のり
越後	10	鉄鋼・木綿・空豆

先のうち上位6ヶ国についてみたものであるが、実際にはこの6ヶ国だけで全体の80%も占めており、うちおよそ4割が北国3ヶ国で占められている。

販売品を見ると、出雲の場合では越後米・尾道塩・素麵・黒砂糖・白砂糖・土佐鯨節・佐渡烏賊などがあり、これらはいずれも同家の廻船が各地で購入した商品で、おもに宇籠や美保関等の港で販売された。また石見や長門でも出雲と同様に各地での購入品を再移出する形で商品が販売されており、同家の廻船業もまたこの時期の一般的な交易形態をとっていたことがわかる。

一方、能登・越中・越後の場合では、他地域からの再移出品もなかには見受けられるが、やはりなんと言っても多くは鋼・鉄などである。

さらにこの点を詳しくみると、第26表のと

おりである。この表は能登国の売仕切のうち鉄販売に関わるもののみを整理したものである。能登国の売仕切は都合28通存在するが、鉄以外のものはわずかに4通であり、このことから鉄が同国への販売品の主力であったことが理解されよう。

これを見ると、鉄類ではおもに割鉄と鋼が中心であり、多様な地域と製品を取り扱っていたようであるが、なかに混じって櫻井家経営の奥原・鉄ヶ谷などの産鉄も見える。また第27表は、鳥屋尾家の仕切状のうち、櫻井家の産鉄のみを整理（能登国を除く）したものであるが、同家の場合北国以外での櫻井家産鉄の販売はなく、専らこの地域に限定されていたことがわかる。

このように櫻井家の産鉄は、櫻井家自らの廻船による販売と同時に、こうした鳥屋尾家のような地元廻船を通じて各地へと流通していったのであり、この点松江藩の他の鉄師とは異なり、櫻井家発展の背景にはこうした地元廻船業者の活躍があったことも忘れることは出来ないであろう。

付記

本稿を執筆するにあたって、田中正實氏のご指導、ご助言を頂いた。末筆ながら、ここにお礼申し上げます。



第26表 能登国への販売状況

年月	商品	数量	販売先
西10	×極鋼	5箱	宇出津・真脇 屋久次郎
	初菊	10箱	
	大極上	6箱	
	日	1駄	
	床地	2つ	
子7	大極鋼	3箱	宇出津・真脇 屋久次郎
巳9	平割	2束	宇出津・真脇 屋久次郎
	小菊	1束	
丑11	大極鋼	1駄	宇出津・真脇 屋久次郎
午3	[上	10束	宇出津・真脇 屋久次郎
	床地	13貫目	
丑3	八重板鉄	25束	宇出津・真脇 屋久次郎
元治1.8	極横鋼	1駄	宇出津・真脇 屋久次郎
	白銀鋼	1箱	
	順風鋼	6駄	
辰6	平割	20束	宇出津・真脇 屋久次郎
	小菊	40束	
	奥原鉄ヶ谷菊一	10束	
戌8	玉極印銀	2駄	宇出津・真脇 屋久次郎
	板川印銀	1駄	
	大極上銀	1駄	
	一末印銀	1駄	
	中割■印	4箱	
西7	改極鋼	1駄	宇出津・真脇 屋久次郎
	大極鋼	3駄	
	×■	2駄	
	木玉	2駄	
	鋸山	3駄	
亥3	桜一	12束	宇出津・真脇 屋久次郎
	重ノ山筋	5箱	
	花改銀	5箱	

辰4	床地	2丁	宇出津・真脇 屋久次郎		
辰6	中割	19束	宇出津・真脇 屋久次郎		
	天上鋼	3駄			
	飛切	3駄			
	天下一	1駄			
	大極上 給	5駄 2駄半			
申9	鉄長割鉄ヶ谷菊一 奥原菊一	25束 15束	所口・北野屋 又三郎		
	酉0	可部屋菊一印 可部屋小菊印		37束 7束	
巳9	別撰鋼	1箱	所口・北野屋 又三郎		
	玉極鋼	1箱			
	無類鋼	3箱			
申9	鉄長割奥原菊一 鉄平菊印 鉄平割	10束 4束 15束	所口・北野屋 又三郎		
	巳9	大極鋼		2束	所口・北野屋 又三郎
		無類印		2束	
平割		10束			
西9	大極上銀	2箱	所口・北野屋 又三郎		
子3	菊一印長割鉄	10束	蛸島浦・上野 屋		
子3	大和上印鉄	2束	蛸島浦・上野 屋		
巳5	菊一長割	2束	蛸島浦・上野 屋		
子7	鋼	3箱	福清・佐渡屋		
不詳	羽銀	30	輪島濱・宮野 屋		



第 27 表 鳥屋尾家による櫻井産鉄の販売状況

年月	品目	数量	差出
慶応3. 5	細割鉄	33束	越後尼瀬
	*一印鉄	18束	町・泊屋又
	小菊印鉄	23束	左衛門
	梅ヶ谷細割鉄	46束	
	奥原細割鉄	17束	
	梅ヶ谷*一印鉄	51束	
	奥原*一印鉄	13束	
	梅ヶ谷小菊鉄	10束	
	奥原小菊鉄	5束	
丑8	宮本細割鉄	5束	
	同平割鉄	5束	
	中割鉄	10束	
	□中打鉄	1箱	
	給	1封	
	从	1封	
亥10	可部原*印鉄	4束	越中伏木・
	堂原桜印鉄	12束	渋谷九良兵衛
慶応1. 8	細割鉄	8束	越後尼瀬
	*一箇割鉄	94束	町・泊屋
	宮本平割	29束	
	梅ヶ谷*一	4束	
	奥原*一	12束	
	小菊	29束	
	奥原小菊	10束	
玉*	17束		
亥11	小割鉄(堂原桜印)	20束	直江津今市・石田屋
亥4	宮本*一	25束	越中伏木・
	梅ヶ谷印	20束	渋谷九良兵衛
	宮本桜一印	9束	
	鉄長割鉄ヶ谷菊一	25束	能州所口・
	奥原菊一	15束	北野屋又三郎
子4	奥原*一鉄	15束	越後尼瀬 町・泊屋又 左衛門

亥4	宮本*一鉄	12束	越中伏木・ 河口屋吉三郎
亥04	宮本*一鉄	85束	越中伏木・
	宮本細割鉄	14束	友屋重蔵
申9	梅ヶ谷極鉄	8束	
	鉄長割奥原菊一	10束	能州所口・
	鉄平菊印	4束	北野屋又三郎
不詳	鉄平割	15束	
	宮本*一	10束	渋谷吉兵衛

※「*」印は製品の極印

